

# 自己点検・評価報告書

2013年9月26日

琉球大学法科大学院

研究科長 署名欄

渡名喜 庸安 印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	10
1-4	法科大学院の自主性・独立性	13
1-5	情報公開	15
1-6	学生への約束の履行	18
第2分野	入学者選抜	20
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	20
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	28
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	31
第3分野	教育体制	34
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	34
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	40
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	43
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	45
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	46
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	48
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	51
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	54
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	54
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	63
第5分野	カリキュラム	67
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	67
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	71
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	76
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	78
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	81
第6分野	授業	83
6-1	授業	83
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	87
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	91
第7分野	学習環境及び人的支援体制	96

7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	96
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	99
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	100
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	102
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	104
7-6	教育・学習支援体制	106
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	107
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	112
第8分野	成績評価・修了認定	115
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	115
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	120
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	154
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	128
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	128
別紙1	教員個人調書	
別紙2	6-1 授業 1（5）授業の実施,（6）到達目標との関係	135

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名	琉球大学
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称	法務研究科法務専攻
3. 開設年月	平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者	
氏名	渡名喜 庸安
所属・職名	法務研究科 教授(研究科長)
連絡先	098-895-8909
5. 認証評価対応教員・スタッフ	
① 氏名	渡名喜 庸安
所属・職名	法務研究科 教授(研究科長)
役割	認証評価対応委員長
連絡先	098-895-8909
② 氏名	玉城 勲
所属・職名	法務研究科 教授
役割	認証評価対応委員会 事務局長
連絡先	098-895-8207
③ 氏名	比嘉 正
所属・職名	法務研究科 教授
役割	認証評価対応委員会 事務局次長
連絡先	098-895-8091
④ 氏名	久保田 光昭
所属・職名	法務研究科 教授(副研究科長)
役割	教務責任者
連絡先	098-895-8205

⑤ 氏名	安座間 喜得
所属・職名	法科大学院係 係長
役割	事務担当責任者
連絡先	098-895-8091

hbhkdak@to.jim.u-ryukyu.ac.jp  
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町  
字千原 1 番地

## 第2 自己点検・自己評価報告書作成のプロセス

1 平成24年9月4日

研究科委員会において、認証評価に向けて認証評価対応委員会を組織すること及びそのメンバーを決定。

2 平成24年9月18日

日弁連法務研究財団による「自己点検・評価報告書」作成の説明会（財団一本田宗哉弁護士、本学—認証評価対応委員会の5委員）

3 平成25年4月3日

認証評価対応委員会において、「自己点検・評価報告書」の作成につき、分担案を決定。

4 平成25年4月10日

研究科委員会で上記案を了承。作成作業に着手。

5 平成25年7月1日

各担当者が各分担箇所を認証評価対応委員会に提出。

6 平成25年7月31日

認証評価対応委員会においてチェック作業。意見を付して各分担担当者に返却。

7 平成25年8月中

各分担箇所を訂正・補充のうえ、再度、認証評価対応委員会に提出。認証評価対応委員会において全体の調整作業を実施。

8 平成24年9月19日

認証評価対応委員会において「自己点検・評価報告書原案」を作成。

9 平成24年9月20日

研究科委員会に「自己点検・評価報告書原案」を提案、意見を聴取。

10 平成25年9月26日

研究科委員会で「自己点検・評価報告書」を承認。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

###### 1 現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

これからの法曹は、「国民の社会生活上の医師」<sup>1</sup>として、それぞれの地域の人々や社会の抱える問題に適切に対応できる心（マインド）と知識（スキル）を持った人でなければならない。同時に、グローバル化が地球の隅々にまで浸透した今日の時代にあっては、地域（ローカル）の問題が直ちに国際的（グローバル）な問題につながることを理解しうる法曹でなければならない。

このように、わが国で「国民の社会生活上の医師」としての法曹、そして国際性を備えた法曹の養成が求められている今日の時代にあって、琉球大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という）は、とくに「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」<sup>2</sup>、すなわち地域特性と国際性を備えたグローカル（グローバル＋ローカル）な法曹人を養成することを基本理念として2004年に発足した。

「地域にこだわる」とは、法曹が地域の人々から信頼を得るために、高い人格と倫理観を持ち、人の心を理解できる、いわば総合的な「人間力」を有することを意味している。人間味の溢れた法曹には信頼が集まり、経験を積み重ねることで、さらに地域からの信頼を高めていけるからである。また、「世界を見る」というのは、沖縄の地理的、歴史的、文化的、政治的特性を理解し、法的視点から地域の問題を見つめて国や世界に発信することができる力を意味する。本研究科は、このような基本理念の下で、日本の法制度と地域特性を理解し、国際的視野を持ちながら、地域の法的ニーズに応えることができる、ローカル（地域性）とグローバル（国際性）な視点を兼ね備えたグローカルな法曹の養成を目指している。

このように、本研究科は、地理的にも歴史的にも、そして文化的にも政治的にも大きな地域特性をもった沖縄県に所在する法科大学院として、高い人格と倫理観をもち、人間味に溢れ、それゆえに地域の人々から信頼を得て、地元の人々の法的ニーズに応えることができる（すなわち「地域にこだわる」法曹）とともに、日本の法制度と法律を深く理解して、地域の問題を国や世界に発信

---

<sup>1</sup> 資料2「琉球大学大学院法務研究科法務専攻設置計画書（抜粋）「設置の趣旨及び必要性」

<sup>2</sup> 「琉球大学大学院法務研究科規程」（以下「研究科規程」という）第1条の2（目的）

（A3『平成25（2013）年度大学院法務研究科便覧』（以下『研究科便覧』という）42頁）



し、諸外国の法曹とも渡り合える力を持った法曹（すなわち「世界を見る」法曹）の養成を目指している。

## （２）法曹像の周知

### ア 教員への周知、理解

本研究科の設置（2004年）に携わった専任教員は、「琉球大学大学院法務研究科（法科大学院）設置計画書」の中で謳われている本研究科が養成しようとする法曹像について熟知しているが、それ以外の専任教員に対しても、研究科長が辞令を交付する際にこれについての周知を図ってきた。現在、本研究科に所属する専任教員は、各年度の入学式・修了式に出席した折にもグローバルな法曹像に言及する研究科長の挨拶に接している。また、授業改善のためのFD会議やカリキュラム改正の議論においても、本研究科が養成しようとする法曹像は、常に念頭におかれている。

### イ 学生への周知、理解

本研究科は、学生に対しては、まず入学前に、入学予定者に対して送付する「新生へのメッセージ」<sup>3</sup>において、本研究科が養成しようとする法曹像について周知を図っており、次いで、入学式における研究科長の挨拶や、新生オリエンテーションにおいて研究科長の行う本研究科のアドミッションポリシーの説明の中で、あるいは教務・学生委員長の行う本研究科のカリキュラムの説明の中で、このことを強調している。入学後も、パンフレット<sup>4</sup>やホームページ<sup>5</sup>で周知が図られている。

### ウ 社会への周知

本研究科は、社会一般に対しても、本研究科が養成しようとする法曹像について、ホームページや地元新聞への記事広告<sup>6</sup>を通じて周知を図っている。

また、本研究科への進学希望者に対しては、各種の入試説明会・進学相談会において周知を図っている。法文学部法学専攻（以下「法学専攻」という）の新入生保護者懇談会やオープンキャンパスにおける法学専攻説明会にも積極的に参加し、新生の保護者や高校生を対象に、これの周知を図っている。

本研究科の司法試験合格者祝賀会は毎年100名余の規模で行われ、県内法曹三者の関係者、企業関係者、自治体関係者からもご参加いただいているが、そ

<sup>3</sup> 資料3「新生へのメッセージ」（琉球大学法務研究科平成25年4月入学予定の皆さんへ）

<sup>4</sup> A2『パンフレット 琉球大学大学院法務研究科』

<sup>5</sup> 本研究科HP URL：<http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/examination.htm>

<sup>6</sup> 資料4「記事広告」（琉球新報2011（平成23）年7月23日広告特集、沖縄タイムス2012（平成24）年4月8日広告特集）

こでも研究科長の挨拶の中で言及している。地元企業への訪問活動を行う際にも、本研究科の目指す法曹像について触れている。

(3) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」という法曹像は、本研究科のホームページなどでも明確に示され、入学した学生も日頃からその法曹像を自覚して研鑽に励んでいる。本研究科は、本学の他の部局からも、人材育成で最もその目指すべき人物像が明確に示されている部局であると評価されている。

3 自己評定  
B

4 改善計画  
特になし。

## 1-2 特徴の追求

### 1 現状

#### (1) 本研究科の特徴

「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成を基本理念とする本研究科は、地域性と国際性を涵養する科目を提供しているほか、国際性の涵養という観点から、開設当初から現在に至るまで、ハワイ大学のロースクールと交流している。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

本研究科は、地域性と国際性を兼ね備えたグローバルな法曹人を養成するために、これに対応した次のようなカリキュラムを組み<sup>7</sup>、また、具体的な教育実践においてもこの特徴を追求する取り組みを行っている。

第一に、さまざまな地域特性をもつ本県の抱える多様な法律問題に柔軟に対応できる、鋭い人権感覚を持った法曹を養成するために、沖縄の地域特性に根差した特色ある科目として、「米軍基地法」、「日米関係」、「自治体法学」、「中小企業法務」及び「ジェンダーと法」などの科目を配している。

このうち、例えば、「米軍基地法」は、本県には現在も米軍基地が多く存在することから、本研究科の特徴的な科目として開設されているが、この科目では、米軍基地をめぐる法的諸問題を扱う一方、授業の一環として、米軍基地視察、軍事法廷訪問、米国総領事との意見交換、基地所在自治体の担当職員から現場の状況と課題に関する講話を聴く機会を設けている。また、「ジェンダーと法」では、ジェンダーと法に関する基礎知識を学ぶほか、米軍の駐留から派生する国際結婚・離婚に関わる本県に特有なアメラジアン（Ameri-Asian＝米兵とアジア人女性との間に出生した子の俗称）問題などについても取り上げている。「リーガル・クリニック」は、本研究科においては、消費者問題や契約問題（多重債務事案を含む）、倒産問題など、経済的基盤が弱く所得の低い狭い地域で発生しがちな、本県に多い法律問題を扱っているほか、この3年間、司法過疎地域である離島（渡名喜島・粟国島・小浜島）における無料法律相談を実施している。

第二に、本研究科では、国際性の涵養を目指して、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」、「国際人道法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法」などのようなグローバル科目を開設している。このうち、「アメリカ法」と「法律英語」はネイティブの法曹有資格者が担当している。前述の「日米関

<sup>7</sup> 「研究科規程」第3条（A3『研究科便覧』42頁）及び別表一（同48頁）

係」は、地域性のほか国際性の涵養にも関わる科目である。国際性の涵養に配慮した取り組みは、ハワイ大学での「英米法研修プログラム」としても具体化されている。このプログラムは、ハワイ大学ロースクールとの間の学術交流協定（2005年3月締結）に基づき、毎年、春季休暇中に約2週間のハワイ研修として実施されるもので、この研修では、ハワイ大学ロースクールの特別講義を受講するほか、ハワイ州の最高裁判所や巡回裁判所、法律事務所、ハワイ州議会訪問、刑務所参観等を実施している。展開・先端科目の一つとして単位も認定される。

このように、本研究科では、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目としてグローバルな法曹人を養成するための特徴ある科目を開設しているが、本研究科の教育理念である地域性と国際性については、テーマによっては法律基本科目や実務基礎科目でも言及されることがある。

### （3）取り組みの効果の検証

これまでのところ、上記（2）の取り組みの効果については、各年度における各科目の履修状況を確認するのにとどまっている。

### （4）特に力を入れている取り組み

本研究科の入学者選抜においては、資格・経歴等を積極的に評価し、多様なバックグラウンドを有する人材に広く門戸を開放してきたが、グローバルな法曹の養成を目指すという教育理念に沿うよう、英語力を重視した特別枠（特別選抜）を設けている<sup>8</sup>。2010年11月には、「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合せ」<sup>9</sup>を研究科委員会で決定し、同じくグローバルな法曹人を養成するために同コースを設けた。特別選抜により入学した学生は、原則としてインターナショナル・ロイヤー・コースを選択しなければならないこととされている<sup>10</sup>。

### （5）その他

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科は、開設当初から現在まで、地域性と国際性を踏まえたグローバルな法曹人を養成するために、カリキュラムの面で、一方では沖縄の地域特性に

---

<sup>8</sup> 「2-11」参照

<sup>9</sup> 「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合せ」（A3『研究科便覧』63頁）

<sup>10</sup> 「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合せ」第4項

根ざした特色ある科目を、他方ではインターナショナル・ロイヤーを育てると  
いう観点から国際性を涵養する科目を配置してきた。また、離島地域の住民か  
ら法律相談を受ける「リーガル・クリニック」や、海外（ハワイ）のロースク  
ールで研修の機会を得る「英米法研修プログラム」は、「地域にこだわりつつ、  
世界を見る法曹人」を養成することを基本理念とする本研究科の特色ある教育  
実践例として評価することができる。

### 3 自己評定

#### B

### 4 改善計画

国際性を涵養するために置かれている「英米法研修プログラム」の教育実践  
に関わって、近い将来には、ハワイ大学との連携強化を通じて、米国の法曹資  
格を取得することができるような学修課程を創設することについても、検討し  
ていきたい。

## 1-3 自己改革

### 1 現状

#### (1) 組織・体制の整備

ア 本研究科には、自己改革を目的とした独立の組織はないが、自己改革はいきなり教授会に相当する研究科委員会で審議・決定するのではなく、学生の教育に関しては教務・学生委員会が、入試に関しては入試委員会が、自己改革を目的とした活動も行っている。すなわち、教務・学生委員会は、これまで入学前導入教育の立案・実施、単位互換制度の制度化、進級制度の制度化、異議申立制度の整備、修了認定の要件の見直しなど本研究科の学生教育に関わる自己改革に向けた活動を行ってきたほか、現在は未修者教育の充実という観点からカリキュラムの見直し作業において中心的な役割を果たしている。また、入試委員会は、これまで入学者選抜の方法（2011年から実施した法学既修者コースの導入）、法学既修者コースにおける法律科目試験のあり方、志願者確保の方策など本研究科が抱える入学者選抜に関する改革課題への取り組みについて中心的な役割を果たしている。

また、これらの教務・学生委員会や入試委員会の自己改革の提言については、研究科委員会で審議する前に運営委員会（研究科長、副研究科長、教務・学生委員長、入試委員長、広報委員長及びFD・自己評価委員長の5人で構成）で審議している<sup>11</sup>。

その他、教員の教育改善の取り組みは、後の「4-1」で詳しくのべるように、FD委員が主宰するFD会議における審議を通して行われている。

イ 自己点検・評価に関しては、FD・自己評価委員会の中の自己評価担当者がいるが、本研究科の専任教員数が14人（みなし専任教員を除く）と小世帯であることから、担当者は1人のみであり、実質的にはその担当者も構成員である運営委員会が自己点検・評価活動を行っている。本学における「第2期中期目標期間中における改善計画（法務研究科）について」の対応等がそれである（この点、改めて後述する）。

なお、教育に関する全学の自己点検・評価活動の組織として、琉球大学教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会が設置され、活動している<sup>12</sup>。担当理事、各学部自己点検・評価委員、大学教育センター長、就職センター長、担当理事

---

<sup>11</sup> 「研究科規程」第7条（A3『研究科便覧』42頁）、及び資料5「法科大学院における専門委員会・委員の設置と任務に関する申し合せ」参照。なお、本研究科は2009年に、法務研究科委員会規程第7条を改正し、従前の委員会に代えて、運営委員会、教務・学生委員会、入試・広報委員会及びFD・自己評価委員会などの専門委員会を新たに設ける抜本的な組織改編を行った。

<sup>12</sup> 資料6「琉球大学教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会規程」

が指名する教員、学生部長、学生部の各課長により構成されており、本研究科からも委員が出ている。

### (2) 組織・体制の活動状況

運営委員会及び教務・学生委員会は、現在ではほぼ隔週に開催されている（年間 25 回程度開催）ほか、入試委員会もかなりの頻度で開催されるなど、いずれの委員会とも会議を定例的に開催し、それぞれの改革課題について組織的に対応している。ただ、これら委員会では議事録を作成していないが、各回の会議資料はすべてファイルされ、保管されている。本研究科における意思決定機関である研究科委員会については、もとより議事録が作成・整備され、研究科委員会決定事項は記録として管理・保管されている。

### (3) 組織・体制の機能状況

自己改革の組織・体制の機能状況については上記（1）でのべたが、最近の機能状況は以下の通りである。

本研究科は、現在、中教審大学院分科会大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査WGによる改善状況調査<sup>13</sup>を受けており、また、本学本部に対しても「第 2 期中期目標期間中における改善計画（法務研究科）について」<sup>14</sup>を提出することになっている。前者の改善状況調査の項目も、後者の「改善計画」の項目も、いずれも大別すると、①入学者の質と多様性の確保に関する取組状況、②修了者の質の保証に関する取組状況、③教育体制の充実に関する取組状況、④質を重視した評価システムの構築に関する取組状況の 4 項目から成り、各項目について、現状、課題、課題に取り組むスケジュール、毎年 12 月時点での達成状況、3 月時点での達成状況について、報告することとされている。

このように、本研究科では、よりよい法曹養成教育が可能になるよう、上記の各項目について現状や問題の有無を把握し、問題にどのように、どのようなスケジュールで取り組んでいくのかなど、改善の取り組みを行ってきている。例えば、この数年間、教育体制等（入学者選抜、修了認定に関する事項を含む）に工夫の余地がないかどうか、公開されている情報が十分であるかなどについて、恒常的に検討してきているほか、過去 7 年間の司法試験の合格状況も含め修了者の進路（法曹三者、企業、官公庁等への進路）を把握するように努めている<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> 資料 7 中教審大学院分科会特別委員会法科大学院の質の向上に関する状況調査WGによる改善状況調査に対する「改善計画書」

<sup>14</sup> A 3 「第 2 期中期目標期間中における改善計画（法務研究科）について」

<sup>15</sup> 資料 8 「2013 年度第 4 回研究科委員会議事要旨」

本研究科における法曹養成教育の状況等を検証する作業は、上記の「改善状況調査」の2012年12月・2013年3月時点での達成状況を審議する中でも行われているが、2013年5月の研究科委員会において決定した「琉球大学法科大学院の現状と今後の課題」<sup>16</sup>の中でも、本研究科に求められる社会的使命をどの程度果たしているかの探求も含め、検証が行われている。

上記の取り組みは、研究科委員会の決定に基づくものであり、全専任教員が認識を共有し、取り組みに参加している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科には、自己改革を目的とした独立の組織はないが、自己改革はいきなり教授会に相当する研究科委員会で審議・決定するのではなく、学生の教育に関しては教務・学生委員会が、入試に関しては入試委員会が、それぞれ自己改革を目的とした活動も行っている。また、これらの教務・学生委員会や入試委員会の自己改革の提言については、研究科委員会で審議する前に運営委員会で審議している。自己点検・評価に関しては、実質的には運営委員会が自己点検・評価活動を行っている。

自己改革の最近の取り組みは、中教審大学院分科会大学院特別委員会法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査WGによる改善状況調査に関するものや、本学の「第2期中期目標期間中における改善計画」に関するものである。

本研究科は、後の「4 改善計画」に挙げる点などまだ不十分な点はあるが、自己改革を目的とした組織・体制が一応整備され、機能していると考えている。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

修了者の進路をさらに把握し、法曹有資格者の職域確保の課題のほか、修了生のうち司法試験の受験資格を失ったり、または途中で進路を変更した者が安定的に就職できるような職域開拓の取り組みを行っていく必要がある。

---

<sup>16</sup> 資料9「琉球大学法科大学院の現状と今後の課題」



## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本研究科には、教授会に相当する機関として研究科委員会が置かれており、本研究科の教育活動に関する重要事項はすべて、原則として隔週に開催される研究科委員会において自主的に審議・決定されている。

研究科委員会における決定事項には、琉球大学法務研究科委員会規程第2条<sup>17</sup>によれば、①教員（非常勤講師を含む）の任用等人事に関する事項、②入学者選抜に関する事項（入学者選抜方法・合否判定など）、③学生の身分異動に関する事項（休学・復学・退学・再入学・除籍の決定など）、④カリキュラムの内容など教育課程に関する事項、⑤成績評価に関する事項（定期試験の時間割の設定、成績判定会議の開催など）、⑥修了判定に関する事項などが挙げられる。

本研究科では、その他にも、上記規程第2条第8号に基づき、研究科長が必要と認めた次のような事項についても研究科委員会の決定事項として扱っている。①学年歴・各学期の教務日程に関する事項、②各学期の開講科目とその担当者、③各学期開講科目の時間割、④各学年次の指導教員、⑤授業評価アンケート結果及びアンケートに対する教員のコメントの学生への開示、⑥各学期毎に行う授業参観の日程、⑦「授業改善報告書」の研究科委員会への提出（日）、⑧進級認定、⑨再入学者の既修得単位の認定、⑩インターナショナル・ロイヤル・コースへの申請に対する承認及び同コースの修了者の認定。

本研究科では、上記の教育活動に関する重要事項はすべて所管委員会（教務・学生委員会）の提案を受け（事項によっては運営委員会における事前の審議を経て）、研究科委員会において慎重な審議を経て自主的に決定されている。

#### (2) 理事会等との関係

本学には、法人及び大学の長として学長が置かれるほか、理事会に相当する機関として役員会が置かれているが、この役員会における意思決定は一般に全学的な教育研究評議会（学長が主宰）や全学人事委員会（担当理事が主宰）の議に基づいて行われるのが通例である。

教育活動に関する重要事項のうち、まず、学生の入学、再入学、転入学、休学、復学、転学、退学、除籍などの学生の身分異動に関する事項や修了認定・学位の授与は、琉球大学大学院学則（第7章の諸規定）<sup>18</sup>により、学長の権限事

<sup>17</sup> A3 『研究科便覧』 52 頁

<sup>18</sup> A3 『研究科便覧』 10 頁～13 頁

項とされている。しかし、これらの事項に関する学長の決定は、研究科委員会の議に基づいて行われるもので、形式的なものである。

次に、教員の任用（採用、昇任）など人事に関する事項は全学人事委員会において承認される必要があるが<sup>19</sup>、この委員会にあっては、各学部・研究科の自主性を尊重した運営がなされており、これまで本研究科からの提案が否決された例はない。

このように、本研究科の教育活動に関する重要事項のうち学長等の承認・決定が必要とされているものについても、本研究科の自主性・独立性は十分確保されているといえる。

### （３）他学部との関係

他学部との関係でも研究科委員会の意向が実現できなかった例はない。なお、本研究科の教員スタッフが法学専攻の科目を担当し、逆に法学専攻の教員スタッフが本研究科の科目を担当することについては、合同会議を開催するなど、両者の合意に基づいて適切に運用されている。

### （４）特に力を入れている取り組み

特になし。

### （５）その他

特になし。

## ２ 点検・評価

本研究科の教育活動に関する重要事項はすべて、研究科委員会における慎重な審議を経て自主的に決定されていると評価される。

## ３ 自己評定

A

## ４ 改善計画

特になし。

---

<sup>19</sup> 資料 10 「国立大学法人琉球大学教員就業規程（千原事業場）」第 4 条

## 1-5 情報公開

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容及び公開の方法

ア 養成しようとする法曹像（地域にこだわりつつ、世界を見るグローバルな法曹）を、本研究科のホームページ<sup>20</sup>（「研究科案内」の「メッセージ」欄）や『学生募集要項』<sup>21</sup>（「入学者選抜の基本方針」欄）等で公開している。

イ 入学者選抜に関する事項については、入学者受入方針や入学者選抜の基準（出願資格や配点基準を含む）・方法等を、本研究科のホームページ（「入学案内」の「入学者選抜の概要」欄）にも掲載している『学生募集要項』等で公開している。また、出願者数、受験者数、合格者数、入学者の概要・属性及び適性試験やTOEICの平均点や最低点等の入学者選抜の結果を、同ホームページ（「研究科案内」の「情報公開」欄）などで公開している。

ウ 教育内容等に関する事項については、授業科目や年間の授業計画等カリキュラムの概要、教育指導の特色、履修方法及び修了要件等を、本研究科のホームページ（「学習案内」の「カリキュラムの概要・教育指導の特色・履修方法」、「研究科案内」の「研究科概要・法科大学院の目的欄」）等で公開している。また、授業の内容・方法や達成目標等が記載されたシラバスを、全学のホームページ（教務情報システムのシラバス検索欄）などで公開している。

エ 教員に関する事項について、教員組織や専任教員の数、各教員が有する学位及び業績等を、本研究科のホームページ（「研究科案内」の「教員紹介」や「研究科概要・特色」欄）等で公開している。

オ 成績評価・修了者の進路等に関する事項について、成績評価の基準や修了要件については、本研究科のホームページ（「学習案内」の「履修方法」欄や「研究科案内」の「研究科概要」・「法科大学院の目的」欄）等で公開している。また、司法試験合格状況や修了生の進路を、同ホームページ（「研究科案内」の「情報公開」・「司法試験合格実績」欄や「入学案内」の「修了生の進路欄」等）等で公開している。

カ 学生の学習環境に関する事項について、施設や設備環境を、本研究科のホームページ（「研究科案内」の「研究科概要・施設・設備」欄等）等で公開している。授業料・入学料を、同ホームページ（「入学案内」の「入学料・授業料」欄等）や学生募集要項等で公開している。指導教員制度や沖縄弁護士会による学習支援、長期履修制度並びに奨学金制度や授業料免除制度等を、同ホームページ（「学習案内」の「修学支援」や「長期履修制度」欄、「入学案内」の「支

<sup>20</sup>URL:<http://www.law.u-ryukyu.ac.jp/examination.htm>

<sup>21</sup> A7 『平成25年度琉球大学法務研究科学生募集要項』（以下『学生募集要項』という）

援態勢」欄及び「研究科案内」の「研究科概要」・「特色」欄等）等で公開している。

キ 『自己点検・評価報告書』等を、本研究科のホームページ（「研究科案内」の「情報公開・自己点検・認証評価」欄等）等で公開している。

ク その他、本研究科のホームページにおいて、入学志願者のために、入学選抜試験の過去問を公開し、学生生活に関する学生の声や司法試験合格体験記等を公開しており、また、本研究科の理念を実現する特色ある科目であり、かつ、地域貢献や国際交流にも役立っている離島における無料法律相談（クリニック）やハワイ大学ロースクールにおける研修プログラム等についても積極的に情報公開をしている。

#### （2）公開情報についての質問や提案への対応

本研究科のホームページ等における公開情報についての質問・意見・要望については、電話のほか、ホームページのお問い合わせ欄からの電子メールによる質問等も受け付けており、これに対する対応は広報委員会と事務が対応している。

#### （3）特に力を入れている取り組み

本研究科の理念を実現する特色ある科目であり、かつ、地域貢献や国際交流にも役立っている離島における無料法律相談（クリニック）やハワイ大学ロースクールにおける研修プログラム等については、特に積極的に情報公開をしている（離島における無料法律相談については、マスコミにも情報提供し、新聞記事として何度も取り上げられている）。

#### （4）その他

本研究科の教員の業績や社会貢献活動等については、一般的な教員紹介のほか、2013年度から毎月1回ホームページのお知らせ欄で最新の教員情報を公開している。

また、入試説明会やオープンキャンパス等において、入学志願者のほか、高校生や社会人等に対し、本研究科の施設・設備を見学してもらったり、法科大学院の授業を見学してもらう企画も実施するなどしている。

## 2 点検・評価

本研究科においては、社会が本研究科を評価するために必要・有益と思われる教育活動等に関する情報が適切に公開されているといえる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

本研究科においては、2011年に、従前の入試・広報委員会を改組して広報委員会を新設し、広報活動の一環としてホームページの内容等の刷新を図り、情報公開に努めてきたが、入学志願者や入学者を増加させるという重要な課題を実現するためにも、広報委員会を中心に、引き続き教育活動等に関する有益な情報を積極的に公開すべく、ホームページの改善・充実やパンフレットの更新等を行う予定である。また、現在、公開していない事項についても、今後、公開すべきかについて検討していきたい。

## 1-6 学生への約束の履行

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本研究科が、パンフレット、ホームページ、『授業シラバス集』<sup>22</sup>、『法務研究科便覧』等において学生に約束した教育活動等の重要事項としては、科目の開設（教育内容・教育方法を含む）、その担当教員、定期試験の答案の返却、指導教員制度、オフィスアワーの設定、自習室や図書室（資料室）の整備、コピー機等の設備・備品、授業料、授業料免除・細目化設定、奨学金などが挙げられる。

#### (2) 約束の履行状況

本研究科は、上記の約束事項を、概ねそのとおりに履行してきている。

まず、『授業シラバス集』等で約束している科目の開設については、どの教員が担当するかも含め、すべて予定通りに開講されている。答案の返却についても研究科委員会で返却日を設定し、その期間内に返却している。

次に、指導教員制度についても、各指導教員が学期初めに必ず個人面談を実施しているほか、随時、必要に応じて個人面談を実施している。また、オフィスアワーについても『授業シラバス集』で時間を設定して対応できるようにしている<sup>23</sup>。

さらに、自習室・資料室も完備し、そのうち資料室については、日常の学習に必要な不可欠な参考文献や法令・判例資料など法律基本科目を中心に年 100 万円程度の予算的措置を講ずるなど、図書の整備についてその充実に努めている。

なお、授業料の免除やその細目化設定についても、研究科委員会における審議に基づいて適正に運用し、学生に対する約束を履行している<sup>24</sup>。

#### (3) 履行に問題のある事項についての手当

特になし。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

---

<sup>22</sup> A16『授業シラバス集』

<sup>23</sup> 指導教員制度やオフィス・アワー制度の実施について、詳しくは「7-8」を参照

<sup>24</sup> 授業料免除等について、詳しくは「7-7」を参照

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科が教育活動等の重要事項について学生に約束したことは、基本的には十分に履行してきているといえる。このところ、教育内容や学習環境の改善などを目的とした「共同FD会議」が学生側からの要望がなく開かれていないのも、このことの証左といえる。

なお、定期試験における答案の返却も所定の期間内（その都度研究科委員会において決定）<sup>25</sup>になされている。遅れがちな科目もあったが、このところ改善が図られてきている。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

指導教員制度の運用面での一層の充実を図る。

---

<sup>25</sup> 「定期試験についての申し合わせ（平成21年10月7日研究科委員会）」第9項（A3『研究科便覧』54頁）

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

#### 1 現状

##### (1) 学生受入方針<sup>26</sup>

本研究科は、上記「1-1」でのべたように、高い人格と倫理観を持ち、人間味に溢れ、それゆえに地域の人々から深い信頼を得ることができる（すなわち「地域にこだわる」）とともに、日本の法制度と法律を深く理解して、地域の問題を国や世界に発信し、諸外国の法曹とも渡り合える力を持った（すなわち「世界を見る」）法曹の養成を基本理念として創設された。入学者の選考にあたっては、上に示した本研究科の教育理念に共鳴し、そのような法曹になりたいという強い熱意を持っている者であるかどうか、さらにそうなるための十分な素養を持っている者であるかどうかを試される。具体的には、適性試験によって測られる基礎的な知性・学力、小論文試験によって測られる読解力・問題発見能力・論理的な文章作成能力・表現力、面接試験によって測られる受け答え能力・社会問題に対する関心度・理解力・人間性、さらに志願理由書等の提出書類によって測られる具体的な将来の展望の有無・職業としての法曹への関心度やそれに至るまでの苦難を乗り越える意志の強さ・過去の学業成績・経歴などを総合的に見て、上記の熱意と素養が判断されている。

当初、本研究科は、多様なバックグラウンドを有する人材に広く門戸を開放するという理想を徹底して、すべて3年制とし、入試選抜において法律試験は行わないできた。しかし近年では、すでに学部等である程度法学を学んだあとで、短期間で司法試験合格レベルに達したいと希望する者が法曹志願者の主流となり、そのような者の希望に沿う教育機関の需要が高まった。そのため、2012年度から本研究科にも法学既修者コース（以下「2年コース」という）が設置された。しかしながら、これにより「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念が変更されたわけではない。むしろ、そのような法曹人をより多く養成するためには、熱意と資質を持った者に対して、その者の事情に応じた適切な受験の機会を提供することこそが有用であるという判断にもとづいて入学試験制度の変更がなされたのである。それゆえ、新設された2年コースの選抜に際しても、法律試験によって基礎的な学力を確認するほかに、主として書類選考や面接を通じて、本研究科が理想とする法曹人を目指す熱意と素養の持ち主であるかどうかを、上でのべたような具体的手法によって判断している。

---

<sup>26</sup> A7『学生募集要項』表紙裏を参照。



## (2) 選抜基準と選抜手続

上述のように、本研究科では、2012年度から法学既修者を対象とする2年コースが新設され、入試選抜に法律試験が導入された。2013年度入学試験では、A日程・B日程のほかにC日程が追加され、試験会場も3カ所から6カ所に増やされた。さらに、これから実施予定の2014年度入学試験では、法律試験の科目に選択制が取り入れられ、3年コースの試験内容にも変更が加えられた。以下では、最も近くに実施された2013年度入学試験についてのべつつ、必要に応じて2014年度入学試験に触れることにする。

### ア アウトライン<sup>27</sup>

2013年度入学試験は、A日程・B日程・C日程の3回実施された。本研究科の募集定員は22人であるが、A日程では2年コース4人程度、3年コース8人程度の計12人、B日程では2年コース3人程度、3年コース7人程度の計10人、C日程は3年コースのみ若干名が、それぞれ募集された。

A日程・B日程では、2年コースと3年コースを併願することができる。また、すべての日程で、一般選抜のほかに英語力を重視した特別選抜があり、受験者はそのいずれか一方で受験することも、両者を併願して受験することもできる。特別選抜の募集人員は、A日程で上記12名中4人程度、B日程で上記10人中3人程度、C日程は若干名となっている<sup>28</sup>。

2014年度入学試験も、以上の点で変更はない。

### イ 選抜基準<sup>29</sup>

#### (ア) 2年コース（法学既修者対象）

##### a 概要

A日程とB日程で、試験科目・内容および配点はまったく同じである。一般選抜の試験科目および配点は、①適性試験の成績（10点）、②提出書類（5点）、③面接（25点）、④法律試験（60点）の計100点、特別選抜は、①適性試験の成績（10点）、②提出書類（5点）、③面接（20点）、④法律試験（40点）、⑤TOEFLまたはTOEICのスコア（25点）の計100点となっており、英語力に自信がある者に有利な選抜試験となっている。

2014年度入学試験では、法律試験の結果をもっと重視すべきとの理由で、一

<sup>27</sup> A7『学生募集要項』表紙裏及び1頁を参照。

<sup>28</sup> 特別選抜で合格した者には本研究科のインターナショナル・ロイヤー・コースを履修することが義務づけられているが、それ以外で一般選抜での合格者と異なる扱いがなされることはない。

<sup>29</sup> A7『学生募集要項』8頁以下を参照。

般選抜・特別選抜ともに④法律試験の配点を大きくした<sup>30</sup>。

## b 試験科目

### ① 適性試験の成績

本研究科では、日弁連法務研究財団の法科大学院全国統一適性試験の第1部から第3部までの合計点をもってこの成績としている。ただし、適性試験の得点が一定程度に達しない者（その得点までの累計人数が受験者総数の85%に当たる人数に達する点数よりも低い得点しかできなかった者）には受験資格が与えられない。

### ② 提出書類<sup>31</sup>

出願時に提出された書類のうち、入学志願票、志望理由書、成績証明書、推薦書（任意提出）が評価の対象となる。とくに志望理由書は1600字以内で「なぜ法曹になりたいか、どのような法曹になりたいか、琉球大学法科大学院を選んだ理由は何か」等を中心に作成することが要求されており、重要な評価対象である。審査委員となった複数の教員がこれらの書類を総合的に審査して5点満点で評価し、その平均値を用いている。

### ③ 面接<sup>32</sup>

受験者1人に対して2人の教員が、提出された書類を資料として質疑応答を行い、法曹（法律家）の資質や本研究科への適性があるかどうかを、意欲及び能力の面から評価する。面接時間は約20分である。あくまでも人物試験であり、受験生に法律科目試験であるとの誤解を与えかねないような、法律知識についての質疑は行わないことが方針として定められている。上記の能力は提出書類や適性試験でもある程度判断されるので、面接ではそうした審査では不十分なところを評価・判断するのが主眼となる<sup>33</sup>。

各面接担当者は10点満点で採点し（その際にはおおむね4～9点の範囲を目処として、優劣の差がつくようにメリハリをつけて採点することが方針となっている）、その平均値を用いている。なお、面接試験の得点が平均点を著しく下回ったときは、総合点のいかんにかかわらず、不合格となることがある。

### ④ 法律試験<sup>34</sup>

<sup>30</sup> 配点の詳細については、A7『学生募集要項』8頁を参照されたい。

<sup>31</sup> 書面審査の採点は資料12「書面審査採点基準」にもとづいて行われている。

<sup>32</sup> 面接の方針やチェックポイントはA10「大学院法務研究科選抜試験A・B日程（面接）実施要領」（A資料ファイルに収録）に記載され、事前に面接担当者に配布されている。

<sup>33</sup> 具体的には、①志望理由書に虚偽や誇張はないか（志望理由や社会経験の裏づけをとる。）、②志望動機（意欲）は作ったものではなく心から述べられているか、③志望理由書は自分で考えてあるか（適正、能力、意欲）、④（学業成績が悪い場合）なぜ悪いのか（能力）、⑤口頭のコミュニケーション能力があるか（適性、能力）、⑥即座の思考力があるか（適性、能力）等がチェックポイントとなる。

<sup>34</sup> 法律試験は資料12「法学既修者コース法律試験 実施の流れ」および資料13「法律試験問題の誤記等を指摘された場合の対応について」に従って実施されている。

2年コースの合格者は、1年次の配当科目37単位のうち（法情報調査を除いた）36単位をすべて履修したものとみなされ、入学と同時に2年次にはり付けられる。そのため、法律試験は、1年次に配当されている法律基本科目7科目すべてについての論述式試験である。すなわち、公法系として「憲法」及び「行政法」（計100点満点）、刑事系として「刑法」及び「刑事訴訟法」（計100点満点）、民事系Ⅰとして「民法」（150点満点）、民事系Ⅱとして「商法」（50点満点）、民事系Ⅲとして「民事訴訟法」（30点満点）の法的知識や理解が問われ、その合計点を換算したものが得点となる。ただし、公法系・刑事系・民事系の3分野中一つでも著しく得点の低い分野があったときは、総合点の如何に関わらず、不合格となることがある。

2014年度入学試験では、上記7科目のうち「行政法」と「刑事訴訟法」はいずれか一方を選ぶ選択科目とし、計6科目について法律試験を実施することとした<sup>35</sup>。これについては「2-2 既修者認定」の項を参照されたい。

⑤ TOEFL または TOEIC のスコア（特別選抜のみ）

特別選抜では TOEFL または TOEIC のスコアも審査の対象となる。TOEFL-PBT は 575 点以上、TOEFL-iBT は 88 点以上、TOEIC は 800 点以上でないと出願資格がない。この点数は、本研究科の開設時から変わっていない。

(イ) 3年コース（法学未修者対象）

a A・B日程

A日程もB日程も、試験科目及び配点は同じである。すなわち、一般選抜は①適性試験の成績（30点）、②提出書類（10点）、③面接（60点）の計100点、特別選抜は①適性試験の成績（10点）、②提出書類（10点）、③面接（50点）、④TOEFL または TOEIC のスコア（30点）の計100点となっている。一般選抜・特別選抜ともに2年コースと比べ面接の比重が大きいが、これは、後述するように、提出書類の一部である「課題に対する小論文」を面接の得点の中で評価することとなっているためである。

試験科目は次の通りである。

①適性試験の成績

上でのべた2年コースの場合と同じである。

②提出書類

上でのべた2年コースの場合と同じである。

① 面接

面接時間は30分である。面接の方式や基本的な内容については2年コースで

<sup>35</sup> 各科目の配点や試験時間にも変更がある。A7『平成26年度学生募集要項』8頁、11頁を参照されたい。

のべたことが妥当する。ただ、この面接では提出書類の一部である「課題に対する小論文」に関して面接担当者との間で質疑応答が行われ、その応答はもちろん、小論文それ自体への評価も含めて採点がなされることが特徴となっている。「課題に対する小論文」とは、A日程の場合は7月初頭、B日程の場合は9月初頭にホームページ上で発表される課題（法律の知識を問うものではない）に対して、2600字程度で自らの考えをのべた小論文で、出願時に提出することが義務づけられているものである。

出願時に小論文を提出させる方式は2011年度入学試験から導入されたが、受験生にとっては負担が大きいようであった。そこで2014年度入学試験では、通常の方式で小論文試験を行い、答案を面接の素材として扱うとともに、答案それ自体への評価も面接得点に含める方式に改めることとなった。

① TOEFL または TOEIC のスコア（特別選抜のみ）

上でのべた2年コースの場合と同じである。

b C日程

C日程は3年コースのみで、その試験科目および配点は、前述のA・B日程と同じである。ただし、以下にのべるように「課題に対する小論文」はなく、試験内容において若干の違いがある。

試験科目は次の通りであるにとどまる。

① 適性試験の成績

上でのべた2年コースの場合と同じである。

② 提出書類

上でのべた2年コースの場合と同じである。

③ 面接

面接時間は30分である。面接の方式や基本的な内容については2年コースでのべたことが妥当する。ただ、この面接では当日面接が行われる約15分前に当該受験生に対して「資料」（法律問題ではなく、社会において生起する問題に関するもので、新聞やネット上のコラム程度のもの）を示し、読んだ上で自己の考えをまとめておくように指示を与え、面接においてはこれに関する質疑応答も行って総合的に評価するというやり方が採られている。

④ TOEFL または TOEIC のスコア（特別選抜のみ）

上でのべた2年コースの場合と同じである。

2014年度入学試験では、C日程についても小論文を試験科目に加え、当該受験者の適性試験第4部の答案を採点してこの得点とすることに改めた<sup>36</sup>。

<sup>36</sup> そのため試験科目と配点に変更が生じ、一般選抜は、①適性試験の成績（20点）、②提出書類（10点）、③小論文（20点）、④面接（50点）の計100点、特別選抜は、①適性試験の成績（10点）、②提出書類（10

## ウ 選抜手続

### (ア) A日程・B日程

2年コースと3年コースを併願した者の合否判定は2年コースから行われ、特別選抜と一般選抜を併願した者の合否判定は特別選抜から行われる<sup>37</sup>。したがって、合否判定は、まず2年コースの受験者について、特別選抜枠の合格者を決定することから始められる。得点が上位の者から合格とするのが原則であるが、英語力重視とはいえ、法学既修者と呼びうる者であることが重要であることから、やはり法律試験の得点が60%程度取れているか（合計点が60%以上だったとしても著しく得点の低い「系」はないか）をチェックし、実質的に判定する。続いて一般選抜枠の合格者を総合得点の上位者から順に決定するが、その際にも上記と同じチェックを行い、既修者と呼びうる者かどうかを慎重に判定する。

3年コースについても、まず特別選抜枠の合格者決定が先行する。総合点が上位の者から順に決定してゆくが、英語力がいかに高くても、一般選抜枠の合格者に比べ法曹となる資質が著しく劣っていることがないように留意し、一人ひとりについて慎重に合否を判定する。最後に一般選抜枠の合格者を得点順に決定してゆく。2年コースとの併願者については、法律試験の結果は考慮しない。

### (イ) C日程

C日程は3年コースのみである（特別選抜と一般選抜があり併願もできる）。選抜の手順についてはA・B日程のそれと変わらない。

## (3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本研究科の学生受入方針、選抜基準及び選抜手続については、毎年6月上旬頃に発表される学生募集要項及びホームページにて公開しているほか、大学内外で開催される入試説明会において周知徹底を図っている（ただし、例えば面接における具体的なチェックポイントなどの内部的な審査基準や申し合わせは除く）。

## (4) 選抜の実施

### ア 実施状況

2013年度入試選抜は、各日程とも学生募集要項記載の期日通りに実施された。試験場に関しては、受験者がいなかったため会場設営されなかったケースや、会場は設営されたが受験生が欠席したために試験が実施されなかったケースも

---

点)、③小論文(15点)、④面接(35点)、④TOEFLまたはTOEICのスコア(30点)の計100点となった。  
A7『平成26年度学生募集要項』を参照。

<sup>37</sup> 2年コースから先に合否判定が行われることはA7『学生募集要項』1頁に明記されている。

一部あったが、概ね予定通りに行われた。以下、各日程の出願者及び合格者についてのべる。

(ア) A日程

2年コースは、出願者11人(特別選抜1人、一般選抜10人。うち、3年コースとの併願が5人)に対して2人(いずれも一般選抜)を合格者とし、3年コースは、出願者20人(特別選抜3人、一般選抜17人。うち、特別選抜と一般選抜の併願が3人、2年コースとの併願が5人)に対して11人(特別選抜3人、一般選抜8人)を合格者とした。追加合格者はない。

(イ) B日程

2年コースは、出願者7人(すべて一般選抜。うち、3年コースとの併願が3人)に対して2人(いずれも一般選抜)を合格者とし、3年コースは、出願者9人(すべて一般選抜。うち、2年コースとの併願が3人)に対して4人(いずれも一般選抜)を合格者とした。追加合格者はない。

(ウ) C日程

3年コースのみであるが、出願者3人(うち1人は特別選抜・一般選抜の併願)に対して1人(特別選抜)を合格者とした。追加合格者はない。

イ 適切に実施するための取り組み

(ア) 法律問題の作成にあたっては、A日程・B日程それぞれについて、各科目の出題担当者が3度にわたる会議を開き、問題の量や質、さらには文章が適正であるかどうか、科目間の難易レベルに極端な差が生じていないかなどを慎重に検討した。また、試験問題が外部に漏洩しないよう、原稿の受け渡しはメールではなくメモリースティックの授受で行うこととし、会議で用いた資料も原則として回収処分した。

さらに、試験の実施にあたっては、各会場間で取り扱いの不平等が生じないように、事前に試験監督担当者に対して「法学既修者コース法律試験 実施の流れ」を配り、試験監督担当者はこれに従って試験を実施した。

(イ) 課題論文の問題作成にあたっては、2人の担当者が数度にわたる協議を行って目的に合致した問題を考案した。また、受験生が提出した論文は面接の中で実質的に採点されるため、事前に問題作成者が面接担当者に対して出題意図等を説明するための会議を開き、評価のばらつきをなくすように努めた。

(ウ) 面接試験においては、各面接チーム間での取り扱いに不平等が生じないように、事前に面接担当者に対して「大学院法務研究科選抜試験A・B日程(面接)実施要領」を配り、面接担当者はこれに従って面接を実施した。また、例えばA日程を受験した者があらためてB日程の試験を受ける場合に以前と同じ面接官に当たることは好ましくないので、教員の試験場派遣に際しては、なる

べくそのようなことが起きないように配慮した。

#### ウ 受験者、競争倍率

2011年度			2012年度			2013年度		
受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)
34	17	200	57	22	259	49	20	245

受験者数及び競争倍率は、この1～2年、ともに持ち直しの兆しを見せている。現状では、法曹養成という目的のために相当な選抜が実施されていると考える。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

広報委員会と協力し合い、県内他大学や県外での入試・進学説明会をこれまで以上に頻繁に開催している。

#### (6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

学生受入方針、選抜基準、選抜手続、入学者選抜の実施は、公正・公平・適切であり、かつ『学生募集要項』やホームページに明確に表示され公開されており、概ね問題はないと考える。

全国的に法曹志願者が激減したことに伴って本研究科の志願者も減少し、特に2011年度入学試験では危険水準に陥ったが、その後、ある程度の回復を見ることができた。ただし、本研究科にあっては、既修者選抜が導入されて3年目であり、このコースの志願者数については予測が困難であることなどを考えると、今後の推移によっては、さらなる対策を講じる必要がある。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

既修者選抜試験との関係でカリキュラム全体の見直しの必要性が生じたが、これについては次項「2-2 既修者認定」を参照されたい。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

### 1 現状

#### (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

##### ア 既修者選抜

A日程及びB日程で既修者コース選抜試験を行い、同試験に合格した者を法学既修者として入学させている。定員は、両日程併せて7人程度である。なお、既修者コースにおいても、英語力を重視した特別選抜制度を設けている。既修者コースの一般選抜では、適性試験の成績、提出書類、法律試験、面接試験の総合得点で、同特別選抜では、これらにTOFLEまたはTOEICのスコアを加えた総合得点で合否を判断している。

法律試験<sup>38</sup>は、2013年度入試選抜までは、公法系（憲法および行政法）、刑事系（刑法および刑事訴訟法）、民事系Ⅰ（民法）、民事系Ⅱ（商法）、民事系Ⅲ（民事訴訟法）の5系統に分け、7科目全部について論述試験を課していたが、2014年度入試からは、系統に分けることを止め、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法の5科目については必須のものとして、行政法または刑事訴訟法についてはいずれかを選択させることとして、6科目について論述試験を課すこととした。これは、選抜試験が8月から11月に行われることから、学部在学学生への配慮として受験科目の削減が必要と考えられたものの、一方では、現行カリキュラムおよびその授業内容を前提としたときに、2年間で無理なく単位を修得させることができるといえるのは、1年次配当科目のうち行政法、または刑事訴訟法ⅠおよびⅡのいずれかのみを履修させる場合に限られると考えたためである。

合否判定における配点は、「2-1 入学者選抜」の「1(2)イ 選抜基準」でのべたとおりである。なお、2013年度入学試験では、法律試験の3分野の中に著しく低い分野がある場合には不合格とすることがある旨規定していたが、2014年度入学試験からは、全科目につき最低基準点を30%と定めた。

##### イ 既修単位の認定基準・手続

既修者選抜試験の合格者については、2013年度入学者までは、1年次配当科目37単位のうち実務基礎科目である法情報調査（1単位）を除く36単位を一括して単位認定してきた<sup>39</sup>。2014年度入学者からは、選抜試験で選択しなかった科目に相当する科目（行政法については2単位、刑事訴訟法については4単位）を除いて一括して単位認定するとともに、合格後の4月初頭に、選抜試験で選択しなかった科目について既修者として単位認定できる実力があるか否かを判定する

<sup>38</sup> 以下の記述についてはA7『学生募集要項』8頁以下、及びA7『平成26年度学生募集要項』7頁以下を参照。

<sup>39</sup> A7『学生募集要項』1頁。



試験を実施し、合格した場合には、前述の単位に加えて、これに相当する単位も認定することとしている<sup>40</sup>。この試験は、選抜試験を経て既修者として認定する実力があると判定された者についてどの範囲で単位を認定するのが相当かを判断するために行うものであり、選抜試験と一体をなす、既修者認定試験の一部と位置づけられる。

(2) 基準・手続の公開

以上のような既修者の入学者選抜・認定基準は、学生募集要項および本研究科のホームページで公開・開示している。また、各地で行う入試説明会においても、適宜説明している。

(3) 既修者選抜の実施

ア 既修者選抜試験の実施状況

2012年度			2013年度		
受験者数	合格者数	競争倍率 (倍)	受験者数	合格者数	競争倍率 (倍)
15(2)	3(0)	5倍	18(1)	4(0)	4.5倍

( )は特別選抜の内数

イ 法学既修者の入学状況

	2012年度		2013年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	15名	1名	14名	3名
学生数に 対する割合	100.0%	6.6%	100.0%	21.4%

ウ 選抜結果等に対するクレームは、これまで一切ない。

(4) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(5) その他  
特になし。

<sup>40</sup> A7『平成26年度学生募集要項』1頁を参照。

## 2 点検・評価

既修者選抜の基準及び既修者の単位認定の基準・方法については、全体的にみれば、大きな問題はなく、公正かつ適切に実施されているといえる。

競争倍率に表れているとおり、本研究科では、既修者選抜について、かなり厳格に運用してきている。また、2年コース導入直後は、科目ごとの最低基準点を明確に設定していなかったが、今回、全科目30%と定めて既修者認定をより厳格に行うように改めている。

もともと、法律試験科目の内容と科目数、既修単位認定の方法については、本来、カリキュラム改正で対応すべきであり、現在、その改正作業に着手している。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

現在、2年コースが設置されたことを意識したカリキュラム改正作業に着手しており、これが整った段階で、法律試験科目の内容と科目数を再検討する予定である。また、これに伴い、既修単位認定の方法も改める予定である。

2年コースが設置されてからそれほど時間が経過していないこともあり、現時点では、既修者認定が適切に行われているかの検証は行っていないが、今後は、これを行い、必要であれば、その結果を既修者選抜の基準に反映させる予定である。

## 2-3 入学者の多様性の確保

### 1 現状<sup>41</sup>

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義<sup>42</sup>

法学部以外の学部出身者は、本研究科では「非法学部出身者」と呼ばれ、①大学で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者、または②大学院で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者のいずれにも該当しない者を指す。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

実務等の経験のある者とは、本研究科では「社会人」と呼ばれ、大学の学部を最初に卒業した後、学部または大学院で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者（ただし、その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者は除く）を指す。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 2011年度	11名	2名	0名	2名
合計に対する 割合	100.0%	18.2%	0%	18.2%
入学者数 2012年度	15名	7名	1名	8名
合計に対する 割合	100.0%	46.7%	6.7%	53.3%
入学者数 2013年度	14名	2名	3名	5名
合計に対する割合	100.0%	14.3%	21.4%	35.7%
3年間の入学者数	40名	11名	4名	15名
3年間の合計に 対する割合	100.0%	27.5%	10%	37.5%

<sup>41</sup> A7『学生募集要項』表紙裏及び1頁を参照。

<sup>42</sup> これらの定義は、例年、学生募集要項に明記されていたが、既修者コースを導入し記載事項を大幅に書き換えた2012年度の学生募集要項からは省略されている。しかし、入試手続における運用は従前通りに行われており、ホームページでは上記の定義を公開して、募集要項で用いられている語句の意味を公表している。

#### (4) 多様性を確保する取り組み

『学生募集要項』には、「入学者選抜の基本方針」として、特に英語力が優れた者のために特別選抜枠を設けることや、資格や経歴を積極的に評価するなど、社会人・他学部出身者を幅広く受け入れるように配慮することを明記している。また、特に3年コースの選抜では合格者に占める「社会人又は非法学部出身者」の割合ができるだけ3割を下回ることはないように留意する旨も明記し、多様な人材確保に努めている。

本研究科では、これまで多様な人材が入学しやすい環境を整えるため、例えば他の法科大学院からの転入学希望者に道を開く転入学制度や、仕事や育児等をしてしながらあらかじめ4年ないし6年の履修計画を立てて長期的・計画的に学習できる長期履修制度を導入したり、完全未修者として入学する者の不安を解消させるために新入学生ガイダンス時に導入授業として「法情報調査（プレ・ステップ講座）」を集中講義形式で行うなどの工夫を行ってきた。また、近時の入学者の中には沖縄県の自己啓発のための休業制度を利用して本研究科に進学した公務員（県庁職員）も含まれていたことから、こうした実例を新聞紙上で紹介することにより、後に続く者を発掘する広報活動にも力を注いできた<sup>43</sup>。

さらに、以上の取り組みにもかかわらず合否判定の過程で「社会人又は非法学部出身者」が3割を下回るおそれが生じた場合には、研究科委員会においてできるだけ3割に近づけるような審議を行うこと、またその際の方針として、個々の対象者について、他の合格候補者と比べて入試成績が著しく劣っていないか、提出書類や面接で明らかにされた社会人又は非法学部出身者ならではの経歴・特技等にとくに汲むべきものがないかなどを実質的総合的に検討して、救済に値する者かどうかを判断することが、研究科委員会での了解事項（申合せ）となっている<sup>44</sup>。

#### (5) とくに力を入れている取り組み

特になし

#### (6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

---

<sup>43</sup> 資料4「記事広告」

<sup>44</sup> 2011年度入試選抜では、結果として3割を切ってしまったが、この年はそもそも社会人等の受験者が少なく、対象とすべき者がいなかったため、上記の検討はしていない。

2012年度入学試験にあつては、出願者51人の中に、非法学部出身者15人、社会人10人、社会人かつ非法学部出身者7人が含まれており、それまでの社会人志願者の減少傾向に一定の歯止めをかけることができた。同年度入学者15人のうち社会人は7人（県庁職員、元国家公務員、元外資系職員、元大手民間企業職員、元看護師）であつた。また、2013年度入学試験にあつては、出願者49人の中に、非法学部出身者15人、社会人8人、社会人かつ非法学部出身者7人が含まれており、入学者14人のうち社会人は2人（自営業、専門学校講師）であつた。さらに、いわゆる「飛び級」については、従来から出願資格は認められていたものの実際に受験できるか否かは本研究科の判断に委ねられており、その判断基準が不明確だつたこともあつて、これまで応募者は皆無であつた。しかし、2013年度の入学試験では、この基準を明確に定めて募集要項に明記したところ2人の受験希望者があり、そのいずれもが合格して入学するに至つた。

上記の通り、本研究科では入学者の多様性は確保されており、適切な状況であると考えらる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

2013年度入学生は、長期履修制度がスタートして初の新入生であるが、彼らの中には同制度の利用を申請した者が一人もいない。同制度の存在を知らずに受験しなかつた者がいたのではないかとの推測が可能であるので、今後は、とくに同制度のPRに力を入れて受験者増を図っていききたい。

### 第3分野 教育体制

#### 3-1 教員体制・教員組織 (1) 〈専任教員の必要数及び適格性〉

##### 1 現状

##### (1) 専任教員の数と教員適格

本研究科の入学定員は 22 人であり、収容定員は 66 人である。これに対し、専任教員総数は 16 人であるので、学生 4.1 人に専任教員 1 人の割合となる。

専任教員の適格性については、採用時の検証としては、研究科委員会により選任された選考委員からなる選考委員会による業績審査・面接審査を経たうえで、研究科委員会において採用につき審議し、決定している。

自己点検時の検証としては、専任教員の教員個人調書により、認証評価対応委員会が検証をした。

##### (2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本研究科の法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数は以下の通りである。

	憲 法	行政法	刑法	刑事訴訟法	民法	商法	民事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	2人	1人	2人	1人	5人	3人	2人

上記の各科目について、各教員の科目適合性を根拠づける主要な事項として、別紙教員調書からそのまま職歴を抜き出し、以下、記載する。なお、いずれの教員も、担当科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近 5 年以内の研究業績を有している。

##### 【憲法】

高良 鉄美

昭和 60 年 4 月～昭和 63 年 9 月

昭和 63 年 10 月～平成 7 年 9 月

平成元年 8 月～平成 3 年 8 月

平成 7 年 10 月～平成 16 年 3 月

平成 16 年 4 月～現在

琉球大学法文学部講師

琉球大学法文学部助教授

バージニア大学ロースクール客員研究員

琉球大学法文学部教授

琉球大学大学院法務研究科教授

高橋 議人

1999年4月～2004年3月 大分県立芸術文化短期大学専任講師  
2002年10月～2003年7月 シカゴ大学客員研究員  
2004年4月～2007年3月 大分県立芸術文化短期大学助教授（06年准教授）  
2007年4月～2009年3月 宮崎大学教育文化学部准教授  
2009年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科准教授

【行政法】

渡名喜 庸安

1987年10月～1993年3月 福島大学行政社会学部助教授  
1993年4月～1998年3月 福島大学行政社会学部教授  
1998年4月～2004年3月 愛知学泉大学コミュニティ政策学部教授  
2004年4月～2008年3月 広島修道大学大学院法務研究科教授  
2008年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科教授

【刑法】

清水 一成

平成4年10月 琉球大学法文学部助教授に配置換（短期大学部より）  
平成5年4月～平成7年3月 琉球大学大学院法学研究科担当  
平成7年4月～平成16年3月 琉球大学院人文社会科学研究科担当  
平成9年4月～平成16年3月 琉球大学法文学部教授  
平成16年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科教授

矢野 恵美

2002年4月～2009年3月 武蔵野大学非常勤講師  
2004年4月～2007年3月 東北大学法学研究科 21世紀 COE ジェンダー法・政策研究センター研究員  
2006年4月～2010年3月 慶應義塾大学法学部・法学研究科非常勤講師  
2007年4月～2009年3月 東北大学国際高等融合領域研究所助教  
2009年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科准教授

【刑事訴訟法】 宮尾 徹

1999年4月～2010年3月 裁判官（退官時、那覇地方裁判所判事）  
2010年5月～現在 弁護士登録（沖縄弁護士会）  
琉球大学大学院法務研究科准教授

## 【民法】

比嘉 正

平成 8 年 4 月～10 年 3 月	明治学院大学法学部専任講師
平成 10 年 4 月～16 年 3 月	明治学院大学兼任講師
平成 12 年 4 月～平成 16 年 3 月	朝日大学法学部助教授
平成 16 年 4 月～現在	琉球大学大学院法務研究科教授

宮城 哲

平成 9 年 4 月～平成 11 年 4 月	検事（東京・札幌・青森各地検検事）
平成 11 年 6 月～現在	弁護士（沖縄弁護士会）
平成 14 年 10 月～平成 16 年 3 月	琉球大学法文学部非常勤講師
平成 16 年 4 月～現在	琉球大学大学院法務研究科助教授（平成 19 年 4 月から准教授）

吉崎 敦憲

平成 5 年 4 月～22 年 2 月	裁判官
平成 19 年 6 月～22 年 2 月	司法研修所教官（民事裁判）
平成 20・21 年	旧司法試験考查委員（民事訴訟法）
平成 22 年 10 月～23 年 3 月	琉球大学大学院法務研究科非常勤講師
平成 23 年 4 月～現在	琉球大学大学院法務研究科教授
平成 24 年 4 月～現在	沖縄国際大学法学部非常勤講師
平成 24 年 11 月～現在	弁護士登録（沖縄弁護士会）

北河 隆之

1978 年 4 月	国吉良雄法律事務所就職
1984 年 4 月	笠井・北河法律事務所設立
1993 年 6 月	北河法律事務所設立
2003 年 5 月～現在	メトロポリタン法律事務所名称変更
2000 年 4 月	明海大学不動産学部教授
2001 年 4 月	明海大学大学院不動産学科研究科教授兼担
1996 年 4 月～1999 年 3 月	東京都立大学法学部非常勤講師
1998 年 4 月～1999 年 3 月	武蔵大学経済学部兼任講師
2004 年 4 月～現在	琉球大学大学院法務研究科教授
2011 年 4 月～現在	明治大学法科大学院兼任講師



藤田 雄士  
平成7年4月 幸喜法律事務所 入所  
平成10年4月 同事務所共同経営者  
平成17年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科准教授

#### 【商法】

久保田 光昭  
平成2年4月 琉球大学法文学部講師  
平成4年10月 琉球大学法文学部助教授  
平成10年4月 熊本大学法学部助教授  
平成15年6月 熊本大学法学部教授  
平成16年4月 熊本大学大学院法曹養成研究科教授  
平成18年4月 琉球大学法文学部教授  
平成19年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科教授

武田 昌則  
平成6年4月～平成12年7月 阿波連法律事務所（沖縄）  
平成14年5月～平成16年5月 マーシャル鈴木総合法律事務所  
（米国カリフォルニア州サンフランシスコ）  
平成16年5月～現在 弁護士法人ひかり法律事務所（沖縄）  
平成17年4月 琉球大学大学院法務研究科助教授  
平成19年4月 琉球大学大学院法務研究科准教授  
平成20年12月～現在 琉球大学大学院法務研究科教授

内村 博信  
平成18年4月～平成20年3月 志學館大学法学部法律学科専任講師  
平成20年4月～平成21年3月 志學館大学法学部法ビジネス学科専任講師  
（新学科設置により配置換え）  
平成21年4月～平成22年9月 志學館大学法学部法ビジネス学科准教授  
平成22年10月～現在 琉球大学大学院法務研究科准教授

#### 【民事訴訟法】

玉城 勲  
平成4年4月～平成16年3月 琉球大学法文学部教授  
平成7年4月～平成16年4月 琉球大学大学院人文社会科学研究科教授併任  
平成16年4月～現在 琉球大学大学院法務研究科教授

藤田 広美	
平成3年4月～平成19年7月	裁判官
平成8年4月～11年3月	裁判所書記官研修所教官
平成11年4月～14年3月	東京地方裁判所民事裁判実務修習指導担当
平成16年4月～19年3月	裁判所職員総合研修所教官（研修部長）
平成19年7月～現在	琉球大学大学院法務研究科教授
平成19年8月～現在	弁護士登録（沖縄弁護士会）

### （3）実務家教員の割合

本研究科の実務家教員の数は7人であり、専任教員総数16人の43.8%を占めている。実務家教員7人のうち2人がみなし専任教員である。

実務家教員7人は、刑事訴訟法の宮尾徹准教授、民法の宮城哲准教授、吉崎敦憲教授、北河隆之教授（みなし専任教員）、藤田雄士准教授（みなし専任教員）、商法の武田昌則教授、民事訴訟法の藤田広美教授である。実務経験が十分であることを根拠づける主要な事実、上記（2）のそれぞれの職歴がこれに当たる。

### （4）教授の数

本研究科における教授の資格要件は、研究者教員と実務家教員で異なるが、研究者教員の場合は、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者か、またはこれに準ずる研究上の業績を有する者である<sup>45</sup>。これに対し、実務家教員の場合は、「その者の職務上の業績、地位、経験年数等」を総合的に評価し、研究業績がある場合はそれも加味して、教授相当と判断されることが資格要件とされている<sup>46</sup>。

教授の認定手続は、研究科委員会で選任された選考委員からなる選考委員会が候補者について上記の資格要件を具備しており、かつ教授として適任であるか否かを審査し、その結果を研究科委員会に提案し、これを受けて研究科委員会において無記名投票を行い、出席者の3分の2以上の得票を得た場合に、研究科長がこれを学長に内申し、全学人事委員会が教授として認定するというものである<sup>47</sup>。

専任教員全員の数と、そのうちの教授の数は以下の通りである。

45 資料14「国立大学法人琉球大学教員選考基準」第2条

46 資料15「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」第9条

47 資料15「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」第6条、第10条、第16条

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	10人	6人	16人	4人	3人	7人
計に対する割合	62.5%	37.5%	100.0%	57.1%	42.9%	100.0%

(5) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(6) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

本研究科の専任教員の数は 16 人であり、12 人以上という基準を満たしている。また、学生の収容定員は 66 人であるので、学生 4.1 人に専任教員 1 人の割合となり、学生 15 人に専任教員 1 人以上の割合という基準も満たしている。

上記の(2)の表にあるように、本研究科には法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいる。

本研究科の実務家教員の数は 7 人であり、専任教員総数 16 人の 43.8%を占めており、2割以上という基準を満たしている。

本研究科の教授の数は 10 人であり、専任教員総数 16 人の 62.5%を占めており、半数以上という基準を満たしている。

3 自己評定  
適合

4 改善計画  
特になし。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本研究科は、最低限必要な専任教員数 12 人を上回る 16 人の専任教員（みなし専任教員 2 人を含む）が在籍し、入学定員 22 人に対して十分な数の専任教員を確保している。

この点に関し、本学の上位規定<sup>48</sup>に従って、本研究科における「教員の採用は、琉球大学大学院法務研究科委員会の議に基づき、原則として公募により行うもの」<sup>49</sup>とされているが、個別具体の状況によっては、適任の専任教員を確保するために、例外的にいわゆる「一本釣り」による採用も行われてきた。原則公募に対する例外的なこの方式による適任者の採用は、特に実務家教員について採られてきた措置である。本研究科は、地方の、しかも島嶼県に所在する小規模の法科大学院であるが、これまで沖縄のさまざまな地域特性に理解と関心を持った実務家の赴任希望が寄せられることが多く、このような場合に上述の採用方式が採られてきた。

これまで本研究科と法学専攻との間で「ダブルカウント」の早期解消を図ることが、既に本研究科の創設時に合意されており、この間、順次それに即した運用がなされてきた。本年度（2013 年度）は、この「ダブルカウント」を解消すべき最終年度になっており、法学専攻との間でその最終的解消に向けた正式協議の場（合同会議など）において必要な措置を講じていく予定である。

なお、「第 4 分野」で詳しくのべるように、本研究科では、諸種の FD 活動が活発に行われているが、それは、若手専任教員の教育能力のアップに大きく資するものとなっている。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

第 4 分野や第 7 分野で触れる若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー（以下「AA」という）制度は、継続的な教員確保のための制度としても位置づけられている<sup>50</sup>。すなわち、修了生の多くが司法試験に合格しうるような質の高い教育を将来的にも安定して提供するためには、高い教育・研究能力を有する教員を将来的にも安定して確保することが重要な課題となっており、この点、実定法科目を担当する法科大学院の教員は将来的に法曹資格をもつことが期待されるという観点から、現在 AA として授業をサポートしている若手弁護士の

48 資料 14 「国立大学法人琉球大学教員選考基準」第 6 条

49 資料 15 「琉球大学大学院法務研究科教員選考内規」第 2 条

50 資料 9 「琉球大学法科大学院の現状と今後の課題」も参照

中から、法科大学院の教員としての能力と適性を有していると思われる者については、例えば、助手や助教として採用するなどして、教育の経験を積みながら研究業績も挙げてもらふなどの方法で、この地にあって高い教育・研究能力を有する教員を安定的に確保するという中・長期的な展望を描いている。

なお、本研究科の修了生で法曹になっている者の中には、現に在学中から将来法科大学院の教員を志望していた者もいる。その者は法科大学院における教育と研究に対する情熱をもっており、できれば母校である本研究科で教鞭をとりたいと考えている。こうした事情を背景に、本研究科では、法科大学院の教員を志望する者が出た場合に対応できるようカリキュラム改正を行い<sup>51</sup>、2011年度から、研究論文作成の指導を行う「論文指導Ⅰ」「論文指導Ⅱ」、比較法研究を行うための基礎作業として英語の専門書を講読する「外書講読Ⅰ」、同じくドイツ語またはフランス語の専門書を講読する「外書講読Ⅱ」の計4科目を新設し、開設してきた。

### (3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本研究科には、教員の採用または昇任に際して教育に必要な能力を評価するための制度は特にないが、教員の採用過程において選考委員会のレベルで（最終選考に残った）応募者による模擬講義を実施し、それにより、その者の教育に必要な能力を見ることもある。

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとしては、第4分野で詳しくのべるように、諸種のFD活動を行っている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科は、入学定員（22人）との対比でいえば比較的十分な専任教員（16人）を擁しているといえる。

## 3 自己評定

A

---

<sup>51</sup> 資料 16 「2009年度第17回法務研究科委員会議事要旨」

4 改善計画  
特になし。

### 3-3 教員体制・教員組織 (3) 〈専任教員の構成〉

#### 1 現状

##### (1) 専任教員の配置バランス

本研究科における科目群毎の専任教員の担当クラス及び専任以外の教員の担当クラス数は、以下の通りである。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数。)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( )は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	33(3)	0	47	13.8	-
法律実務基礎科目	8(1)	1	10	7.4	15
基礎法学・隣接科目	1	5	2	1	6
展開・先端科目	7(1)	11	14	5	4.1

##### (2) 教育体制の充実

本研究科においては、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにおいて、専任教員が科目の規模や目的に応じて、適切な人数で配置されており、またクラスも適切な規模となっており、責任を持って教育に当たっている。

##### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

##### (4) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

本研究科においては、法律基本科目だけでなく、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目とも、専任教員がバランス良く配置されており、また、教育体制充実のための教員間の連携もなされていて、充実した教育体制が確保されている。

#### 3 自己評定

B

4 改善計画  
特になし。



### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	3人	4人	2人	0人	9人
		0%	33.3%	44.5%	22.2%	0%	100.0%
	実務家教員	0人	4人	2人	1人	0人	7人
		0%	57.1%	28.6%	14.3%	0%	100.0%
合計		0人	7人	6人	3人	0人	16人
		0%	43.8%	37.5%	18.7%	0%	100.0%

##### （2）特に力を入れている取り組み

特になし。

##### （3）その他

特になし。

#### 2 点検・評価

本研究科の専任教員の年齢構成の中心は40代、50代である。教育・研究のいずれにおいても、ある程度の経験を有したうえで、今後の水準向上が望める年齢である。

#### 3 自己評定

A

#### 4 改善計画

特になし。

### 3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

#### 1 現状

##### (1) 教員のジェンダーバランス

性 別	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	8人	7人	18人	7人	40人
	88.9%	100%	100%	87.5%	100.0%
女	1人	0人	1人	1人	3人
	11.1%	0%	5.3%	12.5%	100.0%
全体における 女性の割合	6.3%		7.4%		7.0%

##### (2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

##### (3) その他

教員採用においては、選考の段階で最終的に複数の候補者の中で甲乙付けがたい状況であれば、女性候補者を優先して採用する等、今後、教員のジェンダーバランスに配慮していくことを研究科委員会で決定している<sup>52</sup>。

#### 2 点検・評価

女性の専任教員が少ないという現状がジェンダーバランスの点で問題があることは認識しているが、そうかといって教員採用において、教育・研究能力の如何を問わず女性候補者を採用することは適当ではないので、上記(3)に記載したような方針で臨むことにしている。ただ、教員採用において、可能な限り女性にも応募してもらう必要はあり、そのため研究環境の整備に努めるとともに、応募の働きかけをする等の努力をしていきたい。

#### 3 自己評定

C

<sup>52</sup> 資料 17 「2013 年度第 6 回法務研究科委員会議事要旨」

#### 4 改善計画

上述のように、教員採用において、可能な限り女性にも応募してもらう努力をしていきたい。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

###### 【平成23年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.4	2.3	2.0	2.5	2.1	2.0	1.0	1.0	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.1	1.0	0.4	1.0	1.3	1.0	1.0	1.0	—	—	
平 均	1.2	1.7	1.6	1.6	1.7	1.5	1.0	1.0	—	—	

###### 【平成24年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.4	2.0	2.4	2.5	1.3	2.0	1.0	1.0	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.3	0.8	1.7	0.3	1.0	1.5	1.0	1.0	—	—	
平 均	1.2	1.6	2.0	1.4	1.2	1.8	1.0	1.0	—	—	

###### 【平成25年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.4	2.0	2.4	2.5	1.0	2.0	1.0	1.0	—	—	1 コマ 90分
最 低	0.3	0.8	2.0	0.3	1.0	1.5	1.0	1.0	—	—	
平 均	1.2	1.6	2.2	1.4	1.0	1.8	1.0	1.0	—	—	

##### （2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

###### 【平成23年度】

教員区分	専任教員		みなし専任教員	備考
	研究者教員	実務家教員		

授業 時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	2.5	3.8	2.0	2.5	2.1	2.0	1コマ 90分
最 低	0.1	1.0	0.4	1.0	1.3	1.0	
平 均	1.4	2.2	1.6	1.6	1.7	1.5	

### 【平成 24 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.4	5.3	3.4	2.5	1.3	2.0	1コマ 90分
最 低	1.0	1.5	1.7	1.0	1.0	1.5	
平 均	2.4	2.5	2.4	1.8	1.2	1.8	

### 【平成 25 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.4	3.0	3.4	2.5	1.0	2.0	1コマ 90分
最 低	0.7	0.8	2.0	1.0	1.0	1.5	
平 均	2.1	1.7	2.4	1.6	1.0	1.8	

(3) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

本研究科における過去3年間の各年度の専任教員の担当コマ数の平均は、他大学・他学部の授業数も含めても1コマ台、2コマ台であり、みなし専任教員のそれは1コマ台である。これは、教員が十分な準備を行って授業に臨み、かつ学生のフォローアップをすることができるような担当授業時間数であると考えている

3 自己評定  
A

4 改善計画  
特になし。

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

本研究科における教員の研究活動を支援する経済的支援体制としては、次のような制度がある。

まず個人研究費であるが、教員が研究活動のために使用できる研究費（研究用図書費・研究旅費などを含む）は、教員 1 人当たりの当初配分額としては年間約 35 万円である。この額は必ずしも十分な配分額とはいえず、教員の研究活動を少しでも経済的に支援していくために、当該年度末における予算（予備費など）の執行残額を見計らいながら、研究費に追加配分する措置もこの間取ってきている。その結果、例えば、2012 年度の個人研究費は 47.5 万円であった。2013 年度についても同様な追加配分を予定しており、最終的に前年度と同額程度の研究費配分を目指している。

次いで、本研究科では、本研究科所属の教員個人研究費の不十分さを補充するために、学長の示唆を得て、2013 年 3 月に「教育・学生支援等プログラム経費」として「法律関連職務従事者に対する学習支援プログラム」<sup>53</sup>を本学に申請し、180 万円の申請額に対し 132 万円の配分が決定された<sup>54</sup>。このプログラムは、教員個人研究費への補充を目的として申請したものであるが、法曹養成の拠点として有為な人材を擁している本研究科の人的資源を活用し、所属教員が、弁護士、司法書士、企業の法務部門担当者等の法律関連職務従事者を対象に、そのニーズに合わせた講義や研究会を実施することによって、本県の法律関連職務従事者に対し最先端の理論と実務を融合した知見に触れさせ、危機管理能力等のスキルを向上させるための「学習の機会」を提供して、社会・地域貢献を図っていくところにも意義がある。

学研究費（科研費）については、現在、申請が認められ執行中の教員が 1 人名いるにとどまっている。こうした現状は、本研究科の教員が、法曹養成の教育に主力を注がざるを得ず、そのため研究活動に十分な時間を割くことができないことに原因があると思われる。

なお、科研費のほか、ごく少数であるが、学外の研究資金を活用している教員もいる。

##### （2）施設・設備面での体制

研究室は、それぞれの専任教員に個室が与えられている。みなし専任教員（2

53 資料 18 「法律関連職務従事者に対する学習支援プログラム」

54 資料 19 「学内財 57 号（平成 25 年 6 月 7 日）」

人)は一部屋を共同使用しているが、出勤日が異なるため、特に支障をきたしていることはない。

本研究科では、各教員に標準的な面積(24 m<sup>2</sup>)を有する研究室を確保しており、研究教育に必要な不可欠な基本的な情報処理機器も備えられている。

### (3) 人的支援体制

本研究科の事務を取り扱う事務職員体制としては、本学法文学部・観光産業学部事務部の下に法科大学院係が置かれ、その中に、係長1人、係員1人及び事務補佐員1人の合計3人の事務職員が配置されているが、教員の研究活動に対しては、法科大学院係により個人研究費・科研費の執行(研究備品の購入、研究旅費の申請・報告書の提出など)に関する事務的サポートが行われている。

### (4) 在外研究制度

本学の教員(本研究科の教員を含む。以下同じ)は、「授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて」(海外・国内において)「研修を受けることができる」<sup>55</sup>。また、部局長の承認を得て、いわゆるサバティカル制度を利用することができる<sup>56</sup>。

ただ、授業分担との関係等から、本研究科の教員が上記の研修制度またはサバティカル制度を利用したことは、これまでのところないのが現状である。

なお、本学では、若手研究者を対象とした日本学術振興会の海外特別研究員及び特定国研究員派遣事業と、日露青年交流センターの研究員派遣事業があるが、上記と同じ理由のほか、資格制限などにより、本研究科教員でこれを利用した例はない。

### (5) 紀要の発行

法学専攻との共同の紀要である『琉大法学』を年2回発行している。

### (6) 特に力を入れている取り組み

本研究科では、教員の個人研究費は数年前と比べると増額傾向にあるが、まだまだ低額であり、これを補填するため特に力を入れている取り組みとして、上述のように、本学の中期計画推進経費の中で新たな「法律関連職務従事者に対する学習支援プロジェクト」を申請し、予算を獲得するなど、研究活動を支

55 資料10「国立大学法人琉球大学教員就業規程(千原事業場)」第15条第2項

56 資料20「琉球大学教員のサバティカル制度に関する規程」第7条。なお、本学にいうサバティカル制度とは、教員の資質向上及び教育研究活動の発展を図ることを目的として、教員の従事する教育研究及び管理運営に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、国内外の教育研究機関等において主として研究活動に専念させる制度をいう。



援する取り組みを行っている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動を支援するための制度や環境の充実度は、一応の水準に達していると言える。

他方で、法科大学院を取り巻く昨今の厳しい環境の下で、専任教員 16 人という小規模法科大学院たる本研究科所属の専任教員は、教育に主力を注ぎざるを得ないため、研究活動に十分な時間を確保できない状況にある。本研究科はスタッフの少ない小規模法科大学院であるが、研究時間にも十分時間を割くことができ、本学の研修制度も利用できるような研究環境を整えることが課題である。

3 自己評定

B

4 改善計画

上記の「法律関連職務従事者に対する学習支援プロジェクト」に本研究科のほとんどの教員が関わることができるよう、組織的に取り組んでいきたい。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

2009年度の組織改編を受け、研究科委員会の下に、FD及び自己評価委員会（以下「FD委員会」という）を設置し、2人の専任教員を配置している。FDと自己評価を分掌しており、FD担当の委員は1人である。

FD委員会は、FDに関する基本方針を策定し、具体的施策の提案及び実施、会議に必要なし有益な資料の作成・収集を担当している。その活動の基礎となる根拠規定等は、本研究科規定及び「法科大学院における専門委員会、委員の設置と任務に関する申し合わせ」（2011年3月23日研究科委員会決定）である。また、その活動基本方針は、後述の全学の「琉球大学の教育に関するファカルティ・ディベロップメント基本方針」に依拠しており、FD委員会による具体的施策の提案等については、研究科長への発議、運営委員会での審議及び研究科委員会における審議・承認を経て実施している。

本研究科の規模、教員数に照らし、科目毎、系毎に分けたFD活動の必要は認められない。ただし、具体的に実施する活動内容如何によっては、系毎に実施している（後述のとおり、授業参観がその例である）。また、同様に、法律基本科目を担当する実務家教員を配置しているため、法律基本科目と実務基礎科目、あるいは講義科目と演習科目などの分類の如何に関わらず、意見交換できる体制にあり、現にしている。

##### （2）FD活動の内容

###### ア 琉球大学FD基本方針の確認と本研究科FD活動の視座

FD委員会は、全学教育委員会において、2009年3月21日付け「琉球大学の教育に関するファカルティ・ディベロップメント基本方針」が採択され、その通知を受けたことから、これを活動のガイドラインとして位置づけた。これによれば、その活動として、a) 授業技法を習得するワークショップ、b) 授業実践を支援する公開研究授業、c) 新任教員に対する研修会、d) シラバス・カリキュラムの改善・開発に関する検討会、e) FDに関するニーズ調査、f) 満足度調査、が列挙されている。このうち、教務・学生委員会所管事項であるd)を除き、これらに沿った活動となるように留意している。

本研究科の教育活動に際しては、地方小規模法科大学院としてのメリット（学生一人ひとりの個性と学力を把握して授業に活かすことができる）とデメリッ

ト（優秀な学生を集めることが困難であること）を勘案して、メリットを伸ばし、デメリットを克服するには、教育力を高めて、全国レベルからすると中堅クラスの学生に対して、効果的かつ効率的な教育技法を提供し、併せて、高い志を有する法曹を養成すべく、学生と教員の相互の人格的接触も大切にしながら、本研究科が「地域にこだわりつつ、世界を見る」法曹人を養成する教育機関となるために、教員相互のみならず、主体的に学ぶ学生を巻き込んだ研鑽機会としてのFD活動を展開することとしている。そのため、多角的な分析を実施するため、教員、在學生、修了生、沖縄弁護士会に対して、アンケート等を実施して、研鑽の資料としている。

#### イ 集中連続FDの実施

公法系、刑事系、民事系を構成する各授業科目間の連携と授業提供スキルの向上と教育課程における段階的な差別化を図り、効果的な教育プロセスを構築するためには、まずは、科目担当者が何を、どのように教育しようとしているのかについて、教員が認識を共通にしておく必要がある。このため、2010年3月から6月までの間に、隔週にて合計5回にわたり、集中連続FDを実施し<sup>57</sup>、主として専任教員の担当科目について、授業内容や授業の方法について詳細に報告し合い、また、その際、他の科目との重複の有無やいずれの科目でも扱わない事項の有無の確認等を行い、併せて質疑応答などを行った。この一連の取り組みは、課程修了までの3年間の教育プロセスが法曹養成として適切に機能するかどうかの点検の基礎作業となった。その後のFDでは、修了時点で到達すべき水準から巻き戻して考えてみたとき、各授業が適切に組み込まれているかどうかの点検を要するという方向に動いていることは、1年次からの積み上げ式と修了時からの巻き戻し式とを車の両輪として考えるべきであるという視座が教員間に共有化されていることを示している。すなわち、1年次からの積み上げによって、水準の向上を図りつつ、何を、どのようにして、いかなる段階で積み上げるべきかについて、修了時に到達すべき水準から巻き戻して考えてみることによって、系統的な教育プロセスになるということが実感された。

本研究科は、教員組織が大きくはない小規模法科大学院であり、このような集中連続FD会議を機動的に開催することは、比較的容易である。この利点を活かして、今後も必要性和タイミングをみて、集中連続FD会議を開催する予定である。現在のところ、共通的到達目標の策定に向けた集中連続FDの必要があると考えている。

#### ウ 成績評価の厳格化・客観化

この問題は、2009年度の組織改編後のFD活動において、真っ先に最重要課

<sup>57</sup> A6「FD活動の記録」6～8頁

題として取り上げ、議論を尽くしている<sup>58</sup>。F評価（不合格）は絶対評価であることを確認し、相対評価割合の適正化、平常点評価の透明性確保、授業評価アンケートの開示などについて議論し、現在は、いずれも実現されている。また、各学期の成績判定のための研究科委員会（以下、成績判定会議という）の席上、上記合意内容と異なる成績判定資料が現れているときは、FD委員だけでなく、ほかの教員もこれを是正するための発言をしている。これらのことからすれば、成績評価の厳格化・客観化については、全教員の間で共有化されており、安定的に運用されているといえる。

エ 授業評価アンケート結果の集約・開示作業

後記4-2・1(2)参照

オ 学生との意見交換会の開催

後記4-2・1(3)参照

カ 教員アンケートの実施

FD会議開催の約1か月前には、研究科委員会の席上、または教員メーリングリストを利用して、FD会議の議題を募集し、あるいは、決定された議題の基礎資料作成のため、FD委員は、教員に対しアンケートを実施すること<sup>59</sup>などを通じ、教員の教育力向上の視座涵養のための啓蒙活動をはじめ、教員が抱える問題を把握するよう努めている。

キ FD会議の開催

FD会議は、各学期の成績判定会議終了後、4時間程度を充てて議論することを定例化している。また、隔週で開催される研究科委員会終了後、臨時FD会議を開催することもあり、必要と認められるときは、適時適切に会議を開催している。いずれも法曹養成プロセスの在り方を強く意識したものとなっている。

2009年度の組織改編後のFD会議のテーマは次のとおりである。

2009年度前期<sup>60</sup> 成績評価基準、平常点評価の在り方、履修条件の設定

2009年度後期 授業改善報告書の作成、授業評価アンケートの開示  
カリキュラムと授業の関係の再構築  
授業改善報告書、授業参観について

2010年度前期<sup>61</sup> 連続FDの総括  
教員・修了生アンケートに現れた問題点

2010年度後期①<sup>62</sup> 演習科目の効果的実施方法

58 A6 「FD活動の記録」3頁、その添付資料2

59 A6 「FD活動の記録」の添付資料8、14

60 A6 「FD活動の記録」の添付資料2

61 A6 「FD活動の記録」の添付資料7

62 A6 「FD活動の記録」の添付資料8、9、10

	授業参観について
2010 年度後期② <sup>63</sup>	「共通的到達目標」との関係性を考慮したカリキュラム、 授業内容・水準の再検討
2011 年度前期 <sup>64</sup>	教育補助者制度（AA）の運用について
2011 年度後期 <sup>65</sup>	同上（フリートーキング）
2012 年度前期 <sup>66</sup>	演習科目の授業方法
2012 年度後期 <sup>67</sup>	未修者教育－1年次配当科目の授業方法
2013 年度前期	AA（アカデミックアドバイザー）の活用方法について

#### ク F D活動記録

F D委員は、F D会議の議事録作成、授業評価アンケートのとりまとめのほか、それらの活動の状況や審議、予定等につき、備忘録程度ながらも継続的に活動記録を残しており、F D会議議事録やアンケート結果などの成果物は、当該活動記録の一部として位置づけられる（別添「F D活動記録」参照）。

#### ケ 沖縄弁護士会との連携

本研究科では、沖縄弁護士会との連携を重視しており、同弁護士会法科大学院特別委員会との連絡協議会を定例化している。この法科大学院特別委員会は本研究科のF D活動にとっても、外部諮問機関のような存在として機能している。また、同委員会は、全国的にみても、近年新規登録及び登録替え弁護士が急増している沖縄弁護士会にあって、本研究科を支援するための委員会であり、本研究科の修了生合格者の多くが加入している。また、同弁護士会に加入した全国の有力校出身者を通じて、有力校の授業内容・水準・方法に関する情報が集約されている。本研究科の実務家教員のうち、F D委員を含む3名が同委員会委員であることから、このような特性を活用して、獲得された情報に基づき各種の改善提案を実現してきており、弁護士会によるサマースクールや答案練習会の提供を受けるだけでなく、F D会議にて議論された、後述（「7-8」）の教育補助者（AA）制度を具体化している。

### （3）教員の参加度合い

#### ア 授業評価アンケートへのコメントについて

授業評価アンケートの結果は、専任・非常勤等を問わず、当該評価対象となった科目を担当する全教員に対し配布しており、これに対する教員のコメントも、全教員から提出されている。そして、これらを統合・集約したアンケート

63 A 6 「F D活動の記録」の添付資料 14、15

64 A 6 「F D活動の記録」の添付資料 17、18

65 A 6 「F D活動の記録」22 頁

66 A 6 「F D活動の記録」の添付資料 22、23

67 A 6 「F D活動の記録」の添付資料 28

結果集を教員に配布（研究科委員会審議資料、非常勤講師等にはメール送信）することにより、全教員の間で共有化されている。

#### イ FD会議への出席について

基本的には、全教員が参加する建前であり、各学期の成績判定会議終了後にFD会議を開催している。この点につき、みなし専任教員も含めて専任教員全員の参加を得ている。しかし、非常勤講師については、実務家又は遠隔地から招聘しての集中講義であることなどから、平日午後の開催というのは出席を困難にしている。兼任教員のFD会議への出席は、当該教員の興味をひくテーマであるとき等には、出席を得ているけれども、そうでないときには、欠席という状態にある。欠席した教員については、議事録を送付するなどして周知に努めているところである。

今後は、土曜日開催とすることなどにより、実務家の、あるいは遠隔地からの出席が確保されるかどうかを検討する必要があると考えている。また、兼任教員については、有意義なテーマ設定と積極的な参加を呼びかける必要がある。

#### （４）外部研修等への参加

FD委員は、情報収集並びに教育改善のためのヒント・手がかりを得るべく、できる限り、外部の研修・シンポジウムに参加し、具体的施策の立案に役立っている。また、FD活動に有益と思われる会議、研修及びシンポジウムが開催される時は、法科大学院係（事務部）において、参加案内のメールを全教員に転送して周知を図り、あるいは、各教員のレターボックスに開催チラシを投函した上で、更に、適宜、研究科委員会において、各教員に対し、参加を促す告知がなされている。

これまでのところ、FD委員が参加してきた主要な会議・シンポジウムは、以下のとおりである。

- 2008年2月 大学教育改革プログラム合同フォーラム  
法科大学院（専門職大学院等教育推進プログラム）  
「法科大学院における法学未修者教育の在り方」  
（文部科学省・財団法人文教協会 共催）
- 2009年3月 シンポジウム「実務基礎教育の現状と課題」  
（法科大学院協会 主催）
- 2009年12月 シンポジウム「新司法試験と法科大学院教育」  
（法科大学院協会 主催）
- 2010年3月 シンポジウム「共通的到達目標と法科大学院教育」  
（法科大学院協会 主催）
- 2011年10月 法曹養成過程における実務導入教育の内容・方法について

### の意見交換会

(日本弁護士連合会 主催)

2012年9月 法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム

(日本弁護士連合会 主催)

2013年3月 ミニシンポジウム「九州から法科大学院を考える」

(九州弁護士会連合会 主催)

2013年5月 シンポジウム「法科大学院修了生の活躍と今後の課題」

(法科大学院協会 主催)

2013年5月 シンポジウム「司法改革の軌跡と展望」

(日弁連法務研究財団 主催)

### (5) 相互の授業参観

本研究科では、教員相互の授業参観を定例化している。FD委員の提案に係り、研究科委員会にて承認された申し合わせがある<sup>68</sup>。これによれば、授業評価アンケートの学生開示終了後、公法系、民事系、刑事系ごとに、事前のブリーフィング、参観後の意見交換、意見交換議事録の研究科委員会への提出が必要とされている。これは、共通的到達目標を参考にしながら、本研究科における修得目標を策定する上では、各系別に実施するのが相当であるとの判断に基づくものである。これまで3回の授業参観の機会が設けられたものの、刑事系を除き、あまり機能していない。その原因としては、教員の繁忙による日程調整の困難（教員数の多い民事系）や議論すべき事項が尽きてきた（公法系、刑事系）ところが大きいと推察している。

そこで、4回目にあたる本年（2013年）度前期は、これを改善すべく、系別参観ではなく、各年次から1科目ずつとし、これを各系から選択することとし、合計3科目について、教員全員で参観に臨むこととした。これにより授業参観と意見交換の活性化を図っていきたいと考えている。

### (6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

ア FD会議において得られた知見・情報のうち、教育体制に関わる事項については、研究科委員会への審議事項へと結実させることにより、着実に実施されるように工夫している。すなわち、FD会議において、本研究科の教育体制に関する問題点を挙げた場合、その議論を踏まえて一定の方策を提言することとし、その後の研究科委員会における審議事項として提示することにより、申し合わせとして決定・承認されている（成績評価の厳格化、相対評価割合の適正化、平常点評価の透明性確保、履修条件の設定、授業評価アンケート

68 資料 21 「2010年度第17回 研究科委員会議事要旨」

の開示による共有化、授業改善報告書の作成と教員間での共有化等)。さらにそれらの実施についても、各方策の実施時期に近接する研究科委員会において確認されており、これにより全専任教員が申し合わせ事項の実施を励行している。

イ FD会議において得られた知見・情報のうち、教育内容・水準等に関する事項については、授業評価アンケートに対する教員コメントとして学生に開示されることを通じ、あるいは、授業改善報告書として専任教員全員に開示されることを通じ、個々の授業の改善に結びついているものと考えている。

ウ FD会議において得られた知見・情報は、個々の授業改善の取組にとどまらず、基本科目と演習科目との役割分担と連携のあり方に関わる事項に及ぶことがある。そのようなものについては、教務・学生委員会が主導して進めている、カリキュラム改正の提案にも結びついているものとする。

#### (7) 特に力を入れている取り組み

上記のように、本研究科では、教育体制・教育内容等に関する課題につき、重点的に取り組み、一定の成果をあげてきていると考えている。今後は、現在、カリキュラム改正委員会が進めているカリキュラム改革に寄与できるよう取り組みを継続していきたい。カリキュラム全体の系統性とそのカリキュラムを構成する個々の科目における授業内容・水準というのは、車の両輪であって、これまでのFD活動から得られた知見・情報のうち、基本科目と演習科目との役割分担と連携、AAの効果的な活用方策等について十分に組み込んだプログラム・カリキュラムとなるよう取り組みたいと考えている。

#### (8) その他

なし

## 2 点検・評価

本研究科における教育内容や教育方法の改善に向けた活動は、その規模に照らし相応のレベルでの組織的取り組みはなされていると自己評価できる。FD委員は、実質的には1人ではあるものの、前述の根拠規定に基づき、全学のFD基本方針に依拠しつつ、研究科長、運営委員会及び研究科委員会との連携を通じて審議、承認されたところに基づく活動である。授業評価アンケート結果やFD会議などを通じた問題意識は、全教員の間で共有化されている。また、FD活動の状況は、備忘録程度ながらも日常的に記録化しており、FD関係資料が断片的なものにならないように配慮するとともに、適宜、研究科委員会での審議事項を提案してきている。このようなところからすれば、当研究科におけるFD活動は、組織的取組として評価できるものとする。



本研究科におけるFD活動は、学生の視点に立って行われていることは明らかであり、特に、修了生に対してもアンケートを実施したり、修了生から積極的に意見書が提出されるなど、ユーザーサイドの観点と教育効果の観点を織り込んだものとなっていると考えている。教員は、授業評価アンケートの結果及び定例となっている授業参観を踏まえて、各学期末には、授業改善報告書の提出が義務づけられ、これが履行されているところからは、FD活動として一定の成果を収めていると考えられる。また、授業参観の不活性など問題があると認められるときは、これを放置することなく、FD委員から改善提案がなされている。成績評価の判定に際しては、厳格な成績評価のあり方に関する合意に基づき、全教員によって審議され、これに違反する成績評価案については、そのような審議の結果、研究科長から見直しが求められており、全教員を挙げて取り組んでいる。さらに、上述したように、FD委員は、授業改善の資料とするため、教員アンケート、修了生アンケートなどを積極的に実施し、様々な改善資料を作成して提供しており、FD活動は活発に行われていると考えている。

外部研修については、FD委員が積極的に会議・シンポジウムに参加して情報収集及び問題意識の喚起に努めている。研究科委員会においても、ほかの教員に対しても、研究科長から積極的に参加が呼びかけられており、教員が各自の問題意識を喚起する機会が十分に提供されている。また、今後、本研究科が法科大学院として更なる飛躍を遂げるためには、これまでの自助努力に加えて、他の法科大学院を視察・研究することが必要であると考えている。現在進行中のカリキュラム改革に際しては、科目授業の配置という枠組設定にとどまらず、これまでのFD活動の成果を踏まえて、教育水準の点検と再設定、教育スキルの選別、適材教員の配置の観点を踏まえて構築する必要があると考えている。このような問題意識を踏まえて、現在、カリキュラム改正検討委員会のメンバーのみならず、FD委員を他大学に派遣して調査研究することを予定している。

後に、「5-1」、「9-1」でのべるように、本研究科は、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を制定したばかりであり、それに示されている資質の多くはすでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたとはいえものの、今後は、それに示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行っていく必要があるので、その方法、そのための工夫についてFD会議で議論していく必要がある。

FD会議への非常勤講師の参加が得られていない点は、遠隔地に所在する本研究科の立地の問題及び担当講師の繁忙の問題に左右されているところが大きく、今後どのような形で参加を得ていくのが望ましいかを検討する必要がある。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

制定したばかりの「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に示されている資質の養成ということを明確に意識した授業の方法についてFD会議で議論していく。また、FD会議への非常勤講師の参加については、有効適切な方法を検討していきたい。

また、集中連続FD会議を開催して個別の科目の教育内容・水準を検討したいと考えている。これには2つの意義があると思われる。1つには、現行カリキュラムを前提にしたとき、これまでのFD活動と個々の授業における改善の取り組みに結実しているかを測定する機会として有用である。2つには、カリキュラム改訂が実現されたときは、これからどのような内容・水準の授業を提供する予定であるかについての情報を共有し、科目間の連携を検討する機会となると思われるからである。

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

教育内容や教育方法に対する学生からの評価は、授業評価アンケートによって把握している。これは、法科大学院係がTKC教育支援システム（以下「TKC」という）上に設定し、学生が自習室の各自のパソコンから直接に入力する方法によるものであり、教員の介在等はなく、匿名性は完全に保障されている。このため、学生は率直かつ自由に意見をのべる環境にあると考えられる。

アンケートは、各学期中、授業が1/3を終了する時点で1回実施される。実施時期について、かつては授業末期ころに実施されていたところ、それでは、アンケート結果を当該学生は知ることはできないし、要改善点として指摘したことが授業に反映されるかどうかは定かではなく、仮に教員がこれを反映させたとしても、当該学生はそのメリットを享受する機会がないことなどから、回答することに対するインセンティブが働かないであろうということを検討したものである。

アンケート回答率（全体平均）は、以下のとおりである。

2009年度	前期	72%	同左	後期	73%
2010年度	前期	73%	同左	後期	75%
2011年度	前期	81%	同左	後期	71%
2012年度	前期	62%	同左	後期	73%
2013年度	前期	70%			

#### （2）評価結果の活用

授業評価アンケートは、担当教員が学生の満足度を知り、更なる改善を図るための手がかりを得るためには不可欠の手段である。したがって、担当教員が学生からフィードバックを得る機会があることは、当該教員の授業改善のためには必須である。そして、アンケートによって授業改善のためのヒントが得られたときは、可及的速やかに改善を実施し、学生に対して、改善に向けて真摯に取り組む姿勢を明示することが教育にとって重要であると考えられる。また、アンケート結果が学生の誤解に基づくものと考えられるときは、これに対しては、速やかに学生に対し、適切な説明を行い、正しい理解を求めることが重要である。このため、アンケート結果に対しては、全教員がコメントを付して感想・意見をのべることとしている。

のみならず、そのようなアンケート結果とコメントが全教員間で共有されていることにより、関連科目間の連携や効果的な段階的プロセスを構築すること

につながる。あるいは特徴的な取り組みが存在することを他の教員が覚知する手がかりとなり、授業改善のヒントを得ることとなる。このため、有効適切な教育プロセスを設定するための資料として、授業評価アンケートの結果を他の教員も共有することが重要である。

さらに、学生にとっても、自らの意見がどのように反映されるのか、教員がどのように受け止めたかを知ることによって、学習参加意欲の向上を期待できるし、他の学生がどのような意見・感想を有するかを知ることによって学習意欲の向上につながる。したがって、授業評価アンケートに対する教員のコメントや他の学生の回答状況を開示することは、学生にとって重要な意義のあるものと認識している。

このようなところから、本研究科では、2009年後期から違和感なく徐々に定着するように留意しながら、アンケート結果に対して担当教員（兼任教員や非常勤講師も含む）がコメントを付したものをとりまとめ、研究科委員会で報告し、開示内容について承諾を得ている。これをTKCで学生に開示し、また兼任教員や非常勤講師にはFD委員からメールに添付して送信している。このように現在では、教員間及び学生間における完全開示が実施されている<sup>69</sup>。アンケート結果に対してコメントを付すことによって教員が担当授業を振り返り、あるいは、他の教員の担当科目の状況を知ることを通じ、授業改善に継続的に取り組んできている。

### （3）アンケート調査以外の方法

#### 学生との意見交換会（共同FD会議）の開催

授業評価アンケートは、個別の授業について、優れた点と要改善点を把握するのに資するけれども、学生の視点で見たとときのカリキュラムの体系性や履修方法に対する疑問、各科目の連携や関連性の有無、成績評価の手法に関する統一性又は個別性とその理由、自習室の利用など研究科全体の運営に関わる事項に関する学生の声を吸い上げることはできない。そこで、これらの難点を補うため、当研究科では、各学期における授業評価アンケート結果の開示後、学期終了までの間に1回、全学生と教員との意見交換会を開催している。具体的には、研究科委員会が隔週開催のため、同委員会が開催されない週の水曜日とすることによって、全専任教員の出席を確保している。

初めて開催を試みたのは2008年であり、試行錯誤段階であって、学生及び教員のいずれについても萎縮的効果が生じることを懸念して、フリートーキング形式を採用したため、議事録は残されていない。第2回（2009年6月）から、

<sup>69</sup> A6「FD活動の記録」の添付資料3、6、13、16、20、21、24、26

議事録が残されることとなった<sup>70</sup>。第3回は、2009年12月に<sup>71</sup>、第4回は2011年7月に開催された<sup>72</sup>。2010年度に開催されず、また、第4回のあとに開催されていないのは、この意見交換会開催の基本スタンスに基づくものである。学生から開催の要望がない場合に無理矢理開催しても、学生に負担を与えるだけではないかという懸念から、FD委員を通じて、意見交換会の趣旨を説明し、開催の希望を募ってきたけれども、学生から希望が全く寄せられなかったことによるものである。本年（2013年7月）も、FD委員と学生代表（各学年年次長）が協議をし、第5回を開催する予定であったが、学生からの申し出や改善要望等はなく、開催できなかった。

#### （4）特に力を入れている取り組み

本究科においては、在学生の評価や意見の聴取だけでなく、FD会議の基礎資料として必要かつ相当と認めたときは、FD委員において、修了生に対してもアンケートを実施し、その結果に基づきFD会議を活性化させる努力をしている。これまでのところ、2回実施し、うち1回目のアンケート（2010年8月）では、本研究科の教育内容が法科大学院としてのあるべき水準にはないという厳しい意見も寄せられた<sup>73</sup>。その後、研究科全体をあげて、問題点の改善と教育水準の向上を図った結果、2回目のアンケート（2012年8月）においては、修了生・3年次生の満足度が向上したことが確認されている<sup>74</sup>。

#### （5）その他

なし。

## 2 点検・評価

学生に対する授業評価アンケートは、内容・方法・時期・回数ともに適切である。方法については、完全に匿名性が確保され、学生は自由に回答することができる。アンケート実施に際しては、法科大学院係とFD委員の両名から、TKCを通じてアンケートの趣旨について説明が尽くされている。アンケートの時期につき、授業の1/3終了時に設定するのは、1（1）記載のとおり、学生の指摘を踏まえて教員が速やかに改善に取り組み、アンケートに協力した学生自身はその効果を実感できるようにするためであり、また、他の学生の声を知ることにより、学生が自らの学習への取り組みを向上させる効果を狙ったも

70 A 6 「FD活動の記録」の添付資料 1

71 A 6 「FD活動の記録」の添付資料 4

72 A 6 「FD活動の記録」の添付資料 18

73 A 6 「FD活動の記録」の添付資料 9

74 A 6 「FD活動の記録」の添付資料 22

のである。

アンケート結果のうち記述式の意見については、現在では、要約等を加えることなく、原文のまま、教員間、学生と教員間で完全かつ全面的に共有されている。結果開示に際しては、担当教員がコメントを付すこととしており、教員の自己点検・評価の機会が教員には与えられ、学生及び他の教員はそれをも共有することができる環境が整えられている（なお、教員のコメントが当研究科の方針に反するなど不適切な場合には、研究科長、副研究科長及びFD委員が協議して、研究科長から訂正依頼をするという組織的対応も行われている）。

また、「学生評価」というとき、在学生のみならず、必要に応じて修了生に対しても、その評価を聴取して活用する努力をしている。

### 3 自己評定

#### B

### 4 改善計画

学生との意見交換会を「学生の希望がある場合」としてきたため、学生に主体性が乏しい場合には、開催できないという問題がある。これが真に学生満足度が高く、何も問題がないことによれば、歓迎すべきことかもしれないが、そのような見方については懐疑的でなければならないであろう。引き続き、FD委員を通じて、学生に対し、積極的に働きかけることによって開催できるよう努力し、各学期1回、開催していきたいと考えている。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

#### 1 現状

##### (1) 開設科目

本研究科における開設科目数及びその単位数等は、下表のとおりである。どの授業科目がどの科目群に分類されるかについては、法務研究科規程別表1(第3条関係)に明確に規定されている<sup>75</sup>。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目	33	66	33	66
実務基礎科目	9	12	8	11
基礎法学・隣接科目	6	12	2	4
展開・先端科目	31	62	9	18
自由科目	6	12	0	0

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

なお、自由科目とは、法律基本科目における理論教育を実務的観点や基礎法学的観点から補うことを目的に、修了要件単位には含まれない授業科目として随時開設されるものである(法学基礎講義I～VI)。

##### (2) 履修ルール

法律基本科目(各2単位)33科目は、すべて必修科目である。実務基礎科目については、「法情報調査」(1単位)、「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)、「民事訴訟実務の基礎」(2単位)、「法曹倫理」(2単位)、「刑事模擬裁判」(1単位)、「民事模擬裁判」(1単位)及び「ロイヤリング」(1単位)の合計10単位を修得するとともに、「クリニック」(1単位)または「エクスターンシップ」(1単位)から1科目1単位以上を修得しなければならない(選択必修科目)。また、基礎法学・隣接科目(各2単位)については4単位以上、展開・先端科目(各2単位)については18単位以上を修得しなければならない<sup>76</sup>。本研究科の課程を修了するために修得すべき単位数の各科目群への配分については、学生の履修

<sup>75</sup> A3『研究科便覧』48頁～49頁参照。授業シラバス集の「履修案内」の中にも、その説明がある。A16『授業シラバス集』1頁～4頁、8頁～11頁、14頁～17頁。

<sup>76</sup> 「研究科規程」3条・5条1項(A3『研究科便覧』42頁)、別表1(同48頁)

が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されている。

本研究科においては、その教育理念である「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成のためにインターナショナル・ロイヤー・コースを設置している<sup>77</sup>。このコースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目のうち、「アメリカ法」(2単位)、「アメリカ憲法」(2単位)または「法律英語」(2単位)から1科目2単位以上、また展開・先端科目のうち、「国際法」(2単位)、「国際人道法」(2単位)、「国際私法」(2単位)、「国際民事訴訟法」(2単位)、「国際取引法」(2単位)、「米軍基地法」(2単位)または「英米法研修プログラム」(2単位)から4科目8単位以上を修得しなければならない<sup>78</sup>。

### (3) 学生の履修状況

2013年3月修了生についての各科目群の修得単位数の平均値は、下表のとおりである。2008・2009年度入学者(4人。修了要件95単位)と2010年度入学者(7人。修了要件99単位)とでは履修ルールが異なるため<sup>79</sup>、両者を分けて示す。既修者コース設置以前の入学年次である。

	未修者コース		既修者コース
	2008・2009年度 入学者	2010年度 入学者	
法律基本科目	62	66	—
実務基礎科目	11	11	—
基礎法学・隣接科目	4	4	—
展開・先端科目	18	18.3	—
4科目群の合計	95	99.3	—

77 「研究科規程」2条2項(A3『研究科便覧』42頁)、「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ」(2010年11月24日研究科委員会決定)1項(A3『研究科便覧』63頁)。ハワイ大学ロー・スクールとの交流協定の締結とこれに基づく英米法研修プログラムの開設は、本研究科の教育目的を実現するうえで重要な意味を有する。

78 「研究科規程」5条2項(A3『研究科便覧』42頁)、別表1(同48頁～49頁)。このコースを選択した学生は、英米法研修プログラムの履修登録にあたって優先される。「インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ」7項。

79 2010年度入学者から、法学未修者教育を充実すべく、民事法基礎演習(2単位)を新設するとともに、従来の商法I(2単位)を会社法I・II(各2単位)に4単位化したことに伴い、法律基本科目についての修了要件が4単位増加した。また、実務基礎科目についての修了要件も、必修科目が1単位増加し(ロイヤリングの必修科目化による)、選択必修科目が1単位減少した(クリニックおよびエクスターンシップの1単位化による)。



学生が現実に各科目群の授業科目を偏りなく履修するうえでカリキュラムに大きな障害はないといえる。時間割の編成にあたっては、小規模法科大学院の利点を生かし、学生の希望に可能な限り対応している。もっとも、非常勤講師が担当する授業科目のなかには隔年での（しかも集中講義形式で）開講を余儀なくされているものがあり<sup>80</sup>、学生がその履修を断念する場合がある。

#### （４）特に力を入れている取り組み

法曹として普遍的に必要な資質や知識・能力を養うことができるように、法律基本科目及び実務基礎科目に分類される授業科目を開設し、その履修ルールを定めるだけでなく、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念を実現すべく、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し、その履修ルールを別途定めるなどの取り組みを行っている。また、小規模法科大学院の利点を活かし、時間割編成等にあたって学生に親身に対応している。

#### （５）その他

特になし。

### ２ 点検・評価

授業科目が法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって開設され、その履修ルールについては学生の履修が各科目群のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されている。時間割の編成にも問題はなく、学生は現実に各科目群の授業科目を偏りなく履修している。また、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し、その履修ルールを別途定めることにより、本研究科の教育目的の実現を図っている点も評価することができる。もっとも、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の中には隔年・集中で開講されているものがあり、学生の履修の機会を制約している面があることは否めない。

### ３ 自己評定

B

---

<sup>80</sup> 資料 22 「基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針」（2010年11月10日研究科委員会決定。2012年3月28日改正）参照。この開講方針は、A3『研究科便覧』66頁～67頁に掲載されている。2012年度後期においては2科目、2013年度前期においては4科目が集中講義形式で開講された。

#### 4 改善計画

現在、2014年度（2年コースについては2015年度）からの実施を目指し、カリキュラムの見直し作業を行っているところであり、授業科目及びその履修ルール（修了要件単位を含む）の変更によりカリキュラムのさらなる充実が期待される。法学未修者教育の充実や既修者コースの整備など、検討すべき課題は少なくない。

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性・適切性〉

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方、工夫

学生が1年次から3年次まで段階的・系統的に授業科目を履修することができるようにカリキュラムが編成されているといえるが、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、現在の授業科目開設の体系性がこれに沿ったものといえるかについては、今後検討する。

##### (ア) 法律基本科目

すべての法曹に普遍的に必要とされる法的知識を修得するとともに、問題発見・解決能力を涵養するため、下表のように、公法系（「憲法」、「行政法」）、刑事法系（「刑法」、「刑事訴訟法」）、民事法系（「民法」、「民事訴訟法」、「商法」）それぞれについて、1年次から3年次まで講義科目、演習科目および総合演習科目をバランスよく開設している。

	公法系	刑事法系	民事法系
1年次前期	統治	刑法Ⅰ 刑事訴訟法Ⅰ	民事法基礎演習 契約法Ⅰ 契約法Ⅱ 所有権法 不法行為法
1年次後期	人権 行政法Ⅰ	刑法Ⅱ 刑事訴訟法Ⅱ	契約法Ⅲ 担保法 家族法 民事訴訟法Ⅰ 会社法Ⅰ 会社法Ⅱ
2年次前期	憲法演習 行政法Ⅱ	刑法演習	民法演習Ⅰ 民事訴訟法Ⅱ 商行為法・手形法小切手法
2年次後期	行政法演習	刑事訴訟法演習	民法演習Ⅱ 民事訴訟法演習 商法演習
3年次前期	公法総合演習		民事法総合演習Ⅰ
3年次後期		刑事法総合演習	民事法総合演習Ⅱ

1年次前期から2年次前期までの間に開設される講義科目では、基礎的・体系的な法的知識を確実に修得させる。2年次前期・後期に開設される演習科目では、応用的・実地的な問題発見・解決能力（法的議論・表現・説得能力を含む）を涵養することを目的として、多くの場合長文の事例問題を演習形式で検討する<sup>81</sup>。そして、3年次前期・後期に開設される総合演習科目では、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を演習形式で深く検討することにより、法的知識・能力を法科大学院修了者に値するレベルにまで到達させる。

#### （イ）実務基礎科目

下表のように、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するために法曹倫理を開設するとともに、1年次から3年次まで基礎的な実務技能（事実調査能力・事実認定能力、コミュニケーション能力等）を修得させるための授業科目を順次開設している。なお、法情報調査は、法科大学院で学ぶために必要な法情報の収集・分析方法及び法文書作成の基礎を修得させることを目的とした導入教育科目である（プレ・ステップ講座）。

1年次前期	法情報調査
1年次後期	
2年次前期	法情報調査（既修者コース）、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎
2年次後期	民事模擬裁判、ロイヤリング
3年次前期	法曹倫理、刑事模擬裁判、クリニック（選択必修）
3年次後期	エクスターンシップ（選択必修）

#### （ウ）基礎法学・隣接科目

基礎法や比較法あるいは法学の隣接分野にかかわる科目群であり、沖縄の地理的・歴史的・政治的状况を社会科学的に理解させることに主眼をおいている。

1年次において基礎的学修を終えた後、2年次前期から選択して履修することができる。配当年次の指定はなく、学生の履修の便宜のため開設学期についての申し合わせがあるにすぎない<sup>82</sup>。「司法政策論」は、九州・沖縄4大学教育連携科目であり、高速情報通信網を利用した双方向授業システムにより本研究科の教室で受講することができる。

#### （エ）展開・先端科目

<sup>81</sup> 2012年度入学者（既修者コースを含む）から、教育効果を高める目的で、憲法演習の配当学期が1年次後期から2年次前期に変更された。

<sup>82</sup> 資料22「基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の開講方針」参照。この開講方針は、A3『研究科便覧』66頁～67頁に掲載されている。

幅広い専門的な法的知識を修得させるとともに、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念を実現するために開設された科目群である。

基礎法学・隣接科目と同様に、1年次において基礎的学修を終えた後、ホーム・ロイヤー（地域の法律家として住民の日常的問題に対応することができる能力を有する法曹）を目指すのか、インターナショナル・ロイヤー（地域の地理的・歴史的・政治的特性を活かしつつ国際的に活躍することができる法曹）を目指すのかなどの基準により、学生がみずからの判断で2年次または3年次に選択して履修する。配当年次の指定はなく、学生の履修の便宜のため開設学期についての申し合わせがあるにすぎない。なお、将来研究者となることを目指す学生のために、「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」、「外書講読Ⅰ」及び「外書講読Ⅱ」が用意されている。

#### イ 関連科目の調整等

関連する授業科目間でその内容の調整等を行う本研究科全体としての制度的な仕組みはない（成績判定やFD活動の一環として議論されることはある）。同一分野の教員間でこの点についての協議が行われることは多いが、連携が必ずしも緊密になされていない分野もある。

なお、法学既修者については、研究科委員会の議を経て、1年次に配当された法律基本科目 36 単位のすべてを修得したものと認めてきており（2012年度入学者 1人、2013年度入学者 3人）、これまでその履修免除を行わなかった例はない。

### （2）科目開設の適切性

#### ア 法曹像等との適合性

本研究科においては、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」を養成することを目的としている<sup>83</sup>。

法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力を養うことは当然であるが（法律基本科目及び実務基礎科目の履修による）、それにとどまらず、地域性と国際性を兼ね備えたいわゆるグローバルな法曹の養成という観点から、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解しながら国際的視野を養うため、本研究科に特徴的な授業科目を開設している。すなわち、基礎法学・隣接科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」、「日米関係」等を開設する。このうち、「アメリカ法」及び「法律英語」は米国ハワイ州弁護士が英語で講ずる

83 「研究科規程」1条の2（A3『研究科便覧』42頁）

授業科目であり、「日米関係」は沖縄の政治問題に精通した国際政治学者による授業科目である。また、展開・先端科目として、「自治体法学」、「米軍基地法」、「ジェンダーと法」、「英米法研修プログラム」等のほか、国際関係法にかかる授業科目を多数開設する。沖縄で活躍している弁護士も非常勤講師に加わっており、沖縄における地域社会の特性を踏まえた授業の実践が期待されている。

なお、本研究科の教育理念を実現するためにインターナショナル・ロイヤー・コースが設置されていることは前述した<sup>84</sup>。

#### イ 科目群・科目名の齟齬等

授業科目の名称とその内容に齟齬はないか、各科目群の授業科目として適切な内容となっているかなどの点については、『授業シラバス集』の編集にあたって教務・学生委員会が点検するほか、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）においてもその検証がなされる。2012年度後期に開講された授業科目のなかに、展開・先端科目の内容として適切であるか議論が行われたものがあった（結論は問題なし）。

#### （3）特に力を入れている取り組み

法曹として普遍的に必要な資質や知識・能力を養うことは当然であるが、それにとどまらず、本研究科の教育理念である地域性と国際性を兼ね備えたグローバルな法曹の養成という観点から、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解させるため、本研究科に特徴的な授業科目を開設するなどの取り組みを行っている。

#### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

法律基本科目及び実務基礎科目については、1年次から3年次まで講義科目、演習科目及び総合演習科目により、段階的・系統的に履修することができるようにカリキュラムが編成されている。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、現在の開設科目で十分であるか（先端分野の授業科目を追加する必要はないか、展開・先端科目についても演習科目を設けるべきか<sup>85</sup>など）については検討の余地がある。なお、関連する授業科目間での連携が必ずしも緊密になされていない分野がある。

84 上記5-1-1（2）参照。

85 2008・2009年度においては倒産法演習が開設されていたが、廃止された。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

現在、2014年度（既修者コースについては2015年度）からの実施を目指し、カリキュラムの見直し作業を行っているところであり、カリキュラムのさらなる充実が期待される。その際、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえ、授業科目の体系性に留意しながらカリキュラムの検討を進めることが肝要である。

### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

3年次前期に2単位の必修科目(実務基礎科目)として「法曹倫理」を開設している<sup>86</sup>。

「法曹倫理」の担当教員は弁護士である実務家専任教員1人であり、科目で扱う内容も弁護士の倫理及び責任が中心となるが、裁判官や検察官の倫理及び責任もその内容に含まれている。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

弁護士職務基本規程の理解を徹底する見地から、日弁連弁護士倫理委員会編『解説 弁護士職務基本規程(第2版)』を教科書として指定し、授業で扱う範囲につき原則毎回の授業の始めに小テストを実施している。現在の担当教員が米国カリフォルニア州の弁護士として勤務した経験を有することから、学生に事例を検討させる際に米国で問題となった事例を紹介し、検討に深みを持たせるように工夫している。

##### (3) その他

2013年度前期の第14回授業では、那覇地方検察庁の阪井光平次席検事から、検察官の倫理につきゲストスピーカーとして授業に参加して頂いた。

#### 2 点検・評価

「法曹倫理」の担当教員は米国での弁護士業務経験を有する弁護士であり、授業内容も、小テストで予習状況を確認しつつ、授業の中で事例問題につき質疑応答を行いながら、法曹倫理を遵守する上での悩みも感じさせるような取り組みがなされており、授業計画及び授業の実施内容とも問題はない。

「法曹倫理」以外の科目でも、例えば、実務家教員(派遣裁判官や派遣検察官を含む)が担当している実務基礎科目等において、具体的な事案処理において問題となる法曹倫理に関する問題も適宜検討しており、法曹としての倫理観や責任感の涵養について配慮がなされている。

#### 3 自己評定

適合

---

86 A3『研究科便覧』88頁「授業科目の内容等」「法曹倫理」



#### 4 改善計画

本年度は、検察官の倫理につき那覇地方検察庁のバックアップも得て授業内でも大きく取り扱うことができたが、これに対して裁判官の倫理については取り扱う時間がかかなり少なく、独立した授業回として扱うことができなかった。次年度以降の課題としたい。

## 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

本研究科においては、上記のように、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」を養成することを目的としている<sup>87</sup>。

法律基本科目および実務基礎科目は、そのほとんどが必修科目であり選択の余地はないが（法曹として普遍的に必要とされる資質や知識・能力の修得を目的とする）、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、ホーム・ロイヤーを目指すのか、インターナショナル・ロイヤーを目指すのかなどの基準により、学生がみずからの判断で2年次または3年次に選択して履修しなければならない<sup>88</sup>。特に後者を目指す学生は、沖縄の地理的・歴史的・政治的状況を理解しながら国際的視野を養う必要がある。そこで、基礎法学・隣接科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」、「日米関係」等を、また展開・先端科目としては、「国際法」、「国際人道法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法」、「米軍基地法」、「英米法研修プログラム」等を履修するように指導し、またインターナショナル・ロイヤー・コースの選択を勧奨している。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学時にオリエンテーションを開催し、『法務研究科便覧』や『授業シラバス集』等に基づき履修指導を行っている。2013年度においては4月2日に開催された。

各学期開始前にも授業担当教員によるガイダンスが実施されていた時期もあったが、TKCを利用して告知すれば十分であるなどの理由から、現在は行われていない。

##### イ 個別の学生に対する履修選択指導

各年次には2人の指導教員が配置され、入学から修了まで、学生による授業科目の履修に適切な助言を行うとともに、学生生活や進路等の相談に対応している<sup>89</sup>。指導教員制度によるきめ細かな学生指導は、本研究科の特色の一つである。

87 上記5-2-1（2）ア参照。

88 上記5-2-1ア（ウ）（エ）参照。

89 「研究科規程」4条1項4項（A3『研究科便覧』42頁

指導教員は、各学期の履修登録期間内に履修指導等のため学生との個別面談（20分程度を目安とする）を実施することが制度化されている<sup>90</sup>。また、教員は、原則として週1コマのオフィスアワーを設け、その時間帯は研究室に待機することが合意されているほか、学生の求めに応じて随時履修指導を行っている<sup>91</sup>。指導教員から積極的に働きかける場合もある。

なお、指導方法の手引きについては、全学的なものはあるが<sup>92</sup>、本研究科独自のものは無い。

#### ウ 情報提供

授業科目を選択履修するために参考となる情報は、『授業シラバス集』の「履修案内」<sup>93</sup>やホームページ等により提供されている程度である。学生に法曹像を意識させる取り組みは必ずしも十分とはいえない。

#### エ その他

特になし。

### （3）結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

多くの学生は授業科目を適切に選択履修しているものと思われるが（修了要件が厳しいインターナショナル・ロイヤル・コースを選択する学生が毎年1～2人存することは一つの証左である）、負担の少ない授業科目を選択しがちであることも否めない。

#### イ 検証等

指導教員は、学生による授業科目選択の状況を履修登録確認表への押印時に把握することができる。また、すべての教員は、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）において全体の状況を知ることになるが、その組織的な検証は今後の課題である。

---

90 「履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ」（2011年7月27日研究科委員会決定）1項・3項（A3研究科便覧）68頁。個人面談の結果、特に必要があると認められる事項については研究科長に報告しなければならない。同4項。

91 授業シラバス集に教員との連絡の取り方（オフィスアワーの時間帯を含む）が案内されている。A16『2013年度前学期授業シラバス集』110頁～111頁参照。

92 全学的には、琉球大学学生生活委員会による「指導教員の手引」があり、指導教員の仕事、就職指導、学生相談室、メンタルヘルス、学生が行う諸手続について説明されている。資料23「指導教員の手引」

93 A16『2013年度前学期授業シラバス集』1頁～2頁、8頁～9頁、14頁～15頁。

(4) 特に力を入れている取り組み

小規模法科大学院の利点を活かし、指導教員制度等により親身な履修指導を行うように努めている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

指導教員制度は、履修指導を行ううえでも存在価値を有している。しかし、学生が積極的に履修相談を行う例は多くないのが現状であり、この制度がより効果的に機能するように検討を進める必要がある。また、授業科目の選択履修の状況についても組織的な検証が必要である。

3 自己評定

B

4 改善計画

具体的な改善計画はないが、指導教員制度や授業科目の選択履修の状況について議論を行い、教員間で問題意識を共有することが求められる。

## 5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉

### 1 現状

#### （1）各学年の履修科目登録の上限単位数

本研究科においては、学生が1学期に履修することができる単位の上限は、1年次にあつては21単位、2年次および3年次にあつては18単位である<sup>94</sup>。したがって、1年次の学生は年間42単位まで、2年次または3年次の学生は年間36単位まで履修科目として登録することができる。ただし、集中講義の形式で開設される授業科目については、これとは別に1学期3単位まで履修することを認めている<sup>95</sup>。

授業1回あたりの時間数は90分であり、1単位科目は8回（総時間数12時間）、2単位科目は15回（総時間数22時間30分）授業を実施する（期末試験を除く）。

2009年度入学者までは、学生が1学期に履修することができる単位の上限を、年次を問わず18単位（年間36単位）に制限していたが<sup>96</sup>、法学未修者教育の充実のため1年次後期配当科目を新設したことに伴い<sup>97</sup>、1年次学生に限って年間42単位まで授業の履修を認めることとした。もっとも、現在では、集中講義の形式で開設される法情報調査を除けば、1年次に配当される授業科目の単位数は、前期16単位、後期20単位であるので<sup>98</sup>、年間36単位の履修にとどまる。2012年度の1年次学生のほとんどが、前期17単位（法情報調査を含む）、後期20単位の授業科目を履修した。

また、集中講義の形式で開設される授業科目3単位を外枠に位置付けているのは、1学期につき1科目程度の集中講義（夏休みまたは春休みの期間に開設される）の履修であれば、その予習・復習に大きな支障はなく、履修登録上限を定める趣旨を没却しないと考えられるからである<sup>99</sup>。

#### （2）無単位科目等

単位認定されない授業科目はない。もっとも、上記のように、法律基本科目

94 「研究科規程」5条3項本文（A3『研究科便覧』42頁）

95 「研究科規程」5条3項但書（A3『研究科便覧』42頁）。

96 運用として、集中講義の形式で開設される授業科目については、これとは別に2単位まで履修することを認めていた。

97 民法基礎演習（2単位）を新設するとともに、従来の商法Ⅰ（2単位）を会社法Ⅰ・Ⅱ（各2単位）に4単位化した。

98 2012年度入学者から、人権の配当学期が1年次前期から1年次後期に、また憲法演習の配当学期が1年次後期から2年次前期に変更された。

99 3単位としているのは、既修者コース入学者が2年次前期に法情報調査（1単位。入学式前後に開設される）を履修したうえで、さらに夏休み期間に開設される集中講義科目1科目の履修を可能にするためである。

における理論教育を実務的観点や基礎法学的観点から補うことを目的に、修了要件単位には含まれない授業科目として自由科目（法学基礎講義Ⅰ～Ⅵ）が開設されることがあるが<sup>100</sup>、最近は開設されていない<sup>101</sup>。

（３）補習

授業科目の補習は行われていない。

（４）特に力を入れている取り組み

特になし。

（５）その他

特になし。

## ２ 点検・評価

１年次については、2010年度に法学未修者教育の充実のため１年次後期配当科目を新設したことに伴い、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を年間42単位に引き上げたが、現在では実際に履修することができる授業科目の単位数は、集中講義の形式で開設される法情報調査を除けば、前期16単位、後期20単位、年間36単位にとどまる。また、集中講義の形式で開設される授業科目3単位を外枠に位置付けていることも、学生の自学自修を阻害しているとはいえない。

## ３ 自己評定

適合

## ４ 改善計画

特になし。

---

100 上記5-1-1（1）参照。

101 2013年度後期に法学基礎講義Ⅰの開設が予定されている。刑法の歴史的検討をその内容とするものである。

## 第6分野 授業

### 6-1 授業

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

本研究科では、シラバスの要式及び記載項目を統一した『授業シラバス集』<sup>102</sup>を各学期毎に作成し配布している。記載項目は、履修条件、授業の内容、目標、教科書、主な参考文献、試験・成績評価の方法、ひとこと、授業の計画である。シラバス集は教務・学生委員会が編集・点検している。シラバス集は各学期の授業開始日の2週間ほど前に学生に配布している。

なお、『授業シラバス集』のシラバスよりも詳細な学習案内や履修ガイドを配布している科目もある。

ほとんどの科目がシラバスと実際の授業との乖離はないが、進行が遅れ気味であった科目もわずかであるが存する。また、「授業評価アンケート」における学生の感想をもとに、授業計画を途中から若干、変更した科目も存する（刑法演習）。

授業準備として、事前に学生全員にメールで質問することを義務づけ、授業では、質問が集中している問題の解説に、より時間をかける等の工夫をしている科目も存する（民事訴訟法Ⅰ）。

##### (2) 教材・参考図書

シラバスに記載のない教材を使用したのは以下の科目である。

民事法基礎演習	千葉恵美子ほか編『Law Practis 民法Ⅰ』 同『民法Ⅱ』
民法演習Ⅱ	千葉恵美子ほか編『Law Practis 民法Ⅰ』 同『民法Ⅱ』
民事法総合演習Ⅰ	遠藤賢治ほか編『ロースクール演習講座 民法Ⅰ』 平野裕之『事例から考える民法（債権法）』
民事法総合演習Ⅱ	田山輝明『事例演習 民法』
ロイヤリング	オリジナル教材『道路交通法違反被疑事件』
刑事模擬裁判	法務省法務総合研究所編『法科大学院教材 公判演習 教材第1号（改訂版）』
米軍基地法	石原昌家ほか編『オキナワを平和学する』
国際民事訴訟法	担当教員が特別に編集した資料集

<sup>102</sup> A16『平成24年度後学期授業シラバス集』、『平成25年度前学期授業シラバス集』

### (3) 教育支援システム

専任教員については、多くの科目が毎回、TKCを利用しているが、特に必要がある場合のみ利用している科目もある。非専任教員が担当している科目の中には、まったく利用していない科目もある。

### (4) 予習指示等

毎回、TKCを利用している科目のほとんどが、1週間前に配布している。また、レジュメについては、15回分のレジュメを学期の授業開始前に一括して配布している科目も存する（民事訴訟法Ⅰ、経済法）。

各回の授業で到達すべき目標を事前に明確に示している科目もあるが、明確に示してはいない科目の方が多い。

### (5) 授業の実施

#### ア 教育内容

法律基本科目は、1年次から3年次まで講義科目、演習科目、総合演習科目をバランスよく配置し、また同一分野の科目間の調整のための協議が担当者間において適宜行われている。また、実務基礎科目は、法律基本科目との連携を意識し、法律基本科目で学修した知識や理解を実務的な観点から深化させるようにしている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目も法律基本科目との関連性を意識させるようにしている。

いずれの科目も教育内容に関して、それぞれ工夫しているが、それについては、別紙・科目分野毎の「授業の実施」、および「科目別アンケート回答集」<sup>103</sup>を参照されたい。

#### イ 授業の仕方

演習科目は当然のこと、講義科目においても、科目によって程度の違いはあるが、双方向・多方向の要素を取り入れた授業を行っている。

#### ウ 学生の理解度の確認

いずれの科目も、何らかの方法で学生の理解度を確認しつつ授業を進めているが、それについては、別紙・科目分野毎の「授業の実施」、及び資料1「科目別アンケート回答集」を参照されたい。

---

<sup>103</sup> 資料1「科目別アンケート回答集」



#### エ 授業後のフォロー

ほとんどの科目が、何らかの方法で授業後もフォローしているが、それについては、別紙・科目分野毎の「授業の実施」、及び資料1「科目別アンケート回答集」を参照されたい。

#### オ 出席の確認

いずれの科目も授業時に学生の出席を把握・確認している。

#### カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

パワーポイントを利用している科目は少なくない。DVDや新聞記事を利用している科目もある。

学生に自覚的、積極的に取り組んでもらうために、前半7回を学生に司会をさせている科目も存する（行政法演習）。

#### キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

多くの科目は、対象学年にふさわしい授業の工夫をしているが、それについては、別紙・科目分野毎の「授業の実施」、及び資料1「科目別アンケート回答集」を参照されたい。

### (6) 到達目標との関係

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」<sup>104</sup>は制定してばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は2013年度後期から行われる。ただ、その「内容」に示されている資質の多くは、少なくとも専任教員担当科目に関する限り、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。

多くの科目は、難度が低いなど自学自修に委ねてよいと思われる部分は、シラバスやレジュメにより、あるいは口頭で、自学自修に委ねる旨を学生に伝えている。

### (7) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### (8) その他

特になし。

---

104 A31「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」

## 2 点検・評価

本研究科では、各学期毎に『授業シラバス集』を作成・配布している。ほとんどの科目は、シラバスと実際の授業との乖離はない。多くの科目がTKCを利用している。予習指示は1週間前になされるのが一般である。各回の授業で到達すべき目標を事前に明確には示していない科目の方が多い。

教育内容に関して科目間の連携はなされている。演習科目は当然のこと、講義科目においても、双方向・多方向の要素を取り入れた授業を行っている。学生の理解度の確認は行われている。ほとんどの科目で授業後のフォローは行われている。出席の確認は行われている。映像等を利用している科目も少なくない。多くの科目は、対象学年にふさわしい授業の工夫をしている。

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであるが、その「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。自学自修に委ねる部分は、上記のような方法で学生に伝えている。

本評価基準に関わることにつき、FD活動を通してさらに改善を重ねていく必要がある。特に、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行っていく必要があり、また、その方法、そのための工夫についてFD会議で議論していく必要がある。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行っていく必要があり、また、その方法、そのための工夫についてFD会議で議論していく必要がある。

## 6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

### 1 現状

#### (1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」とは、法学それ自体でも、また実務それ自体でもなく、社会の中で実際に機能する「生きた法」を理解させ、これを用いて実際の紛争を解決ないし予防できる力を養成する授業であると考えている。その理由は、法科大学院は法曹養成に特化した教育機関であるから、理論教育を行うにあたっては、法学それ自体を教えるのではなく、常に実際の紛争を念頭におき、その解決ないし予防に用いることのできる実践的な「生きた法」を理解させ、使えるようにさせるという観点から授業を実施する必要があるし、また、実務教育を行うにあたっては、現行実務それ自体を教えるのではなく、これを批判的に検討し、新しい実務へと発展させることができるよう、「生きた法」に基づく理論に裏付けられたあるべき実務教育を行う必要があるからである。

以上のような「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」の考え方は、前回の認証評価の『自己点検・評価報告書』にも記載しており、本研究科では一貫してかかる考え方に基づきFD活動やカリキュラムの改善等を行ってきたなど、かかる考え方は少なくとも専任教員間の共通認識となっている。

#### (2) 授業での展開

3年間の限られたカリキュラムの中で、「生きた法」を理解させ、使えるようにさせるためには、各教員が各担当科目で「理論と実務の架橋」を目指した授業を行うだけではなく、関連する他の科目との有機的連携を常に意識した授業を行うことも必要であり、例えば、法律基本科目の授業でも、実務基礎科目との連携を意識した授業を行う必要があるし、実務基礎科目の授業でも、法律基本科目での教育効果を深化させることを意識した授業を行う必要があり、かかる授業を実施しているところである。

以下、各科目群毎に具体的に説明する。

法律基本科目では、相当数の科目（「契約法Ⅰ」～「契約法Ⅲ」、「所有権法」、「担保法」、「不法行為法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」）において、理論教育についても教育能力の高い実務家教員が1年次の法律基本科目の授業を担当することにより、1年次の早い段階から常に実際の紛争・具体的事実を前提として、当該理論が実際の実務や具体的な事案でどのように使われるのかということ意識した実務と架橋した理論教育を実施している。さらに、例えば、1年次の民法科目や民事訴訟科目において、「民事訴訟実務の基礎」等の実務基礎科

目との架橋を意識した理論教育（例えば、要件事実論の導入的な解説を民法理論の解説に織り込むなど）を行うなど、実務基礎科目との連携を強く意識した授業を実施している。

実務基礎科目では、法律基本科目との有機的連携という観点から、例えば、実務基礎科目で使用する教材や設例等は法律基本科目で学んだ知識や理論を応用すれば一定の解決が導き出せるものとすることにより、その知識や理論を実務で使えるようにさせるなど法律基本科目での教育効果を深化させる授業を行っている。さらに、例えば、「ロイヤリング」等において、これまでの実務を批判的に検討し、あるべき実務技能とそれを支える理論を検証し深化させている。本研究科では、実務基礎科目は、実務導入教育という意義のみならず、法律基本科目で学修した知識や理論を深化させる重要な科目として位置付け、設立当初から 11 単位の修得を修了要件としているところである。

基礎法学・隣接科目でも、例えば、「司法政策論」において個別具体的な司法制度改革の背景にある事実や理論を理解させ、現状を把握し、今後のあり方を検討するなど日々発展する「生きた法」を理解させる授業が実施されており、また、本研究科が養成しようとしているインターナショナル・ロイヤーに必要な理論と実務を架橋する科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」等の授業も実施されている。

展開・先端科目でも、実際の紛争・具体的事実を念頭においた「生きた法」を理解させることを目的として授業が実施されており、例えば、弁護士が自ら専門とする分野を担当する「労働法」、「交通事故賠償法」、「倒産法」及び「経済法」等は、自らの経験を踏まえて実際の紛争・具体的事実を念頭においた「生きた法」を理解させる授業を実施しているし、実務家と研究者が共同で担当する「中小企業法務」は、沖縄に多い中小企業を取り巻く「生きた法」を理解させる授業、同じく実務家と研究者が担当する「米軍基地法」は、沖縄という地域に特徴的な、米軍基地をめぐる紛争や具体的事実を念頭においた「生きた法」を理解させる授業、「ジェンダーと法」は、沖縄に特徴的な具体的な問題も扱いながらジェンダーに関する「生きた法」を理解させる授業、そして「自治体法学」も、判例を題材として理論と実務を架橋する授業をそれぞれ実施している。

### （3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

法学未修者教育の充実の観点から導入された法律基本科目である「民事法基礎演習」においても、「理論と実務の架橋」という観点から研究者教員と実務家教員の共同授業を実施しており、また、実務基礎科目である「クリニック」等においても「理論と実務の架橋」という観点から研究者教員と実務家教員の共同授業を実施している。

また、沖縄弁護士会の若手弁護士をAAとして採用し、研究者教員が担当する法律基本科目を中心に授業を補助してもらい、理論と実務を架橋した授業を実施している。なお、このAA制度により、研究者教員が実務家と授業の内容や方法について意見交換する機会がこれまで以上に増え、研究者教員が実務的な知見を得る貴重な機会となっている。

なお、かかるAA制度はFD活動の成果として導入され、FD会議にAAの弁護士も出席してもらって意見交換を行うなどし、かかる意見も反映しながら制度の改善・発展を図っている。

その他、実務家教員が担当している「契約法」の授業において、著名な民法学者に契約法に関する特別講演をしてもらい、理論と実務の架橋のより一層の充実を図るなどした例もある<sup>105</sup>。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

1年次の早い段階から実際の紛争・具体的事実を前提とした理論と実務を架橋する法律基本科目の授業を実施するために、理論教育においても教育能力が高いと認められる実務家教員が法律基本科目の授業を担当しており（実務家教員が単独で担当している場合が多いが、研究者教員との共同授業の場合もある）、これらの授業は学生からの評価も総じて高く、本研究科のセールスポイントの一つでもある。

また、将来の法科大学院教員の養成の意味もあるが、法科大学院を修了して司法試験に合格して弁護士として活躍している若手弁護士を教育補助者として本研究科の授業に関与させるAA制度も「理論と実務の架橋」という観点から力を入れている取り組みといえる。

#### (5) その他

個々の教員の取り組みとして、法律基本科目を担当する実務家教員が担当分野に関する学術的研究に取り組んでいる例や、「家族法」を担当する研究者教員が実務経験を得るために家庭裁判所の調停委員になっているなど様々な取り組みを行っている。

## 2 点検・評価

1年次の早い段階から実際の紛争・具体的事実を前提とした理論と実務を架橋する法律基本科目の授業を実施するために、理論教育においても教育能力が高いと認められる実務家教員が法律基本科目の授業を担当しており、これらの

---

<sup>105</sup> 平成25年7月1日（月）に山田卓生横浜国立大学名誉教授を講師として「民法と契約法～契約法はなぜ重要なのか～」と題する契約法特別講演を実施した。

授業は学生からの評価も総じて高く、本研究科における教育力の向上に貢献しており、優れている点だと評価できる。また、FD活動の成果として、教育補助者として若手弁護士を活用するAA制度も導入し、改善・充実を図っていること、「クリニック」や「エクスターンシップ」という臨床科目を研究者教員と実務家教員が共同で担当していること、その他にも研究者教員と実務家教員が共同で授業を実施する例もあるなど、前回の認証評価時と比較しても理論と実務の架橋を目指した授業が質的にも量的にも充実してきていると評価できる。

ただし、研究者教員が実務に触れる機会が十分とはいえないこと、非常勤講師の担当する授業で理論と実務の架橋を意識した授業が実施されているか確認できる体制になっていないなど、改善すべき残された課題も少なくない。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

研究者教員が実務に触れる機会を増やす方策に関わって、「クリニック」等を行う附設法律事務所の設置の可否・是非について、現在検討中である。また、非常勤講師の担当する授業についても、シラバスのチェック、授業参観を行うことの要否・形態等について今後検討する必要がある。

## 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

### 1 現状

#### （1）臨床科目の目的

法律実務を扱う現場ないし現場に類似した状況下で法律問題の解決に関与することを通じて、法曹としてのマインドとスキルの重要性を体感するとともに、法曹を目指すモチベーションをさらに強化する。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

##### ア 開設されている臨床科目の内容等

臨床科目としては、「ロイヤリング」（2年後期）、「クリニック」（3年前期）、「エクスターンシップ」（3年夏期集中・後期登録）、「刑事模擬裁判」（3年前期）及び「民事模擬裁判」（3年後期）がそれぞれ1単位科目として開設されており、いずれも実務基礎科目に位置付けられている。上記のすべての科目に実務家教員が担当者として配置されているほか、「クリニック」及び「エクスターンシップ」については、研究者教員も担当者に加わっている。臨床科目の成績評価方法は、いずれも、合否のみの成績評価とし、A・B・C・Dといったランク付けは行っていない<sup>106</sup>。

##### イ 履修状況等

「ロイヤリング」、「クリニック」及び「エクスターンシップ」の3科目のうち、「ロイヤリング」を必修科目として最初に履修するが、「クリニック」及び「エクスターンシップ」はいわゆる選択必修科目であり、学生は、この2科目のうち少なくとも1科目を選択して履修しなければならない。「刑事模擬裁判」及び「民事模擬裁判」はいずれも必修科目である<sup>107</sup>。つまり、学生は、臨床科目を少なくとも4科目4単位以上<sup>108</sup>履修しなければ修了できないカリキュラムとなっている。臨床科目は、法曹として必要な「スキル」のみならず「マインド」を養成するのに適した科目であり、かつ、法律基本科目等で学んだ知識や理論を実践する中でその理解を深化させるなど理論と実務を架橋するのにも適した科目であるから、本研究科では臨床科目を重要科目として位置付け、学生に4科目以上履修させるようにしている。

「クリニック」及び「エクスターンシップ」の2科目が選択必修となった2012年度以降の具体的な履修状況は次のとおりである。

106 A3『研究科便覧』参照

107 A3『研究科便覧』参照。

108 選択必修科目を重ねて履修することも認められており、クリニックとエクスターンシップの双方を履修するなど重ねて履修した学生もいた。その場合、臨床科目を5科目5単位履修したことになる。

(ア) クリニック

- 2012 年度前期 ー 受講者 11 名、単位取得者 11 名
- 2013 年度前期 ー 受講者 1 名、単位取得人数未定

(イ) エクスターンシップ

- 2012 年度夏期集中 ー 受講者 1 名、単位取得者 1 名
- 2013 年度夏期集中 ー 受講者 5 名、単位取得人数未定

ウ 適法性の確保及び授業の効果向上に向けた工夫等

(ア) ロイヤリング

この科目は、いわゆるシミュレーション科目であり（適法性は特に問題とならない）、臨床教育としての効果向上に向けた工夫として、学生が弁護士役をするロールプレイ（相談者・依頼者役は担当教員ないし AA が担当する）をできるだけ多く行い、各受講生が少なくとも 2 回（法律相談において 1 回、交渉において 1 回）弁護士として事件処理をする場面を体験させるなどの工夫をしている。なお、この科目は 2 年次後期配当科目であり、3 年次前期開設の「法曹倫理」に先行するが、シミュレーションの中で問題となる守秘義務を中心とする法曹としての倫理感や責任感（マインド）に関する問題についても個別に取り上げて検討・解説しており、「法曹倫理」への架橋も意識している。

(イ) クリニック

学生が生の法律相談を行うことから適法性確保が重要であり、「ロイヤリング」の履修を通じて守秘義務を中心とする法曹の職務についてシミュレーションで体感した学生に対して、実際の法律相談に入る前に、守秘義務について説明したうえで、守秘義務に関する誓約書を徴収している。また、学生全員が損害賠償責任保険に加入している。実際に法律相談を実施する際には、必ず弁護士資格を有する教員も同席し、同教員が相談者に「クリニック」の概要を説明し承諾を得た上で相談を開始し、最終的には同教員が責任をもって回答することになっている。

また、「クリニック」については、学生が主体的に責任をもって取り組むことを重視する見地から、ぎりぎりのところまで学生に担当させるように工夫している。成績評価資料としても、傍観者的な記述となる可能性のある「報告書」ではなく、「クリニック」での法律相談において実際に問題となった点について文書（調停条項案や和解条項案を含む）を起案させ、これを成績評価の対象としている。学生の起案した文書を担当教員が添削した上で実際に使用することで、学生も緊張感をもって取り組んでいる。

(ウ) エクスターンシップ

「ロイヤリング」の履修を通じて守秘義務を中心とする法曹の職務について



シミュレーションで体感した受講生に対して、実際の研修に入る前に派遣先に対して守秘義務に関する誓約書を提出させている。派遣先には、エクスターンシップ要綱の交付を通じてその趣旨を説明するとともに、授業終了後には成績評価を記載した簡単な報告書を作成し、提出して頂くことを伝えている。また、派遣先にも法科大学院学生の特殊性（司法修習生との違い等）を前提とした適法性確保のための注意事項を伝え、適法性確保のための配慮をしてもらっている。

学生には派遣期間内に派遣先で法情報調査・法文書作成、法律相談への立会等の課題を与え、レポートを提出させている。成績評価については、派遣先から提出された評価報告書と学生から提出されたレポートを総合して評価している。

#### （エ）民事模擬裁判及び刑事模擬裁判

いわゆるシミュレーション科目であり（適法性は特に問題とならない）、臨床教育としての効果向上に向けた工夫としては、学生が民事裁判手続と刑事裁判手続の双方とも体験できるように民事・刑事とも模擬裁判を行うこととし、かつ、学生が違う立場を体験できるように法廷（合議体）を複数つくるなどして裁判官役等を体験できる機会を増やすなどしている。また、きめ細かな指導ができるように、「民事模擬裁判」について弁護士である担当教員と派遣裁判官が協働で指導しているのはもちろんのこと、「刑事模擬裁判」についても弁護士である担当教員に加え、派遣検察官や、刑事裁判官としての経験も豊富な専任教員にも協力してもらい、法曹三者それぞれの立場から、法曹としてのスキルとマインドの涵養並びに「理論と実務の架橋」を意識した指導をしている。

#### （２）特に力を入れている取り組み

「クリニック」では、担当教員が学生とともに離島を訪れ、法律相談を行う試みを3年続けて実施している。離島の住民や町村役場職員が抱える法律に関する問題を現地で直接に聴取し、これに解答する試みは、法律の専門家に接する機会の少ない離島の住民の法的ニーズに応えるとともに、学生たちにも、自分たちの活躍分野に関する視野を広げる意味でも貴重である。

#### （３）その他

「クリニック」及び「エクスターンシップ」の担当教員を務めている研究者教員は、「クリニック」での法律相談内容を聴取し、これにつき学生に適宜アドバイスを与えるほか、離島クリニックの実施については、その責任者の1人としてこれを企画遂行するなど、積極的な役割を果たしている。

## 2 点検・評価

「ロイヤリング」は、その後の臨床科目である「クリニック」「エクスターンシップ」「刑事模擬裁判」及び「民事模擬裁判」の導入科目となるシミュレーション科目として、全国的にも優れた指導能力を有する担当教員が一貫して担当してきており、法律基本科目と臨床科目を架橋する科目として重要な役割を果たしている。

「クリニック」は、研究者教員も含めて4名できめ細かく指導できる体制が整っているほか、離島クリニックの実施やできる限り学生に取り組みさせる授業方針により、法曹としてのマインドとスキルを養成する上では優れた授業となっている。本研究科が法テラスの指定相談場所となる旨の指定を受けることで、相談案件の確保も、2012年前期前半までは円滑に機能してきた。ところが、2012年前期途中より、沖縄弁護士会が土日での法律相談を整えたことから、法テラスより回付される案件がめっきり減少している。この点については、担当教員が依頼者の了解を得て事件を持ち込むなどして対応している。

「エクスターンシップ」については、法律事務所だけでなく学生が積極的に受け入れ先を開拓することを認め、小規模法科大学院にしては比較的多様な受け入れ先を確保してきた。また、受け入れ先でも学生が主体的に関与しているとともに、指導担当者から丁寧な指導を受けていることが学生のレポートにも表れている。しかしながら、「クリニック」にも共通する問題であるが、選択必修としている制度との関連で、年度毎の履修人数のばらつきが極めて激しく、とりわけ「エクスターンシップ」については年度により学生の履修姿勢が消極的であることが懸念される。また、この科目は後期配当科目であり、前期シラバスにその内容が記載されていないことから、選択にあたって学生に十分に情報が伝わっていない可能性がある。

## 3 自己評定

### B

## 4 改善計画

「クリニック」における相談案件の減少（弁護士会の週末相談との競合が原因と思われる）や「エクスターンシップ」における年度毎の履修人数のばらつき（周囲の雰囲気によって受動的に選択を決定する学生が多いことによるものと思われる）は、昨今の全国の弁護士界や法科大学院を取り巻く環境に起因する問題であり、本研究科の努力だけでは改善が困難な点があることは否めない。「クリニック」については、担当教員による事件の持ち込みで対応するほかにない。

「エクスターンシップ」の内容の学生に対する告知については、『大学院法務研究科便覧』のみではなく、来年度から前期の『授業シラバス集』にもその内容を掲載するなどして、周知を図りたいと考えている。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人、されない人の区別も含む)。

	科目名	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平均
法律基本科目	人権	15	15		15
	統治	16	14	12	14
	憲法演習	13	7	14	11
	行政法Ⅰ	9	13		11
	行政法Ⅱ	16	9	16	14
	行政法演習	14	8		11
	公法総合演習	16	11	8	12
	刑法Ⅰ	16	15	14	15
	刑法Ⅱ	11	13		12
	刑法演習	15	10	17	14
	刑事訴訟法Ⅰ	18	18	15	17
	刑事訴訟法Ⅱ	10	13		12
	刑事訴訟法演習	17	12		15
	刑事法総合演習	19	20		20
	民事法基礎演習	11	14	12	12
	契約法Ⅰ	14	17	13	15
	契約法Ⅱ	16	18	12	15
	契約法Ⅲ	11	16		14
	所有権法	12	17	14	14
	担保法	13	18		16
	不法行為法	15	16	12	14
	家族法	14	15		15
	民法演習Ⅰ	9	12	16	12
民法演習Ⅱ	22	12		17	
民事訴訟法Ⅰ	16	21		19	

	民事訴訟法Ⅱ	13	18	19	17
	民事訴訟法演習	10	11		11
	会社法Ⅰ	12	12		12
	会社法Ⅱ	12	13		13
	商行為法・手形法小切手法	14	7	15	12
	商法Ⅱ	2	2		2
	商法演習	15	9		12
	民事法総合演習Ⅰ	21	17	13	17
	民事法総合演習Ⅱ	17	16		17
	平均	14	14	14	14
法律実務基礎科目	法情報調査(必修)	11	15	13	13
	刑事訴訟実務の基礎(必修)	14	8	15	12
	民事訴訟実務の基礎(必修)	20	14	17	17
	法曹倫理(必修)	15	13	6	11
	刑事模擬裁判(必修)	15	14	6	12
	民事模擬裁判(必修)	15	8		12
	ロイヤリング(必修)	13	7		10
	クリニック(選択必修)	5	11	1	6
	エクスターンシップ(選択必修)	1	1		1
	平均	12	10	10	11
基礎法学・隣接科目	法哲学	17	-	9	9
	司法政策論	3	3	1	2
	アメリカ法	3	2		3
	アメリカ憲法	3	1		2
	法律英語	1	3		2
	日米関係	5	9		6
	平均	5	4	5	5
	租税法	11	7	2	7
	自治体法学	8	10	6	8
	労働法	2	1	2	2
	社会保障法	-	5	-	5

展開・先端科目	特別刑法	5	8		7
	交通事故賠償法	1	3		2
	民事執行・保全法	9	11		10
	倒産法	4	5		5
	保険法	11	9	8	9
	中小企業法務	9	6	6	7
	国際私法	15	-	-	15
	国際民事訴訟法	-	7		7
	国際取引法	7	-	-	7
	経済法	1	3		2
	知的財産法	12	11	6	10
	環境法	6	2		8
	米軍基地法	8	13	3	8
	ジェンダーと法	7	4		6
	英米法研修プログラム	2	1		2
	展開・先端科目特殊講義 I～VI	4	5		5
平均	7	6	5	6	

(2) 適切な人数となるための努力

1 クラスの人数が 50 人を越えた科目はない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

上述のように、1 クラスの人数が 50 人を越えた科目はなく、本評価基準を満たしている。

## 3 自己評定

合

## 4 改善計画

特になし。

## 7-2 学生数（2）〈入学者数〉

### 1 現状

#### （1）過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
平成23年度	22人	11人	50.0%
平成24年度	22人	15人	68.2%
平成25年度	22人	14人	63.6%
平均	22人	13.3人	60.6%

#### （2）入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

過去3年間の定員充足率の平均は60.6%であり、入学者が入学定員を上回ったことはない。

#### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

#### （4）その他

特になし。

### 2 点検・評価

上述のように、過去3年間、入学者が入学定員を上回ったことはなく、本評価基準に関しては問題はない。

### 3 自己評定

合

### 4 改善計画

特になし。

### 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

#### (1) 収容定員に対する在籍者数の割合

##### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	22人	16人	72.7%
2年次	22人	19人	86.4%
3年次	22人	26人	118.2%
合計	66人	61人	92.4%

##### 【過去3年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
平成23年度	74人	79人	106.8%
平成24年度	66人	67人	101.5%
平成25年度	66人	61人	92.4%
平均	68.7人	69人	100.4%

#### (2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

過去3年間、在籍学生数が収容定員の110%を超えたことはない。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

上述のように、過去3年間、在籍学生数が収容定員の110%を超えたことはなく、本評価基準を満たしている。

### 3 自己評定

合



4 改善計画  
特になし。

## 7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

### 1 現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設設備

本研究科の開講科目については、それぞれ専用の教室が確保されている。また、学生の自習室も充実しており、学生一人ひとりに机・椅子・ロッカーが割り当てられており、全員にパソコンが貸与されていて、判例・文献へのアクセスが容易にできるようになっている。

本研究科においては、資料室を設置しており、学生はIDカードでいつでも自由に入出りできるようになっている。資料室には学生の学習に必要な図書が入っており、また、コピー機も設置されているので、学生は毎年4月に配布されるコピーカード（年間1500枚分）およびコピー用紙（年間2500枚）でコピーできるようになっている。

本研究科においては、必要な施設設備は整備されている。また、九州・沖縄4大学法科大学院連携における共通開講科目（司法政策論）の履修に利用されている遠隔教育のための音響機器、画像映写機器の設置は、学習環境の整備という点で評価されるものである。

また、学生が自由に議論できる自主ゼミ室を1室ではあるが確保している。

##### イ 身体障がい者への配慮

本研究科が入っている人文系総合研究棟（以下「文系総合棟」という）への入口は、スロープが設けられ、車椅子の利用に配慮しており、各階の教室へはエレベーターを利用して向かうことができる。また、この建物の1階と5階には障害者用トイレが完備されている<sup>109</sup>。

#### （2）問題点及び改善状況

施設・設備について学生から指摘されている問題点や改善要求は特に寄せられていないが、学生が自主ゼミ等を行う部屋を1室しか確保していない現状はなお十分とは言えず、そのさらなる充実を図っていく必要がある。一方、教員からは、クリニック専用部屋・会議室および応接室の設置を求める声がある。

#### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

#### （4）その他

---

109 なお、これらの点に関し、「7-7」も参照。

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科においては、必要な施設設備は整備されている。遠隔教育のための音響機器、画像映写機器も備えている。身体障がい者への配慮もなされている。しかし、学生が自主ゼミ等を行う部屋を1室確保し学生の利用に供しているが、なお十分とは言えない。

## 3 自己評価

**B**

## 4 改善計画

大学本部や他学部と交渉して、学生が自主ゼミ等を行える部屋をもう1室確保していきたい。

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

ア 本研究科には、学生がIDカードによって常時利用できる資料室が設けられている。この資料室には、毎年予算を計上して各科目毎に最新の書物を含めた蔵書が新たに配置されるなど、学生の学習に必要な不可欠な蔵書が揃っており、学生の需要に対応できていると思われる。また、需要頻度の高い蔵書については、複数冊揃えて学生が利用しやすいように配慮している。同室にはコピー機も設置されており、学生は必要に応じてコピーをとることができるようになっている。

イ 学生は、大学の中央図書館を利用することもできるが、判例の検索等については、個々のパソコンからTKC教育支援システムにアクセスすればいつでも情報を入手することができるようになっている。このシステムは、学生だけでなく、教員からの予習指示やその他の連絡にも利用されており、学生は、毎日それをチェックすれば予習の範囲や内容を知ることができるようになっており、本研究科にとって重要な伝達媒体となっている。

ウ 本研究科では、法律文献検索システムとしてLICを導入し、最高裁判所判例解説DVD、判例タイムズDVD、ジュリストDVD、金融・商事判例DVD、労働判例DVD、旬刊金融法務事情DVD等を相互転換できるようになっている。

エ その他、中央図書館のホームページからLexis NexisJP、法律判例文献情報、LEX/DBインターネット、法律時報文献月報サービスLexis.Com等の電子媒体の判例情報検索システムを利用して法情報に容易にアクセスできるようになっている。

#### （2）問題点及び改善状況

現在のところ、図書その他の情報源およびその利用環境については一通り整備されており、特に学生から改善要求は出されていない。

#### （3）特に力を入れている取り組み

特になし。

#### （4）その他

特になし。

### 2 点検・評価

学生の学習に必要不可欠な図書・情報源及びその利用環境は一応整備されていると言えるが、引き続き一層の充実を図っていく必要がある。例えば、図書については、毎年必要最低限の予算を確保して配置しているが、予算を増やしてより充実した図書の配置が必要である。

### 3 自己評定

**B**

### 4 改善計画

特になし。

## 7-6 教育・学習支援体制

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

本研究科の事務を取り扱う事務職員体制として、本学法文学部・観光産業学部事務部の下に法科大学院係が設置され、その中に係長1人、係員1人及び事務補佐員1人の計3人の事務職員が配置され、本研究科に関わる総務、会計及び教学に関する事務を所掌している。

法科大学院係は、教学に関しては、①各学期の『授業シラバス集』及び各年度の『法務研究科便覧』の作成、②成績判定・修了判定に関する資料の作成、③学生・修了生の成績原簿等の保管、④TKCの管理、⑤講義室・ゼミ室の管理その他教育用設備の設営（高速情報通信網を利用した双方向授業システムの設営など）、⑥履修登録の受付、⑦教員の個人面談に際しての成績表の交付、⑧定期試験答案の返却（窓口）などを担当している。特に上記の④及び⑤の管理・運営は、「教育学習支援に役立つ業務内容」の典型例であるが、その他の所掌事務も間接的に「教育学習支援に役立つ業務内容」となっているといえる。

#### (2) 教育支援体制

本研究科には「教員の教育活動を補助するための人的支援体制」としてAA制度がある。この制度については、「7-8」に記載する。その他は特になし。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

教育及び学習を支援するための人的支援体制は一応整備されているといえる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

特になし。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

### 1 現状

#### （1）経済的支援

ア 本学には、「琉球大学の授業料等の免除及び徴収猶予取り扱い規程」<sup>110</sup>及び「琉球大学授業料免除選考基準」<sup>111</sup>に基づいて、「経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる」学生に対して適用される全学的な入学料免除・授業料免除の制度がある。この制度は、もとより本研究科の学生に対しても適用される。本研究科における入学料・授業料免除の対象者は、この3年間について見ると、2011年入学料半額免除1人・授業料全額免除・前期1人、半額免除10人、後期半額免除8人、2012年入学料半額免除2人・授業料半額免除・前期8人・後期7人、2013年授業料半額免除・前期7人である。

本学にはまた、上記の入学料等の免除制度とは別に、「琉球大学学術研究優秀者要項」<sup>112</sup>に基づいて「研究業績の奨励と学修意欲の向上を図る」ために学業成績を含む「学術研究優秀者」に対して授業料が免除される制度があるが、本研究科の学生には、2001年に改定された「琉球大学学術優秀者の推薦人数に関する申し合せ」に基づいて、その適用において特例的な扱いがなされている。すなわち、2011年度までは本研究科の推薦数は合計3人（1学年1人）であったが、2012年度から9人（1学年3人）に拡大され、2013年度からはさらに1増えて現在10人の推薦枠を有している。この授業料免除10人の推薦枠をどのように活用するかは、免除額（全額または半額）、適用対象年次、対象者の決定いずれについても、本研究科の自主的判断（研究科委員会の決定）に委ねられている。

#### 【適用状況】

	<1年次生>	<2年次生>	<3年次生>
2012年	全額1人、半額4人	全額2人、半額2人	全額2人、半額2人
2013年	全額3人、半額0人	全額3人、半額3人	全額1人、半額3人

イ 奨学金については、全国的規模で設置されている日本学生支援機構の奨学金（貸付制度）を本研究科の学生も利用している。その利用者は、この3年間について見ると、2011年9人（第1種5人、第2種4人）、2012年10人（第

110 資料 24 「琉球大学の授業料等の免除及び徴収猶予取り扱い規程」

111 資料 25 「琉球大学授業料免除選考基準」

112 資料 26 「琉球大学学術研究優秀者要項」

1種6人、第2種4人)、2013年4人(第1種3人、第2種1人)である。

ウ 本研究科には、2004年の本研究科創設以来4年間、沖縄弁護士会有志による贈与型の奨学金制度があり、各学年の優秀者(GPA)上位3人に60万円が給付されてきた。しかし、現在この制度は休眠状態にある。ただ、その後も現在に至るまで引き続き寄付金を寄せてくれる弁護士がおり、その寄付金総額は約360万円に上っている。学生に対する経済的支援策としてこれをどのように有効活用していくか、現在検討中である。

エ 本研究科には、企業家の鎌倉国年氏(静岡県在住)により、本研究科創設以来、本研究科の入学生のみを対象として年間36万円を3年間給付する贈与型の奨学金制度があり、対象者は、当該年度の入学者(申請者)のうち鎌倉氏による書類審査とプレゼンテーション(テレビ面談)の結果により決定され(8月下旬)、本研究科に通知される。現在、3年生1人、2年生2人、1年生1人の学生が受給している。在籍者の4人を含めこれまでの受給者は合計15人に上っている。

#### オ 授業料の細目化設定

本研究科に所属する学生については、2011年度から授業料の細目化設定が採用されている。本研究科では厳格な成績評価と修了認定が行われており、そのため数単位の不足で修了できない学生も出てくるのが通例である。こうした特段の事情に鑑み、通常の授業料が各学期40万円であるところ、1~2科目不足の学生に対しては10万円、3~4科目不足の学生に対しては20万円の授業料を納入することで足りるという特例的な取扱いがなされている。

#### 【授業料の細目化設定その利用(適用)状況】

2011年度	前期10万円納入者7人	20万円納入者1人
	後期10万円納入者7人	20万円納入者3人
2012年度	前期10万円納入者7人	20万円納入者3人
	後期10万円納入者8人	20万円納入者1人

#### カ パソコンの無償貸与

本研究科では、自習室用のパソコンを1人につき1台、独占的に3年間無償貸与している。学生自習室用パソコンは、本研究科の学生(休学者を除く)の学習補助のために導入されたものであり、学習自習室内での利用が原則であるが、研究科長が必要と認める場合には、他室での利用も可能である。



## キ 寮の利用

本学は、全学的な施設として学生寮を有しており、もとより本研究科の学生もこれを利用することができる。本研究科の学生の利用（入寮）状況は、この3年間でいえば、2011年5人、2012年3人、2013年0人である。なお、修了生で直近の司法試験の受験を予定している者は、2013年以降は、特例的に5月末（修了後2ヵ月）まで延長して入寮することができる。

### （2）障がい者支援

本研究科は独自の研究科棟を有しておらず、その事務室、講義室（模擬法廷を含む）、演習室、学生の自習室、図書・資料室、研究科長室などは本学の文系総合棟の中に入っている。この建物については、障がい者を支援する仕組みとして、トイレ（1階と5階の2カ所）、廊下等、エレベーター、階段、アプローチ、駐車場、出入口、視覚障害者誘導用ブロックについて、一通りバリアフリー化が進められ、整備されている。

### （3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学には、本学教職員のハラスメント事案に関する全学的な機関として「琉球大学ハラスメント防止対策委員会」<sup>113</sup>が、その下に「琉球大学ハラスメント相談室」が設けられており、さらにその下に各部局（法務研究科を含む）ごとに「ハラスメント窓口相談者」が各1人配置されている。本研究科所属の学生がハラスメント等の事案について相談したい場合には、まずは本研究科に置かれている「窓口相談者」や指導教員に相談することになる。本研究科においては、これまでのところ、そのような相談は寄せられていない。

### （4）カウンセリング体制

本学には、本学学生の健康管理を所掌する全学的な機関として「琉球大学保健管理センター」<sup>114</sup>が設置され、その他にも学生部学生課に「琉球大学学生相談室」<sup>115</sup>が置かれている。前者のセンターには、医師、カウンセラー、看護師が配置され、学生の相談にいつでも（土日を除いて）応じるようになっており、就学上の諸問題、将来の進路、就職についての悩み、対人関係・異性関係など心身両面についての指導や助言を行っている。後者の学生相談室にはカウンセラーが配置され、日常的に学生相談を行っている。

113 資料 27 「国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規程」第10条

114 資料 28 「琉球大学保健管理センター規則」第4条

115 資料 29 「琉球大学学生相談室規則」第2条

本研究科所属の学生は、もとより上記のセンターや学生相談室を利用することができる。法曹養成のための専門職大学院であり、しかも学生数が少ない本研究科にあっては、後にのべる指導教員制度がカウンセリング機能を果たしているところがあり、メンタルな部分に関わるなど相談内容によっては全学的な「保健管理センター」または「学生相談室」の利用を薦めることになる。本研究科の学生が全学的なカウンセリング施設を利用することはこれまでほとんどない。

なお、上記の本学のカウンセリング体制については、学生に対して入学時に配布される『法務研究科便覧』において詳しく説明され、入学生オリエンテーションでも触れる等、周知が図られている。

#### (5) 問題点及び改善状況

学生から指摘されている問題点や改善要求はない。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (6) その他

ア 本研究科においては、研究科の課程を修了した者で、司法試験を受験するため研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者がいるときは、研究科の運営に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる<sup>116</sup>。法務学修生には専用の学習室が提供され、資料室の利用も認められている。本研究科終了後引き続き法務学修生となる場合には、1期(6カ月)につき学修支援料(3万円)が免除される<sup>117</sup>。

イ 本研究科の学生に対する制度ではないが、関係する制度として、沖縄銀行によるリーガル・アシスタントの制度がある。この制度は、沖縄県内の有力な金融機関である同行の人材育成を通じた社会貢献活動の一環として取り組まれている、本研究科の修了生で司法試験受験者を対象にした経済的支援制度である。嘱託として採用された者に対し、経済的支援を行いながら、学習に専念できるような勉学環境が提供されている。

## 2 点検・評価

本研究科においては、この間、大学本部の理解も得つつ、本研究科学生に対する経済的支援制度の充実に努めてきた。カウンセリングのほか学生相談体

116 「研究科規程」第10条の7(A3『研究科便覧』42頁)

117 「琉球大学法務研究科法務学修生に関する要項」第5条第2項(A3『研究科便覧』74頁)

制も、全学的な機関による対処体制を含めて、一通り整備されていると評価される。

3 自己評定

B

4 改善計画

特になし。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

本研究科には、学生に対する標記のアドバイス体制として、次のような制度がある。

第一は、指導教員の制度である。本研究科にあつて、「指導委員は、入学から修了まで、学生に対する授業科目の履修等に適切な助言を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導に当たる」ことになっている<sup>118</sup>。現在、各学年次に2人の指導教員が配置されている。本研究科では、この数年間、入学者が（入学定員22人に対し）15人前後で推移しているので、現在、1人の指導教員が担当するのは6～7人の学生である。

第二は、オフィス・アワーの制度である。この制度の下で、各専任教員は、学生からのさまざまな相談に応じるため、また担当授業科目についての質問を受けるために、週1コマのオフィス・アワーを設け、研究室等で待機して対応することになっている。

第三は、本研究科に特有のAAの制度である。この制度は、沖縄弁護士会所属の若手弁護士が各学期の開講科目（7科目前後）に学習支援に入り、学生の学習方法につき適切なアドバイスを行うシステムとして2011年に導入された。この制度には、「授業参加型」（授業に参加し、授業後当日の授業内容についてコメントしたり、学生からの質問に対応するタイプ）のものと、「学習支援型」（授業とは別の時間帯に授業内容に関する問題を検討するタイプ）のもの、「その他」のものがある。

#### （2）学生への周知等

指導教員については、入学式およびこれに先立って実施される新入生オリエンテーションにおいて紹介され、これら入学式および新入生オリエンテーションの司会進行役は新入生の指導教員が務めている。指導教員が実施する担当学生に対する個人面談については、2013年度以降、「履修登録期間内における学生との個人面談についての申し合わせ」（平成23年7月27日研究科委員会決定）が『法務研究科便覧』に掲載され<sup>119</sup>、周知が図られている。

オフィス・アワーについては、各学期毎の『授業シラバス集』に設けられている「教員との連絡の取り方（教員名簿）」にその欄が設けられ、そこで曜日・時間が具体的に表示されている。

118 「研究科規程」第4条3項（A3『研究科便覧』42頁）

119 A3『研究科便覧』68頁

AAの入る科目については担当者名を含め、各学期初めにTKC学習支援システムを通じて学生に周知されている。

### (3) 問題点及び改善状況

オフィス・アワー制度の運用に関しては、ほとんどの教員が予めアポイントがあればオフィス・アワー以外の時間帯にも対応するようにしている。しかし、概して、オフィス・アワーを利用する学生は少ないのが現状である。

また、AA制度は施行後3年目になるが、この間、学習支援の内容・頻度につき科目間で濃淡があったり、学生への事前周知が十分でないところがあった。こうした反省に立って、2012年度から、研究科委員会の下にAA制度運用委員(3人)を置き、学習支援内容の充実や学生への周知の時期を含め、改善を図りつつある。

### (4) 特に力を入れている取り組み

第一に、指導教員制度の下で、各指導教員は、指導学生の履修状況および生活状況を把握するとともに、各種相談に応ずるため、各学期の履修登録期間内に個人面談を実施することとされている<sup>120</sup>。個人面談の実施に際しては、研究科長が、研究科委員会において、所定の登録期間内における個人面談実施の要請を行い、これを受けて所定の期間内に学生一人当たり20分程度の面談が実施されている。教務・学生委員会(その指示の下で法科大学院係)は、個人面談にあたって、各指導教員に指導学生の成績表等の必要資料を交付することとされている。

第二に、AA制度の運用に関わって、AA制度運用委員は、各学期の所定の時期に各教員にリクエストシート<sup>121</sup>を配布して、当該学期の開講科目のAAの運用について方針を示したうえで、AA利用希望の有無やどのタイプの学修支援を希望するか等について照会し、その結果を沖縄弁護士会担当者に伝え、リクエストに応えたAAを派遣してもらうなど、双方で十分な意思疎通を図ることによって、その有効な運用を目指している。

### (5) その他

そのほか、本研究科の学生に対する学習方法についてのアドバイス体制として沖縄弁護士会による学修支援プログラムがある。具体的なプログラムとしては、①学生が自主的に企画するゼミに若手弁護士をチューターとして派遣しゼミ活動を支援するオーダーメイド・ゼミが通年で実施され、②1・2年次生を対

120 「履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ」(A3『研究科便覧』68頁)

121 資料30「AAに関するリクエストシート」

象としたサマースクールが夏休みの期間中に実施され、③主に修了生および3年次生を対象として新司法試験の答案練習会が後学期に実施されている。選択科目ガイダンスも随時開催されている。

## 2 点検・評価

本研究科では、指導教員が、入学から修了に至るまで、担当する学生に対して履修指導、進路選択など多面的なアドバイスを行い、指導できる体制を整備している。各学期に少なくとも1回は学生の個人面談の機会を設けるなど、学生が十分に手厚い指導を受けることができるよう、運用面でも配慮がなされている。

なお、本研究科では、上述のように、若手弁護士がAAとして、各学期6～7科目にそれぞれ5～6回学修支援に入っているが、その際、講義終了後に学生の質問に応えたり、学習方法の相談等に応じている。本研究科が採用しているこのAA制度は、本研究科の学生に対する学習方法の有効な支援体制の一つとして企画され、運用されていると評価される。

## 3 自己評定

B

## 4 改善計画

本研究科では、学生の学習方法などに関するアドバイス体制を充実していくという観点から、研究科委員会の下AA制度運用委員を置き、この委員を中心に、この制度の運用改善を目指した取り組みを行っているが、今後は、FD委員とも連携してAAを交えたFD会議を開催するなど、学生の学習方法に対するアドバイス体制のさらなる充実に向けた取り組みを行っていく予定である。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

本研究科においては、全体としての成績評価方針が法務研究科規程9条に定められている。すなわち、①成績評価は、定期試験（中間試験を含む）の成績、授業への出席状況、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。授業の3分の1以上を欠席した学生には単位を与えない。②成績は、単位を与える水準に達した学生について、A、B、C及びDの4段階で相対評価する。相対評価の基準（割合）は、原則として、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D10～30%とする。単位を与える水準に達していない学生はF評価とする。③性質上多段階での相対評価が適切でないと研究科委員会が認めた一部の授業科目<sup>122</sup>については、その成績を合否のみで評価する。

このように、学生が単位を与える水準に達しているか否か（合否）についての判定は絶対評価で行ったうえで、単位を与える水準に達した学生について、上記の割合によりA、B、C及びDの4段階で相対評価しているのである。この点、2009年度まではDの割合を0～30%としていたが、これを10～30%に引き上げ、相対評価の厳格化を図った。なお、選択科目のうち受講者数が極めて少ない授業科目については、この相対評価基準（割合）をそのまま適用することが困難であるため、担当教員の裁量をある程度許容しているが、厳格な成績評価の視点は守られている。

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、現在の本研究科全体としての成績評価方針がこれに沿ったものといえるかについては、今後検討する。

###### イ 成績評価の考慮要素

プロセスとしての教育を重視し、定期試験の結果のみによって成績評価を行っている授業科目はない<sup>123</sup>。定期試験の配点はすべての授業科目について50～

122 法情報調査、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修プログラムおよび法学基礎講義Ⅰ～Ⅵである。「琉球大学大学院法務研究科規程第9条第4項についての申し合わせ」（2011年2月10日研究科委員会決定、2012年3月28日改正）。この申し合わせは、A3『研究科便覧』51頁に掲載されている。

123 A16『授業シラバス集』における各科目の「試験・成績評価の方法」の項目参照。

80%とし<sup>124</sup>、平常点も積極的に成績評価の考慮要素としている。選択科目について、定期試験に代えて課題（レポート）を課した場合も同様である<sup>125</sup>。

平常点の評価根拠としては、授業における発言やグループワークによる貢献度、課題（定期試験に代えて課題を課した場合を除く）への取り組み、小テストの結果等が考えられるが（その組合せは多様である）、これらについては担当教員の裁量に委ねられる。2年次配当の演習科目及び3年次配当の総合演習科目では、授業前にあらかじめ課題が課され、その答案やサマリーの提出が求められることが多い。いずれにしても、具体的な評価基準を学生に説明することができるようにしておくことが担当教員に求められる。なお、授業への出席のみで平常点を加算することはできず、欠席による減点のみを認めている<sup>126</sup>。

#### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

上記のように、成績評価の区分は、A、B、C、D及びFの5段階である。学生が単位を与える水準に達しているか否か（合否）についての判定は絶対評価で行い、単位を与える水準に達していない学生はF評価とする。評点の合計が60点以上であることが単位修得（合格）のための条件である<sup>127</sup>。そして、単位を与える水準に達した学生について、A、B、C及びDの4段階で相対評価する。

#### エ 再試験

再試験は、実施していない。

なお、病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受験することができなかった学生については、原則として研究科委員会が定める追試験期間に追試験を実施している<sup>128</sup>。追試験の受験を希望する学生は、定期試験実施日の2日後までに所定の追試験受験願を提出し、その追試験受験願を教務・学生委員会において審査し、追試験実施の可否を決定する<sup>129</sup>。

#### オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

---

124 資料 31「成績評価基準についての申し合わせ」（2010年12月8日研究科委員会決定）2項。ただし、授業科目の性質上、法情報調査、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップおよび英米法研修プログラムは、定期試験を実施せず、平常点のみによって成績評価を行っている。

125 資料 34「成績評価基準についての申し合わせ」3項。定期試験に代えて課題（レポート）を課した授業科目として、2012年度後期においてはアメリカ憲法、日米関係、交通事故賠償法、国際民事訴訟法、2013年度前期においては租税法、中小企業法務、知的財産法、米軍基地法がある。

126 「成績評価基準についての申し合わせ」4項。

127 「成績評価基準についての申し合わせ」1項。

128 「研究科規程」8条2項（A3『研究科便覧』42頁、「定期試験についての申し合わせ」（2009年10月7日研究科委員会決定）5項（同54頁～55頁）

129 「定期試験についての申し合わせ」6項・7項。



各授業科目の具体的な成績評価基準については、すべての担当教員（非常勤講師を含む）が『授業シラバス集』の「試験・成績評価の方法」の項目に記載しているほか、授業科目の中には、履修マニュアル等を別途作成しより詳細な基準を公表している例もある。いずれも、本研究科全体としての成績評価方針に合致したものとなっているといえる<sup>130</sup>。

## （２）成績評価基準の開示

### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本研究科全体としての成績評価方針について定める法務研究科規程を、入学時に学生に配布される『法務研究科便覧』に掲載するとともに<sup>131</sup>、各学期開始前（２週間程度前）に学生に配布される『授業シラバス集』の「履修案内」の中にも成績評価方針についての記載がある<sup>132</sup>。入学時のオリエンテーションでも丁寧に説明している。

各授業科目の成績評価基準についても、各学期開始前に配布される『授業シラバス集』により学生に開示しているほか、TKCを利用してより詳細な基準を公表している例もある。

このように、本研究科全体としての成績評価方針、各授業科目の成績評価基準ともに、学生への周知が十分に図られているといえる。

## （３）成績評価の厳格な実施

### ア 成績評価の実施

各授業科目の単位修得の認定については、単位を与える水準に達した学生の成績評価（A～Dのいずれの評価とすべきか）を含め、各学期毎に開催される成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）の承認を得て担当教員が行うこととしている<sup>133</sup>。

成績判定会議においては、各授業科目の担当教員がそれぞれ作成した成績分布表を提示のうえ、成績評価について提案する。そして、その成績評価案が本研究科全体としての成績評価方針及び当該授業科目の成績評価基準に合致しているか否かを逐一審議し、場合によっては担当教員に成績評価の修正を求めることにより（修正後の成績評価についても改めて研究科委員会の承認が必要である）、成績評価の厳格性・客観性を担保している。非常勤講師が担当する授業科目もその例外ではない。2012年度後期の成績判定会議において成績評価を審

---

130 授業シラバス集の編集にあたって、教務・学生委員会が各授業科目の成績評価基準が本研究科全体としての成績評価方針に合致しているかどうか点検している。

131 A 3 『研究科便覧』 42 頁～50 頁。

132 A 16 『2013 年度前学期授業シラバス集』 5 頁～6 頁、12 頁、18 頁。

133 「研究科規程」 8 条 1 項（A 3 『研究科便覧』 42 頁）

議した 33 科目のうち 1 科目について、また 2013 年度前期の成績判定会議において成績評価を審議した 26 科目（集中講義科目については本報告書作成時点では未実施）のうち 1 科目について、成績評価の再検討が求められた。厳格な成績評価の必要性についての認識がすべての担当教員に確実に定着しつつあり、成績評価が修正される例は年々少なくなっている。

また、成績判定会議に提出される成績分布表には、定期試験問題及びその解説・講評等（採点基準を含む）を添付することが合意されており、担当教員からその説明が併せて行われる。必要に応じて、定期試験問題が当該授業科目に適切であるか否か、採点基準が妥当であるか否かなどの点について検討するためである。

なお、成績評価の透明性を確保すべく、定期試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等を付して、研究科委員会が定める期限までに学生に返却しなければならないことについては後述する<sup>134</sup>。

#### イ 到達度合いの確認と検証等

各授業科目の担当教員は、学生がその授業科目の履修により修得すべき法的知識・能力を念頭において定期試験問題を作成し、成績評価を行っていると思われるが（もともと、同一分野の教員間での共通認識が必ずしも十分でない分野がある）、今後は、定期試験等の実施において、学生が「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を修得しているか否かを試すことができる内容のものとする工夫をしていく。

定期試験の出題意図については、その実施後の解説・講評等において学生に伝達することを徹底している。

#### ウ 再試験等の実施

再試験は、実施していない。

なお、追試験については、定期試験と同じ条件のもとで厳格に実施している<sup>135</sup>。

（４）法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、これを踏まえた定期試験の実施及び成績評価は 2013 年度後期から実施されることになる。本研究科全体としての成績評価方針及び各授業科目の成

134 8-3-1 (1) (ア) 参照。

135 追試験を受験した学生の成績評価については、成績判定会議において慎重に検討することとなっている。「定期試験についての申し合わせ」8 項（A 3 『研究科便覧』54 頁）

績評価基準、また実際の成績評価について、具体的かつ組織的な検証が必要である。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

成績評価の厳格性を高めるため、本研究科全体としての成績評価方針である相対評価基準（割合）を2010年度から見直し、各授業科目の成績評価はこの方針に従うことを徹底している。非常勤講師に対してもこの点の理解を求めている。また、各授業科目の単位修得の認定については、担当教員に一任することとはせず、単位を与える水準に達した学生の成績評価（A～Dのいずれの評価とすべきか）を含め、成績判定会議の承認を要することとしている。実際の成績判定会議においても、担当教員の成績評価案が本研究科全体としての成績評価方針および当該授業科目の成績評価基準に合致しているか否かを逐一審議し、場合によっては担当教員に成績評価の修正を求めることにより、成績評価の厳格性・客観性を追求している。

#### (6) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本研究科全体としての成績評価方針及び各授業科目の成績評価基準は、厳格かつ適切であり、また学生に対して十分に開示されている。実際の成績評価も、成績判定会議の審議を経るなど、これらの方針・基準に従って厳格かつ客観的に行われている。

定期試験問題及びその解説・講評等が成績判定会議資料として提出されているが、当該授業科目の試験問題として適切であるかについての検討は必ずしも十分に行われているとはいえない。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

成績評価をめぐって具体的な改善計画はないが、定期試験問題の内容や形式が当該授業科目の試験問題として適切であるか否かについては、同一分野の教員間で、また必要に応じて本研究科全体としても協議していく必要がある。その際、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえた定期試験問題のあり方の観点から検討を進めていくことが重要である。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

##### ア 修了要件

本研究科における課程の修了要件は、3年以上在学し、必修科目76単位（法律基本科目66単位、実務基礎科目10単位）及び選択科目23単位（実務基礎科目1単位<sup>136</sup>、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目18単位）以上の単位を修得し<sup>137</sup>、かつ修了時において履修登録したすべての授業科目のGPA<sup>138</sup>が2.0、法律基本科目のGPAが1.8を満たすことである<sup>139</sup>。自由科目（法学基礎講義Ⅰ～Ⅵ）は修了要件単位には含まれない。

この修了要件は、2010年度入学者から適用されているものであるが、GPAの要件については、すべての授業科目のGPAと法律基本科目のGPAの二本立てになっているところに特色がある<sup>140</sup>。法律基本科目をやや重視し、そのみのGPAを1.8に厳格化するとともに、その他の授業科目も軽視することがないように、すべての授業科目のGPAも併せて設定している。選択科目ではその受講者数が少ないため、成績評価にあたって上記の相対評価基準（割合）をそのまま適用することが困難である（結果的に甘い評価になりやすい）ことから、すべての授業科目のGPAは法律基本科目のGPAよりも高い2.0を要求しているのである。

研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（他の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で入学後に授業科目の履修により修得したものとみなすことができる<sup>141</sup>。また、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、研究科委員会の議を経て、36単

---

136 クリニックまたはエクスターンシップから1科目1単位以上を修得しなければならない（選択必修科目）。

137 2010年度入学者から、法学未修者教育を充実すべく、民事法基礎演習（2単位）を新設するとともに、従来の商法Ⅰ（2単位）を会社法Ⅰ・Ⅱ（各2単位）に4単位化したことに伴い、法律基本科目についての修了要件が4単位増加した。また、実務基礎科目についての修了要件も、必修科目が1単位増加し（ロイヤリングの必修科目化による）、選択科目が1単位減少した（クリニックおよびエクスターンシップの1単位化による）。

138 GPAの算出方法については、「研究科規程9条3項」（A3『研究科便覧』42頁）参照。なお、性質上多段階での相対評価が適切でないと考えられる一部の授業科目（法情報調査、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修プログラムおよび法学基礎講義Ⅰ～Ⅵ）については、その成績が合否でのみ評価されるため、GPAの対象外となる。同9条4項、「琉球大学大学院法務研究科規程第9条第4項についての申し合わせ」（2011年2月10日研究科委員会決定、2012年3月28日改正）。この申し合わせは、A3『研究科便覧』51頁に掲載されている。

139 「研究科規程」10条1項・5条1項（A3『研究科便覧』42頁）

140 2009年度入学者までは、履修登録したすべての授業科目のGPAが1.5を満たすこととしていた。

141 「研究科規程」7条の3（A3『研究科便覧』42頁）

位を超えない範囲で選択科目の単位を修得したものとみなすことができる<sup>142</sup>。外国の大学院の授業科目を履修し修得した単位もその対象となる<sup>143</sup>。すでにハワイ大学ロースクールへ留学した学生について、その例がある。

法学既修者については、研究科委員会の議を経て、修了要件のうち、在学期間について1年間在学し、修得単位数について1年次に配当された法律基本科目36単位を修得したものとみなすことができる<sup>144</sup>。

本研究科においては、第5分野で触れたようにインターナショナル・ロイヤル・コースを設置している<sup>145</sup>。このコースを選択した学生が課程を修了するためには、基礎法学・隣接科目について所定の授業科目2単位以上、展開・先端科目について所定の授業科目8単位以上を修得しなければならない<sup>146</sup>。2013年3月に、初めてこのコースを選択した学生1人が修了した。

#### イ 進級要件

本研究科においては、2012年度入学者から、積み上げ式教育を徹底するため1年次から2年次への進級制度を導入した。2年次への進級要件は、1年次に配当された法律基本科目について24単位以上を修得し、かつ単位を修得した法律基本科目のうち成績上位の12科目のGPAが1.6以上であることである<sup>147</sup>。GPAの要件については、修得単位数の多寡による不合理を回避すべく、成績上位の12科目で算定することとしている。

なお、2012年度入学者から、法律基本科目のうち演習科目（2年次配当）および総合演習科目（3年次配当）については一定の履修条件を課しており<sup>148</sup>、1年次から2年次への進級のみならず、2年次から3年次への進級についても、この制度が実質的な進級要件として機能することが期待される。

#### ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」との関係

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、現在の修了要件及び進級要件がこれを踏まえたものといえるかについては、今後検討していく予定である。

---

142 「研究科規程」7条1項4項（A3『研究科便覧』42頁）。現在、九州地区の3法科大学院（九州大学、熊本大学、鹿児島大学）との間で教育連携協定が締結されている。

143 「琉球大学大学院法務研究科規程第7条の2についての申し合わせ」（2012年3月28日研究科委員会決定（A3『研究科便覧』51頁）。現在、ハワイ大学ロースクールとの間で交流協定が締結されている。

144 「研究科規程」10条の2第1項（A3『研究科便覧』42頁）。

145 上記5-1-1（2）参照。

146 「研究科規程」5条2項（A3『研究科便覧』42頁）、別表1（同48頁）

147 「研究科規程」9条の2（A3『研究科便覧』42頁）。これに伴い、従来の16単位未満除籍制度（年間の修得単位数が16単位未満の学生は除籍する制度）は廃止された。同11条参照。

148 「研究科規程」5条4項A3『研究科便覧』42頁）、別表2（同50頁）

## (2) 修了認定の体制・手続

修了判定については、教務・学生委員会が上記修了要件を満たしているか否かについて原案を作成し、運営委員会がこれを確認したうえで、最終的には研究科委員会で審議し決定する<sup>149</sup>。進級判定についても同様である。

## (3) 修了認定基準の開示

法務研究科規程および修了要件に関連する申し合せを『法務研究科便覧』に掲載するとともに<sup>150</sup>、各学期の『授業シラバス集』の「履修案内」の中にも修了要件及び進級要件についての記載がある<sup>151</sup>。入学時のオリエンテーションでも丁寧に説明している。このように、修了要件及び進級要件については、学生への開示が十分に行われているといえる。

また、法科大学院志願者向けには、ホームページで案内しているほか、各種入試説明会の場でも説明している。

## (4) 修了認定の実施

### ア 修了認定の実施状況

2013年3月6日開催の研究科委員会において行われた2012年度後期の修了判定においては、対象者が24人(2007年度以前入学者2人、2008・2009年度入学者11人、2010年度入学者11人)、修了認定者が11人(2008・2009年度入学者4人、2010年度入学者7人)である。修了認定者のうち、2008・2009年度入学者(修了要件95単位)ではすべての者が95単位を修得し、2010年度入学者(修了要件99単位)の修得単位数は、最多101単位(1人)、最少99単位(6人)、平均99.3単位であった。修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった理由は、修了に必要な単位数を修得することができなかったことにある。

修了判定は、上記修了要件を満たしているか否かにより、適切に行われた。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、これを踏まえた修了判定及び進級判定の実施を担保するための組織的体制のあり方は、今後の検討課題である。

---

149 「琉球大学大学院法務研究科委員会規程」2条3号(A3『研究科便覧』42頁)

150 A3『研究科便覧』42頁～51頁。

151 A『2013年度前学期授業シラバス集』1頁・6頁、8頁、14頁

(5) 特に力を入れている取り組み

本研究科修了者が法科大学院修了者に値するレベルの法的知識・能力を有していることを保証することができるように、修了要件を2010年度入学者から厳格化した。また、入学から修了までの積み上げ式の教育の実践により学生が着実に学力を涵養することができるように、2012年度入学者から進級制度を導入するとともに、法律基本科目のうち演習科目及び総合演習科目には一定の履修条件を定めた。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科における修了要件及び進級要件は明確であり、その内容も現時点では適切であるといえる。また、学生及び法科大学院志願者に対して十分に開示されている。修了判定及び進級判定の体制・手続についても問題はない。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在、2014年度（2年コースについては2015年度）からの実施を目指し、カリキュラムの見直し作業を行っているところであり、修了要件や進級要件もこれと無縁ではない。その際、現在の修了判定及び進級判定が、制定されたばかりの「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえたものといえるかとの観点から検討を進めていくことが重要である。

## 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

### 1 現状

#### (1) 成績評価における異議申立手続

##### ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

本研究科においては、定期試験に関する解説・講評の制度及び学生が履修科目にかかる成績評価に対して疑義を申し出、またこれについての担当教員による説明に不服を申し立てる制度が設けられている。成績評価を受けた学生が担当教員からその根拠の説明を受け、必要に応じてその説明に異議を申し立て再評価を受ける機会を保障するためである。

これらの制度の概要およびその運用の状況は、以下のとおりである。

##### (ア) 定期試験に関する解説・講評

定期試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等（採点基準を含む）を付して、研究科委員会が定める期限までに学生に返却しなければならないこととされている<sup>152</sup>。選択科目について、定期試験に代えて課題（レポート）を課した場合も同様である<sup>153</sup>。定期試験の解説・講評等は、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）に提出される成績分布表に定期試験問題とともに添付することとなっている。なお、個別に定期試験の解説会を実施している授業科目もある。

##### (イ) 成績評価に対する疑義の申し出

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」（2009年12月16日研究科委員会決定）の2項から4項までに定めている。すなわち、①学生が成績評価に疑義がある場合には、成績評価通知日として告知された日から1週間以内に担当教員に申し出なければならない。ただし、担当教員に直接申し出ることができない場合には、所定の成績評価説明願を提出することが認められている。②担当教員は、疑義の申し出があった場合には、これについて必要な説明をしなければならない。成績評価説明願が提出された場合には、所定の成績評価説明書をもって行う。③担当教員が成績評価を訂正しようとする場合には、研究科委員会においてその是非について慎重に審議する。

2012年度後期に、1科目について成績評価説明願により成績評価に対する疑義の申し出が行われた（成績評価の訂正はなし）。

##### (ウ) 担当教員による説明に対する不服申立て

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」の5項から11項までに定め

---

152 「定期試験についての申し合わせ」（2009年10月7日研究科委員会決定）9項（A3『研究科便覧』54頁）

153 資料31「成績評価基準についての申し合わせ」（2010年12月8日研究科委員会決定）3項。



ている。すなわち、①担当教員による説明に不服がある学生は、成績評価通知日として告知された日から 2 週間以内に所定の成績評価不服申出書を提出しなければならない<sup>154</sup>。②学生から不服申立てがあった場合には、研究科委員会において 3 人の委員で構成される審査委員会を設置し、審査委員会が成績評価について必要な審査を行う。審査にあたっては、不服申立てをした学生及び担当教員の陳述を聴かなければならない。③研究科委員会は、審査委員会による審査の結果についての報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。④研究科長は、研究科委員会における審議の結果を成績評価決定書に取りまとめ、これを不服申立てをした学生及び担当教員に交付しなければならない。

担当教員による説明に対する不服申立てが行われた例は、2009 年度後期の 2 件が最後であり（いずれも申立ては棄却された）、2012 年度後期において成績評価に対する疑義の申し出が行われた例においても、担当教員による説明に対して不服申立ては行われていない。

#### イ 異議申立手続の学生への周知

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」を『大学院法務研究科便覧』に掲載するとともに<sup>155</sup>、各学期の『授業シラバス集』の「履修案内」の中にも成績評価不服申立手続についての記載がある<sup>156</sup>。また、成績評価の通知にあたっても学生に不服申立ての期限について案内している。このように、成績評価に対する異議申立手続については、学生への周知が十分に図られているといえる。

### (2) 修了認定における異議申立手続

#### ア 異議申立手続の設定

本研究科においては、修了判定に対する学生からの異議申立手続が設けられている。修了判定は、上記のように在学期間、修得単位数及びGPAという客観的な要件を満たしているか否かにより行われるが<sup>157</sup>、単位数の集計やGPAの算定にあたって起こり得る万が一の過誤に対応するためである。

その手続については、「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」（2010 年 6 月 23 日研究科委員会決定）が定めている。すなわち、①修了判定に不服がある学生は、研究科委員会における修了判定の結果が通知された日の 2 日後までに所定の修了判定不服申立書を提出しなければならない。②学生から不服申

---

154 この申し合わせが決定される以前の「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」（2005 年 9 月 21 日研究科委員会決定）では、成績評価に対する異議は成績表配布日から 5 週間以内に申し立てなければならないものとされていたが、異議申立期間が長すぎるとの理由により成績評価通知日として告知された日から 2 週間以内に短縮された。

155 A 3 『研究科便覧』 56 頁～60 頁。

156 A 16 『平成 25 年度前学期授業シラバス集』 6 頁、13 頁、18 頁

157 上記 8-2-1 (1) 参照。

立てがあった場合には、研究科委員会において 3 人の委員で構成される審査委員会を設置し、審査委員会が修了判定について必要な審査を行う。審査にあたっては、不服申立てをした学生の陳述を聴かなければならない。③研究科委員会は、審査委員会による審査の結果についての報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。④研究科長は、研究科委員会における審議の結果を修了判定決定書に取りまとめ、これを不服申立てをした学生に交付しなければならない。

この「申し合わせ」は、2010 年度前期から適用されたが、これまでのところ修了判定に対して不服が申し立てられた例はない。

なお、2 年次への進級判定についても、万が一の過誤に対応するため、修了判定に対する異議申立手続と同様の制度を設ける方向で検討している。

#### イ 異議申立手続の学生への周知

「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」を『法務研究科便覧』に掲載し<sup>158</sup>、また、修了判定の結果の通知にあたっても学生に不服申立ての期限について案内している。修了判定に対する異議申立手続については、学生への周知が十分に図られているといえる。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

定期試験の答案については、解説・講評等（採点基準を含む）を付して学生に返却することを徹底することにより（非常勤講師もその例外ではない）、成績評価の客観性や透明性を確保するように努めている。成績評価に対する疑義の申し出や担当教員による説明に対する不服申立てが少ない<sup>159</sup>のは、この努力の顕れであると理解している。

#### (4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

定期試験に関する解説・講評の制度及び学生が履修科目にかかる成績評価に対して疑義を申し出、またこれについての担当教員による説明に不服を申し立てる制度が明確に設けられ（学生への開示も十分である）、これらの制度は適切に運用されている。修了判定に対する学生からの異議申立手続も明確に設けら

---

158 A 3 『研究科便覧』 61 頁～62 頁

159 本研究科設置初期は、毎学期 1 件ないし 2 件の不服申立てが行われた（2006 年度前期 2 件、2006 年度後期 2 件、2007 年度前期 1 件）。

れ（学生への開示も十分である）、その運用も適切である。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

#### 1 現状

##### (1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

##### (ア) 本研究科が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

###### a 本研究科が考える法曹に必要なマインドとスキル

本研究科は、法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要なマインドとスキルについて、以下の内容を、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」<sup>160</sup>（この第9分野では以下、単に「内容」という）として設定している。その際、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成という本研究科の教育理念を「内容」に反映させている。

###### (a) 法曹に必要なマインド

- ① 法曹としての使命・責任を自覚していること
- ② 法曹として職務を遂行するに当たり要求される倫理原則について理解するとともに、これを実践できる高い倫理観を有していること

###### (b) 法曹に必要なスキル

- ① 基礎的法的知識—基礎的な法分野についての深い法的知識を有していること
- ② 専門的法的知識—応用的な分野や先端的な法律問題についても関心を持ち、少なくともこれらの分野のうちの一つ以上については、専門的な法的知識を有していること
- ③ 法情報調査力—必要な情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力を身に付けていること
- ④ 事実調査能力・事実認定能力—解決すべき問題に関する情報を適切に収集する能力及びそこで得られた資料を分析して事実関係を正しく把握する能力を身に付けていること
- ⑤ 法的分析・推論能力—解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力を身に付けていること
- ⑥ 創造的・批判的検討能力—現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力を身に付けていること
- ⑦ 法的議論・表現・説得能力—法的議論を展開し、理論的、説得的に自らの

160 A31 「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」

意見を表明できる能力及び第三者に対し、口頭または文書によって、問題解決に向けての自らの意見を解りやすく伝える能力を身に付けていること

⑧ コミュニケーション能力ーカウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の問題解決のために必要とされるコミュニケーションの技法や能力を身に付けていること

⑨ 問題解決能力ー以上に掲げた能力を駆使し、社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し、推進することのできる能力を身に付けていること

#### (c) 貴財団の2つのマインド・7つのスキルとの相違

本研究科が設定している上記2つのマインド・9つのスキルは、貴財団が考えている2つのマインド・7つのスキルと実質的には同一であるが、貴財団が考えている「法的知識」を、「基礎的法的知識」、「専門的法的知識」及び「法情報調査能力」の3つに分けてより具体的な目標とし、また、問題解決能力を他のすべてのスキルを踏まえた総合的な能力という位置づけで最後に記載するなど、本研究科なりに整理している。

#### b 法曹の国際性の涵養の意義

本研究科の教育理念は、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成である。本研究科のある沖縄県は、かつて米国に統治され、現在も米軍基地が多く存在するなどの歴史的・政治的な特性や、東アジア・東南アジアの主要都市を結ぶ中心的な位置に存するなどの地理的な特性等から、国際性を備えた法曹も相当程度必要としているため、そのような法曹の養成を教育理念の一つと位置づけて重視している。

#### (イ) 本研究科による検討・検証等

本研究科においては、2008年度に貴財団の認証評価を受けた際に、教員間において、貴財団が考える法曹に必要な2つのマインド・7つのスキルや、本研究科で養成すべき法曹像も踏まえての法曹に必要なマインド・スキルについて議論をしたので、その後、教員間でかかるマインド・スキルを養成するための法曹養成教育ということ意識するようになったが、必ずしも十分な議論が行われたわけではなく、検討結果の書面化も行わなかったため、全教員間の共通の認識にまでは至らなかった。

そこで、今回の自己点検の機会に、教員間で、改めて、貴財団の考える法曹に必要な2つのマインド・7つのスキルを参考に、法曹に必要なマインド・スキルや、本研究科の学生が最低限修得すべき内容等について2013年6月26日から同年7月24日までの3回にわたり研究科委員会において審議し、これを上記の「内容」として書面化し、同年7月24日の研究科委員会において承認し、

教員間の認識を共通にした。また、その際、本研究科では、共通的到達目標第2次試案修正案で示されている内容を、本研究科の学生が最低限修得すべきスキルの一部として位置付けることとした。もっとも、これについては、今後、各教員が法改正や判例の展開等を踏まえて不断に見直すことにした。

「内容」については、少なくとも5年に1回、到達目標の達成度、進級率・修了率、司法試験合格率を含む修了生の進路等も踏まえながら、研究科委員会においてその妥当性について再検討し、必要に応じて改訂することとしている。その際には、沖縄弁護士会法科大学院特別委員会とも協議し、同委員会の意見も参考に検証する予定である。

なお、このたび制定した上記の「内容」は、学生にも周知させているほか、上記の沖縄弁護士会法科大学院特別委員会にも開示しており、これに対する同委員会の意見も求めているところである。

#### (ウ) 科目への展開

「内容」に掲げたマインドとスキルは、全ての科目・授業において涵養していくべきものではあるが、科目によりその比重は異なる。その養成方法に関する基本的な考え方は以下の通りである。

a 法律基本科目のうち講義科目は、主に、基礎的法知識の基本的部分とそれをベースにした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・設定能力を養成する。なお、基礎的法知識の基本的部分は、各科目の共通的到達目標の基本的部分である。

b 法律基本科目のうち演習科目は、主に、基礎的法知識のうち重要なものについてさらに理解を深めるとともに、より高度な法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を要請する。なお、基礎的法知識のうち重要なものについてさらに理解を深めるとは、各科目の共通的到達目標の要求する理解度の水準に到達させることを意味する。

c 実務基礎科目は、事実調査能力・事実認定能力、コミュニケーション能力等の法曹としての専門技能に関する基礎的部分を修得させるとともに、法曹としての責任感・倫理観を養成する。また、実際の事件に近い事案を検討させる中で、より実践的な法的知識、法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を身に付けさせ、これらを総合した問題解決能力の基礎を身につけさせる。

d 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、主に、基礎法や比較法あるいは専門的な分野に関する法的知識とそれをベースとした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力等を身に付けさせるとともに、特に「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」を養成するための科目も設け、この分野に関する

る専門的な法的知識とともに、グローバルな法曹人として必要なマインドとスキルも併せて養成する。

以上については、「内容」の「4」に「マインドとスキルの養成方法に関する基本的な考え方」として書面化しており、それにより教員間で共有するようにしている。

イ 「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」

(ア) 本研究科が設定する「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」

a 本研究科の学生が最低限修得すべき内容

本研究科は、本研究科の学生が最低限修得すべきマインドとスキルについて、上記の「内容」において、次のとおり設定している。

(a) 最低限修得すべきマインド

- ① 法曹として使命・責任、倫理観
- ② 地域にこだわりつつ世界を見る法曹人として活動していく心構え

(b) 最低限修得すべきスキル

- ① 基礎的法的知識—共通的到達目標で示されている水準
- ② 専門的法的知識
- ③ 法情報調査力
- ④ 事実調査能力・事実認定能力
- ⑤ 法的分析・推論能力
- ⑥ 創造的・批判的検討能力
- ⑦ 法的議論・表現・説得能力
- ⑧ コミュニケーション能力
- ⑨ 地域にこだわりつつ世界を見る法曹人として必要なスキル
- ⑩ 問題解決能力

b 上記アのマインドとスキルとの関係

上記アの2つのマインドと9つのスキルは、法曹一般に必要なマインドとスキルであり、本研究科の学生が修了するまでに修得すべき内容そのものではない。そこで、司法修習並びに法曹資格取得後の継続教育やオン・ザ・ジョブ・トレーニングとの役割分担を踏まえ、かつ、本研究科の教員や学生にとってより具体的で分かり易いものにするために、これを本研究科の学生が修了までに修得すべき内容（司法修習や法曹としての初期段階の活動を大きな問題なくこなし、そのうえで、そこでの経験を有意義なものとしてその後の法曹としての活動に活かすことのできる程度のもの）に引き直して設定している。

また、本研究科の教育理念は、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の

養成である。そこで、上記アのマインドとスキルに、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」としてのマインドとスキルを付け加えたものを本研究科の学生が修了するまでに最低限修得すべき内容としている。

#### (イ) 貴法科大学院による検討・検証等

上記ア(イ)でのべたとおり、2008年度に貴財団の認証評価を受けた際に、教員間において、貴財団が考える法曹に必要な2つのマインド・7つのスキルや、本研究科で養成すべき法曹像も踏まえての法曹に必要なマインド・スキルについて議論をしたので、その後、教員間でかかるマインド・スキルを養成するための法曹養成教育ということ意識するようになったが、必ずしも十分な議論が行われたわけではなく、検討結果の書面化も行わなかったため、全教員間の共通の認識にまでは至っていなかった。

そこで、今回の自己点検の機会に、教員間で、あらためて、貴財団の考える法曹に必要な2つのマインド・7つのスキルを参考に、法曹に必要なマインド・スキルや、本研究科の学生が最低限修得すべき内容等について研究科委員会において審議し、これを「内容」として書面化し、同年7月24日の研究科委員会において承認し、教員間の認識を共通にした。なお、参考にした貴財団の考える法曹に必要な2つのマインド・7つのスキルとの関係については上述した。

「内容」は、少なくとも5年に1回、到達目標の達成度、進級率・修了率、司法試験合格率を含む修了生の進路等も踏まえながら、研究科委員会においてその妥当性について再検討し、必要に応じて改訂することとしている。その際には、沖縄弁護士会法科大学院特別委員会とも協議し、同委員会の意見も参考に検証する予定である。

#### (ウ) 科目への展開

上記ア(ウ)でのべたとおり、本研究科の学生が修了段階で最低限修得すべきマインドとスキルを養成するため、各科目で目標とされるべき内容や水準についての基本的な考え方を、「内容」の「4 マインドとスキルの養成方法に関する基本的な考え方」において掲げている。

#### (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

本研究科において上記の「内容」は制定したばかりであり、これを踏まえた取り組みはこれからなされるが、授業については、「6-1 授業」でのべたように、「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。しかし、今後は、「内容」に示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行う必要がある。また、入学者



選抜、カリキュラム、成績評価、修了認定、学習環境など授業以外のことについては、「内容」に沿ったものといえるかを検証していかなければならない。

### (3) 国際性の涵養

本研究科の教育理念の一つであるインターナショナル・ロイヤーを養成する観点から、入学者選抜において英語力を重視する特別選抜枠を設けている（例えばTOEICで800点以上でないとは出願できない）。

そして、入学してきた学生についても、インターナショナル・ロイヤー・コースを設けており、このコースを選択した学生は、国際性の涵養のため、基礎法学・隣接科目において、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律英語」のうち少なくとも1科目、展開・先端科目において、「国際法」、「国際人道法」、「国際私法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法」、「米軍基地法」、「英米法研修プログラム」のうち少なくとも4科目を修得しなければならないものとしている。そのうち、本研究科の学生がハワイ大学ロースクールにおいて約2週間の研修プログラムを受講する「英米法研修プログラム」は、2004年の開設以来毎年実施している本研究科の看板科目の一つであり、毎年、本研究科の学生をハワイ大学に派遣している。

なお、このコースを選択しない学生も、国際性を涵養するためのこれらの科目を修得できることはもちろんである。

### (4) 特に力を入れている取り組み

本研究科は、教育理念であるグローバルな法曹の養成を実現するため、英語力を重視する特別選抜を行っているうえ、国際性を涵養するため、開設当初の2004年度からハワイ大学ロースクール研修プログラムを実施し、2005年3月には、ハワイ大学ロースクールと正式に交流協定を締結し、2005年度以降は同協定に基づいて、春期休暇中に約2週間ハワイ大学ロースクールで研修プログラムを受講する「英米法研修プログラム」を実施しており、開設年度から通算して、今年度で10回目を迎える。その他、地方の小規模法科大学院ではあるが、インターナショナル・ロイヤーを養成するための科目を多数開講しており、国際性の涵養に特に力を入れている。

### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科において上記の「内容」は制定したばかりであり、これを踏まえた

教育はこれからはなされるが、「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。しかし、今後は、「内容」に示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行っていく必要がある。

国際性の涵養については、本研究科は、「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人」の養成を教育理念として掲げており、この理念に沿った教育を行っているといえる。

### 3 自己評定

B

### 4 改善計画

本研究科にあっては今後、入学者選抜、カリキュラム、成績評価、修了認定、学習環境などについてそれが「内容」に沿ったものといえるかを検証していかなければならない。また、実際の授業においても、「内容」に示されている資質の養成ということを明確に意識して行うようにしていかなければならない。

国際性の涵養という点では、ハワイ大学との連携強化を通じて、米国の法曹資格を取得することができるような学修課程の創設について検討していきたい。

別紙2 6-1 授業1 (5) 授業の実施、(6) 到達目標との関係

■ 憲法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>憲法原理や司法権、地方自治、憲法訴訟の基礎などを組み込んだ科目（統治）を先に理解するように1年次前期に組み込み、人権侵害などにかかる憲法訴訟の具体例を扱う科目（人権）については1年次後期に学ぶ仕組みになっている。</p> <p>2年次前期には、事例に親しむように徹底した判例研究を行う憲法演習を置いている。3年次前期では公法総合演習の憲法分野が配置されている。公法総合演習では最終的に憲法分野における重要な問題点を深く理解できるようにしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>1年次の科目については、講義を中心としながらも学生に質問を投げかけ、なるべく多方向の議論になるように心がけている。</p> <p>憲法演習は、判例研究を行なうので、学生の報告と質疑応答という形で進め、双方向、多方向の議論ができるように心がけている。</p> <p>公法総合演習では学生に事前にレポートを提出させ、原則として全員ものを添削して、授業前に返却している。授業では添削済の特定の答案をコピーして参考答案として全員に配布して、答案構成の参考にしてもらうとともに、問題点を議論させるようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>1年次配当科目については、短答式や記述式の間接テストなどを行なって、前半部分の理解度のチェックをしている。</p> <p>2年次の憲法演習では、基本判例における訴訟当事者の主張をまとめさせている。また、学習効果を高めるために、テキストとして使用している演習書にある設問を適宜修正しつつ、基本的知識を確認する課題につきレポート提出を求めて理解度を見ている。</p> <p>3年次の公法総合演習については、テキストにある設問から事前に指定しておいた課題をきちんと自らの力で解答してまとめたレポートを提出させ、それをチェックすることにより学生の理解度を確認している。公法総合演習の憲法分野は2人の教員が担当しているが、レポートを2人の教員がともにチェックすることにより、学生の理解度の把握を共有している。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>憲法分野のいずれの科目も授業後に質問がある際には、時間をとって対応している。</p> <p>公法総合演習では、事前に指定された演習問題に対する答案の提出を義務付け、添削して授業開始時に返却している。添削して返却した課題レポートに対する質問が授業後にあった場合には、説明や解説をしている。</p> <p>授業の際には、議論の素材として、学生のレポートの中から添削済みの特定のレポートを参考答案として抜き出して配布し、事後にも学習効果を高められるようにしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>いずれの科目においても出欠をとっている。科目によっては、座席表のようなものを毎回作成して、発言内容とともに出欠も確認している。欠席については、シラバスに欠席は減点対象となる旨を明記している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>科目によっては、パワーポイント、DVDなどを活用して、わかりやすい工夫をしたり、時事的に憲法問題になりうる新聞記事を紹介したり、授業の導入部として、身近な問題や地元での問題から、その日の授業テーマに話をつなげていったりしている。</p> <p>憲法分野全体として講義、演習、総合演習という段階的な学習過程の中で、実社会における具体的憲法問題や実務上の対応状況を関係付けながら説明を加えて、理論と実務との関係を意識させるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>1年次配当科目では憲法に関する基礎知識、基礎的理解及び条文読解を中心にして、重要論点に説明を加えている。また、質問や議論を通して問題発見能力を養う授業をしており、未修者の学年にふさわしい内容にしている。</p> <p>2年次配当の憲法演習では、各回のテーマに応じた基本判例を取り上げて、レポートにまとめさせることによって、基本的争点、原告の主張、被告の反論、裁判所の判断などを整理させている。判例を読みこなし、当事者の主張がどのような組み立てになっているのかを把握させ、1年次に修得した基礎知識の確認のうえに同種問題への応用力を養う授業をしている。</p> <p>3年次には、具体的憲法事例への対応力を養う公法総合演習の憲法分野が配当されている。そこでは、事例の中から論点を抽出し、自分の見解をまとめて表現できるようになる指導をしており、最終学年に相応した内容になっている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は 2013 年度後期から行われる。ただ、その「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。すなわち、講義科目である統治及び人権で、憲法に関する基本的知識と典型的な事例を通して憲法問題の発見能力を育成している。</p> <p>憲法演習においては、レポート課題によって問題の整理・分析能力を養い、双方向、多方向の議論によって、法的思考、表現、説得、反論などの各能力を育てている。公法総合演習においては、具体的事例の検討を通して、法的分析推論能力、問題解決能力を育成している。また、議論を通して批判的検討能力、表現能力を育成している。さらに事例によっては、現実の法規との関係で、立法技術論にまで立ち入ることもある。</p> <p>自学自修について、講義科目では基本的に、授業の際に口頭で自学自習に委ねる範囲を伝えている。また、演習においては、授業で取り上げる時間がなかった関連判例や関連問題について、ポイントを指摘しながら、自学自修に委ねる旨を伝えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>1 年次の講義科目担当者が、2 年次の演習と 3 年次の総合演習も担当しており、3 年間を通して学生の学習能力の伸び方や理解度などを把握しながら、授業での質問等に工夫をしている。</p>

■ 行政法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p><b>【講義科目】</b>（行政法Ⅰ、行政法Ⅱ）</p> <p>行政法Ⅰ（１年次後期）の授業では、行政法の基礎理論について、具体的には、法治主義などの行政法の基本原理、行政の行為形式論、行政の行為に対する実体的規律（行政裁量論など）・手続的規律（適正手続論など）の問題を中心に扱い（なお、情報公開・個人情報保護制度の問題もこの授業で扱っている）、行政法Ⅱ（２年次前期）の授業では、行政活動をめぐる紛争に対して行政法がどのような救済の仕組みを用意しているかについて、具体的には、行政事件訴訟法、国家賠償法および損失補償制度に即して、訴訟形式、訴訟要件、本案審理における違法事由の主張のあり方などを中心に扱っている。</p> <p>いずれの科目でも、絶えず条文（下位法令におけるそれや要綱・通達等も含む）を参照することにより、実定法の仕組みを解釈し、判例を分析する基本的な力を身につけさせるようにしている。</p> <p><b>【演習科目】</b>（行政法演習、公法総合演習〔行政法分野〕）</p> <p>行政法演習（２年次後期）では、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱで学修した行政実体法・行政救済法の基礎的理解を前提に、『授業シラバス集』の「授業計画」に記載してある具体的な行政紛争事例について、どのような訴訟形式を選択し、これをどのようなタイミングで提起していくか、訴訟要件をクリアするためにどのような主張を行っていくか、本案審理においてどのような違法事由を主張していくか、総じてどのような法的構成をもって紛争解決に導いていくかを理解させるとともに、法的思考能力を培えるような内容の授業運営に努めている。</p> <p>最終年次（前期）に履修する公法総合演習（行政法分野）では、それまでの行政法の学修を踏まえ、過去の司法試験問題の検討を行うなど、さらに難度の高い事例問題を扱い、司法試験（行政法）に十分にチャレンジできる応用力を身につけさせるようにしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>各回の授業で達成すべき目標は、それぞれ１週間前にTKCを通して配布している「レジュメ・資料」の冒頭でその都度明確に示している。「レジュメ・資料」（判例資料を含めて行政法Ⅰは毎回14頁前後、行政法Ⅱは毎回18頁前後）は、各回のテーマに関する「基礎事項」を簡潔に整理したうえで、「考察事項」を5問ないし7問設定する構成を採っている。時間的制約から、「考察事項」のいくつかは</p>

	<p>については自学自修に委ねているものもある（この点、改めて後述）。</p> <p>各回の授業は、「基礎事項」について簡潔に（20分程で）触れた後、授業の中心となる「考察事項」については受講者が発表し、これを受けて双方向で議論できる授業運営に努めている。学生の発言は、発言機会の平等を図る観点から「席順」に依っている。学生の発言内容によって、その理解度を知ることができる（この点、改めて後述）。</p> <p>なお、双方向の授業はどうしても時間を要するため、予定していた授業内容を所定の時間内ですべてを扱えない場合もある。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>行政法演習については、各回の授業で達成すべき目標は教材として用いている曾和他編『事例研究行政法〔第2版〕』（日本評論社）で明確に示されている。各回の授業で扱う課題は、1週間前にTKCを通して、関連判例資料等を添付の上、設問（教材に掲示の設問）を概ね3つほど選択して提示し、受講生には、授業の2日前までにメールで提出してもらい（A4〔1600字〕3枚が目安）、他の受講生のレポートにも目を通した上で授業に臨むよう求めている。レポートの提出は毎回の15回に及んでいるが、これには学生もよく対応してきたと思う。ゼミにおける議論も比較的活発に行われている。</p> <p>公法総合演習（行政法分野）では、上記の曾和他編の教材のほかには大貫・土田『行政法・事案解析の方法』（日本評論社）も使い、各回の授業では、提出されたレポートからモデル解答を抽出して添削のうえ配布し、これに担当教員が作成・配布する「論点メモ」に即して、課題を議論しながら解答構成の仕方を検討している。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの授業では、各回の講義内容の理解度を確認するために、「考察事項」について席順に発言を求める双方向的な授業を行っているほか、ミニ・テスト（短答式の問題を5問）をそれぞれ2回実施している。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>行政法演習および公法総合演習（行政法分野）では、毎回提出を求めているレポートをチェックすることによって、授業内容の理解度を確認している。授業で採り入れている双方向的な議論（の内容）からも学生の理解度を確認することができる。</p>
エ 授業後のフォロー	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>行政法の講義科目については、各回の授業後の質問に対応すると</p>

	<p>ともに、実施したミニテスト（2回）については正解・解説を添付して答案を返却している。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>行政法演習については、毎回提出してもらったレポートについて、採点対象である後半（8回以降）分のそれについては点数化し、若干の添削とコメントを付したものを返却している（返却についてはその都度行うことができず、数回分まとめて返却することもある）。それ以前のレポートについては、提出したレポートに授業での議論を踏まえて修正を加えたレポートの再提出があった場合に、同じくコメントを付して返却している（もっとも、その例は必ずしも多くはない）。</p>
オ 出席の確認	<p>行政法分野の上記の講義科目、演習科目については、毎回、それぞれ出席簿を持参し、受講者の出席を確認している。出席の確認は、受講者がそれほど多くないため、目視で行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>行政法Ⅰ、行政法Ⅱの授業では、各回を通じて、実定法制度の内容と特徴に関心をもたせながら、特に判例の分析を通して、判旨の理解、判例相互の関係、判例法理の確立・展開・到達内容、判例の射程、規範の具体的事案への適用などに留意させるよう、授業を組み立てている。また、個々の制度が現実にもどのように機能しているのか、その現状と問題点についても、これも特に判例の分析を通して、考察させるよう努めている。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>行政法演習の議論・検討にあたっては、紛争事例のベースになっている判例法理の理解が不可欠であり、各回行う設問の設定に際しては、判例資料をその都度提供している。受講者は、各回の行政紛争事例に関する設問に対するレポート（解答）を準備し、受講日（金曜日）の前々日の正午までに、担当教員宛にメール送信により提出することとし、受講生も事前に他の受講生のレポートを読了して授業に臨むよう指導している。このような方法を採用することが、授業での議論も活発になり、学修効果も上がると考えたからである。</p> <p>また、各回の授業は、設問毎に双方向・多方向で議論を行う形で進めているが、より自覚的・主体的・積極的に取り組んでもらうという趣旨で、受講生の合意を得たうえで、前半（一巡するまで）は司会も受講生が担当している。司会者となった学生も、論点整理をして授業に臨み、適宜適切に受講者の発言を引き出すなど、その役</p>



	<p>割をよく果たしていると思う。担当者は、必要に応じて議論の交通整理を行うほか、ポイントを指摘し、他の論点との関係に言及するなどのアドバイスをを行う形をとっている。後半は担当者の司会で進めたが、受講生相互間の議論は比較的活発であったと思う。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p><b>【講義科目】</b>  1年次後期に開講される行政法Ⅰについては、未修者の学修に資するという観点から、講述方式を多くしているが、2年次前期に開講される行政法Ⅱについては、受講生の学修の習熟度も見計らいながら、考察事項について学生が発言する機会を多くし、双方向的な授業運営を行うように努めている。講義科目については毎回、板書事項の内容に当たるものを「メモ」として当日配布し（A4一枚ないし二枚）、コメントを行う場合にこれを活用している。</p> <p><b>【演習科目】</b>  2年次後期に開講される行政法演習、3年次前期に開講される公法総合演習（行政法分野）については、それぞれ対象学年に相応しく、提出してもらったレポートを素材にし、専ら多方向的に討論を行う授業運営に努めている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>本研究科では、「本法務研究科の学生が修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画の実施は21013年の後期から行われることになるが、その内容に盛り込まれているマインドとスキルの多くは、これまでの授業でもこれを修得させるような授業運営に努めてきたつもりである。例えば、講義科目である行政法Ⅰと行政法Ⅱでは、行政実体法及び行政救済法全般についての基礎的知識などの基礎的部分の修得に努め、それを土台として、演習科目である行政法演習では具体的な行政紛争事例に関する答案（レポート）作成を通じて法的分析、法的表現能力を修得させるとともに、双方向的な議論を通して、より積極的な法的議論や説得能力を引き出してきた。公法総合演習（行政法分野）ではさらに複雑な事例の検討を通して事案解決に向けた総合的な力を涵養してきている。授業時間の制約もあり、相対的に重要度の低い分野（行政法Ⅰでいえば「公法・私法二元論」「行政行為の附款」など、行政法Ⅱでいえば「行政不服審査制度」など）については自学自修に委ねることとし、『授業シラバス集』の「授業計画」に記載していない。これについては、講義冒頭のガイダンスでその旨説明している。また、各回扱う考察事項の中にも同じく時間的制約から自学自修に委ねざるを得ないものもある。</p>

	<p>これについては、考察事項の末尾に（→自学自習〔または各自確認〕）と明示している。自学自修に委ねてよい問題は、基本書・判例を丁寧に読めば解答できる問題である。なお、自学自修に委ねた項目についても、TKCのQ&amp;A、メールを介した質疑応答による対応が可能であるが、こうした手段を介した質問等は実際には（数年前とは異なり）少なくなってきているのが現状である。</p>
ケ その他	<p>特になし。</p>

■ 刑法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>講義科目としての刑法Ⅰ、刑法Ⅱでは、基礎的な法分野である刑法総論及び各論について、いわゆる共通的到達目標で示されている内容をほぼ網羅している。ここでは、基本用語や概念、主要な学説・判例について自らの言葉で説明できる程度にそれらの意味や相互関連性を理解することが到達目標であるが、授業によっては学生を指名して答えさせることにより法的表現能力を養わせる教育も行われている。また、判例や学説を学ぶことで基本的な分析力・読解力も身につけさせている。</p> <p>2年次必修科目の刑法演習では、様々な事案に対して刑法学の知見を適正に応用して法的・論理的な思考により結論を導き、かつ、その思考経路を適切な表現で文書化する能力を身につけさせることを目標として授業が行われている。ここでは比較的易しくかつ典型的な論点を含む事例問題について答案を作成させ、全員で検討することにより、事実関係の中から法的に意味のある事実を的確に抽出して、これに適切に法を適用することで妥当な結論を導く練習を行う。</p> <p>最終学年の必修科目刑事法総合演習（刑法分野）においては、難度の高い事例問題を扱い、法的知識の応用力・実践力をさらに磨く。問題の中には未知の論点が含まれていることもあり、これに対して一定の解決を与えることができるような実力をつけさせることも目標である。この時点では、受講生は刑法以外にも多様な法分野の知識を有しているので、例えば、財産犯を扱う場合には民法上の法律関係との異同等を意識させたりするなどして、広い視野からの妥当な結論を導かせるように意識している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>講義科目においては、未修者を前提とした講義であるため、担当者間で議論を重ねた結果、講義時間内の質疑応答、双方向・多方向の議論よりも、必要な内容を講義することに重点を置いている。</p> <p>演習形式の授業では、事例問題を検討するスタイルが採られており、出席者全員による議論が目指されている。そして、どの演習も少人数（5～10名）で行われているために発言しやすい雰囲気が保たれているせいもあって、ある程度、目的は達成されている。</p>

<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>講義科目では、原則として毎回の授業毎に小テストを実施して理解度の確認をしている。演習科目では、提出してもらった答案をチェックして適宜コメントを書き入れ、点数をつけて返却しており、これによって理解度の確認が行われている。なお、2013年度前期の刑法演習では、こうして答案を返却し授業（議論）を行った後で再度修正した答案を（任意で）提出させたところ、多くの学生の2度目の答案は予想を超えて格段に良くなっており、授業の効果及び学生の進歩がはっきりと確認された。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>上記「ウ」でものべたように、演習科目では答案にコメントを書き入れて返却している。2013年前期の刑法演習で行った授業後に再度修正した答案を提出させる試みは、学生の理解度を知る手がかりとしても有効であったが、学生自身からも、丁寧な指導であるとして高い評価を得た。なお、授業の直後は学生が質問に来やすい時間であるので、ほとんどの教員は教室に留まり質問に応じている。メールで質疑を受け付けることはもちろんであるが、どの教員も、オフィスアワー以外の時間でも学生と面談して疑問に応じる旨表明しており、面談は実際にもしばしば行われている。</p> <p>とくに、1年次の授業である刑法Ⅰ、刑法Ⅱは初学者も多く、授業だけでは十分な理解に至らない学生も多々いるので、AA（若手弁護士）による課外授業が1個学期に5～6回行われている。</p> <p>教員はAAに資料を提供し連絡をとって、どのような点についてどういうことをフォローして欲しいかを適宜伝えている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>講義形式、演習形式を問わず、すべての授業において出席は確認されている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>1年次の刑法Ⅰ、刑法Ⅱでは、パワーポイントによる授業が行われており、イラストや図表が多用されている。これは抽象的で分かりづらい法的概念や学説相互の関係性を、視覚に訴えて直感的に分かりやすくするための工夫である。演習形式の授業ではレジユメの配付が行われる程度であるが、教員によっては多方向的な議論の手助けとなるようにと、学生の答案（意見）を一覧表にまとめたものを配付するなどしている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>上記「カ」でものべたが、初学者が多い1年次の講義科目ではパワーポイントを駆使して、直感的に分かりやすい授業となるよう工夫している。また、2年次の演習と3年次の演習では、それぞれレベルの異なった演習本を使用していることはもちろん、3年次の演習では研究者教員と実務家教員がペアとなって（さらに若手弁護士1名がAAとして同席して）授業を担当し、幅広い視野からの指導ができるような態勢をとっている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は2013年度後期から行われる。ただ、その「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。すなわち、講義科目としての刑法Ⅰ、刑法Ⅱでは基礎的な法的知識及び専門的法的知識の修得が目指されている。また、「基本用語の意味や判例・学説を自らの言葉で説明できる程度になること」という限度で法的表現力も目指され、法的分析や推論の能力も、主に判例の学習や、授業の中で折に触れて示される設問への取り組みを通じて行われている。刑法演習では事例問題に対する答案作成を通じて主に法的分析・推論能力、法的表現能力を修得させる。同時に、集団で事例問題を検討することを通じて、法的議論や説得の能力を磨かせる。もちろん、解答文書を作成するにあたって法情報調査の能力も養う。さらに最終学年の刑事法総合演習（刑法分野）では法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力をさらに磨くとともに、未知の問題にも対応できる創造的・批判的検討能力を修得させている。</p> <p>いずれの授業でも、自修に委ねざるを得ない部分が多々あることは否めない。講義科目では、教科書を基準とし、いわゆる共通の到達目標と見比べて、中心的なテーマ、それについての判例通説（可能な限り有力な反対説も）の態度には必ず触れるようにし、教科書でコラム記載となっているような発展的テーマや関連判例については自学自修に回すのが基本的な考え方である。特に、研究者教員は自説に固執せず、客観的な学説状況を伝達するように努めている。</p> <p>演習では、演習本の中から課題を選択しているが、限られた授業回数であるので、総論・各論ともに一部の領域・テーマに偏らないよう、配慮している。選べなかった論点については、少なくとも解</p>

	<p>説部分を読み、自学自修するよう促している。</p> <p>講義科目においては、自習自修に委ねる部分は必要に応じて講義中に口頭で伝えるのが基本である。もっとも、教員によっては、予習用に配付するレジュメにおいて、すでに指示していることもある。</p> <p>演習科目では、事前に提出された答案にコメントを付して返却するのが通例であるので、学生は再検討を促された部分についてもういちど教科書を調べるなりして考え直すことになるから、それが事実上学習ポイントの伝達になっている。さらに授業時間で事例の検討をする中で、教員から学説の整理をしたり関連判例を読んでおくようにとの指示が、適宜口頭で伝えられている。</p> <p>なお、以上の他、学期途中に行われる学生からの授業評価アンケートの結果や、小テスト、課題答案の出来具合、学生から寄せられる質問の内容や頻度等について教員同士が情報・意見を交換し合っている。</p>
<p>その他</p>	<p>演習形式の授業では、受講者は、事前に提出する答案を互いにパソコンで閲覧できるようにしており、これによって予習・復習（優れた答案の研究）が可能となっている。</p>

## ■ 刑事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>講義、演習、総合演習という段階的な教育課程の中で、実際に行われている刑事手続について具体的なイメージを持たせつつ、手続全般に関する広く浅い知識と、重要な論点に関する本質的で深い理解を得させるようにしている。特に、様々な論点を検討するにあたっては、それが実務上、どのような形で問題になるのかを、当事者的な視点から、説明するように心掛けており、机上の知識をなぞるだけにならないようにしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱは、教員が説明する比重は高いが、それでも、質問をできるだけするようにしており、また、質問に対する答えを基にさらに全員に考えさせるような工夫をしている。刑事訴訟法演習と刑事法総合演習（刑事訴訟法分野）では、各自が書いてきた課題レポートを事前に添削することによって各自の理解度を把握できることから、その理解度に応じて、充実した議論を促すことができている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱでは、小テスト（学期中2回）とレポート（同1回）で、刑事訴訟法演習では、小テスト（同2回）と毎回の課題レポートで、刑事法総合演習（刑事訴訟法分野）では毎回の課題レポートで、それぞれ理解度を確認している。</p> <p>また、授業中に行っている質問によっても、理解度の確認はできている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>いずれの科目においても、授業後の質問時間は十分にとっている。また、提出されたレポートについては、段落毎に詳細なコメントを付して返却しており、法的知識や思考の整理、文書作成能力の向上に役立っているものと思われる。</p> <p>なお、授業後にレポートを書き直してきた場合には、コメントだけでなく、できるだけ添削までするようにしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>いずれの科目でも、出欠を把握・確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的 ・具体的な工夫</p>	<p>刑事訴訟法Ⅰは、未修1年次前期配当科目であることを踏まえ、最初の3回で、刑事裁判のビデオを見せるなどして、刑事手続全体の大まかなイメージを持たせるようにしている。また、勾留請求の当否をグループで検討させることによって、法的判断の概要を掴ませるようにしている。</p> <p>その後は、特に映像資料等は用いていないが、講義、演習、総合演習という段階的な学習過程の中で、実務の状況を適宜説明しながら、理論と実務との関係を意識させるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>講義科目であり、未修1年次配当科目の刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱでは、基本書に沿った講義をしながら、重要論点や実務的に重要な点についてはより深い説明をしたり、質問と議論をしたりしており、対象学年に相応しい内容となっている。</p> <p>2年次後期配当科目の刑事訴訟法演習では、判例を素材とした応用的な事例について、レポートを書かせた上で、授業で議論をしており、講義と刑事訴訟実務の基礎の授業を受けた学生に相応しい内容となっている。</p> <p>3年次後期配当科目の総合演習は、いくつかの論点を組み合わせた、実際の事例に近いオリジナル問題について、レポートを書かせた上で授業で議論をしており、修了間近の学生に相応しい内容となっている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は2013年度後期から行われる。ただし、その「内容」に示されている資質の多くは、すでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。すなわち、講義系科目である刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱで、刑事手続全般についての基本的な知識と法的議論・表現・説得能力の基礎的部分を学ばせ、それを土台として、刑事訴訟法演習でやや応用的な事例を素材に、さらに法的議論・表現・説得能力を中心に磨きをかけ、さらに、総合演習で実際の事件に近い、複雑な事例について考えさせながら、事案の解決に向けた総合的な力を涵養してきている。また、いずれの授業においても、実務を意識して講義しており、事案の解決という面を意識させるとともに、法曹としてのマインドの養成も図られている。</p> <p>自学自修に委ねる部分については、レジュメやシラバスで明示したり、講義中に指示したりしており、学生には伝わっていると思われる。また、1年次科目では、レジュメに演習問題を掲げており、</p>



	講義時間外に、その点についての質問も受けて、自学自修を支援している。
ケ その他	全学年について、同一（1人）の専任教員が関わっており、3年間全体を見通した教育を心掛けている。また、受講者である学生が少人数であることから、授業のレベルと厳格な成績評価は維持しつつも、各学生の学修の進行状況・理解度を把握しながら、授業を組み立てるようにしている。

■ 民法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p><b>【講義科目】</b>（契約法Ⅰ、契約法Ⅱ、契約法Ⅲ、所有権法、担保法、不法行為法、家族法）</p> <p>1年次の財産法は、3名の教員が担当しているが、テキストはすべて内田民法で統一し、共通的到達目標を意識して授業を行って教員間の授業内容にばらつきが生じないように調整している。</p> <p>家族法については、財産法と異なるテキスト（高橋他著民法7有斐閣）を使用しているが、財産法と同じ共通的到達目標を意識して授業を行っている。なお、本年度（後期）から相続法については、財産法と同じく内田民法を使用する予定である。</p> <p>また、FD活動の一環として行われる授業参観終了後において、あるいは成績判定会議終了後において、授業内容や期末試験問題等について民法の担当者間で意見交換して、民法科目全体の教育内容等について連携・調整を行っている。</p> <p><b>【演習科目】</b>（民事法基礎演習、民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民事法総合演習Ⅰの民法分野、民事法総合演習Ⅱの民法分野）</p> <p>1～3年次の民法演習科目は、3名の教員で担当しているが、民事法基礎演習及び民法演習Ⅰ・Ⅱのテキストは、Law Practice 民法Ⅰ・Ⅱで統一し、また、民事法総合演習Ⅰ・Ⅱの民法分野のテキストは、「ロースクール演習講座①遠藤賢治他編・民事法研究会」や「事例から考える民法[債権法]平野裕之著・法学書院」を使用し、共通的到達目標を意識して授業を行って教員間の授業内容にばらつきが生じないように調整している。民法演習科目については、新学期前に3名の教員でテキストの選定や共通的到達目標・授業の進め方等について意見交換して演習科目全体の教育内容等の連携・調整を行っている。また、期末試験問題についても、内容や範囲等について担当者間で意見交換したうえで、作成している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>民法の講義科目においては、理論的・実践的な思考力を涵養する観点から、1人の学生に基礎から応用まで複数の視点から多数の質問を集中的にするというソクラテスメソッドによって毎回の授業で行っている。また、時々特定の問題点について複数の学生間で議論してもらうなど多方向の議論も行われている。</p> <p><b>【演習科目】</b></p>

	<p>民法の演習科目においては、判例分析及びサマリーの検討を行うが、そのいずれにおいても、発表担当者を決め、各発表をもとに、各自の疑問点を自由に議論し、また、意見が分かれる箇所についても、自由に議論が行われている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p><b>【講義科目】</b>  講義科目においては、毎回の授業の双方向の議論において学生の理解度を確認したり、授業期間の途中でレポートを提出させたり、授業の始めに前回の内容の確認小テストを行ったりして学生の理解度を確認している。</p> <p><b>【演習科目】</b>  演習科目においては、毎回学生が提出するサマリーを添削して理解度を確認し、理解度が足りない学生に対しては、担当教員が授業終了後、直接指導したり資料を提供したりしてフォローしている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p><b>【講義科目・演習科目】</b>  民法の講義科目・演習科目にかかわらず、授業後の教室での質問については、その場で一定の理解、疑問の解消に到達するように、時間の許す限り対応している。また、授業以外での質問については、TKCを利用したり、メールやオフィスアワーで対応している。</p> <p>各教員は、担当科目の理解度を補うために、適当な資料を後日配布する等取り組んでいる。</p>
オ 出席の確認	<p><b>【講義科目・演習科目】</b>  講義科目・演習科目とも担当教員が教室に備え付けられている座席表を基に出席状況をチェックし、欠席連絡のない学生に対しては、その日のうちにメールや電話で欠席理由を確認している。</p> <p>病気などで数回休むことを余儀なくされる学生については、指導教員にも連絡を入れて情報を共有し、対応している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的 ・具体的な工夫</p>	<p><b>【講義科目・演習科目】</b> 講義科目・演習科目を問わず、科目によってはパワーポイントを使って事例や判例について説明するなどの工夫がなされている。また、ボードに板書する場合も、事例を時系列的に説明するなどの工夫がなされている。 各担当者は、レジュメを作る際にも事例を時系列的に列挙するなどの工夫をしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p><b>【講義科目】</b> 1年次講義科目（財産法）については、テキストを統一して、共同的到達目標を意識した授業を行い、教員毎に授業内容に大きなばらつきが生じないように調整している。また、家族法についても、財産法と同じ共同的到達目標を意識して授業が行われている。 <b>【演習科目】</b> 演習科目については、1・2年次の演習科目の教科書を統一して、各年次の共同的到達目標を意識した授業を行い、3年次の民法法総合演習（民法分野）に対応できる素養を涵養するための授業が行われている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものになっているかについては、本研究科にあつては、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は2013年度後期から行われる。ただし、その「内容」に示されている資質の多くは、以下の通りすでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。 <b>【講義科目】</b> 民法の講義科目のうち財産法分野においては、テキストを統一して科目間のバラツキをなくすことによって、民法の基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎力を養成し、また、口頭での説得力等を鍛えるためにソクラテスメソッドを用いている。さらに、文書での説得力等を鍛えるためにレポートも作成させている。 <b>【演習科目】</b> 民法の演習科目においては、まず2年次の民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱにおいて、1年次の民法の講義科目で修得した基本的体系的理解</p>

	<p>及び民事法基礎演習で修得した基礎的事例分析力・法的論理的思考力を基に、具体的な事案分析による問題点の把握・法規範の定立・あてはめという法的論理的思考過程を経て事案解析（結論）を導き出す実践的応用力を涵養するための授業が行われている。つぎに、3年次の民事法総合演習（民法分野）においては、理論的・実践的総合力を修得させるために、事実の抽出・分析を行ったうえで、法の解釈・適用により妥当な解決を図るために必要な最低限の力の涵養を行っている。自学自修に関しては、以下の通りである。</p> <p><b>【講義科目・演習科目】</b></p> <p>自学自修に委ねる部分については、レジュメやシラバスに明示したり、授業中に指示したりしており、学生には伝わっていると思われる。また、1年次の講義科目においては、レジュメに事例問題を掲載して、授業時間外にその問題に関する質問を受けて自学自修の支援を行っている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>講義科目においては、授業の1週間前までにレジュメをTKCに掲載し、当該授業で取り扱うテーマ・分野の到達目標を示して学生がこの目標を意識した学修ができるように配慮している。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>演習科目においては、各回の授業で達成すべき目標について事前に示してはいるが、授業の1週間前までに次回の授業で取り上げる「問題と解説」をTKCに掲載して、具体的事案分析による問題点の把握・法規範の定立・あてはめという法的論理的思考過程を経た結論を導き出す実践的な応用力の涵養を意識させる学修ができるように配慮している。</p>

## ■商法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>商法分野の法律基本科目については、以下のように、1年次後期から3年次後期までの継続性及び科目相互の連携を重視した積み上げ式の教育を実践している。</p> <p>1年次後期配当の会社法Ⅰ・Ⅱ及び2年次前期配当の商行為法・手形法小切手法では、レクチャー中心の授業により、商法（会社法、商行為法、手形法・小切手法）に関する基礎的・体系的知識を確実に修得させる。次に2年次後期配当の商法演習では、商法に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力（論述力を含む）を涵養することを目的として、長文の事例問題を演習形式で検討する。そして3年次前期・後期配当の民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、商法分野の総まとめとして、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を演習形式で深く検討することにより、商法に関する知識・能力を法科大学院修了者に値するレベルにまで到達させる。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>会社法Ⅰ・Ⅱ及び商行為法・手形法小切手法は、商法を初めて学ぶ学生も対象としているため、教科書及び自作の講義案・レジメに沿って講ずるレクチャー中心の授業であるが、毎回重要判例や判例等を素材に作成した簡易な具体的事例を紹介・提示し、そこに含まれている法的問題点の抽出と検討を問答式（双方向）で行う形式も積極的にとり入れている。</p> <p>商法演習及び民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、毎回指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作成させ（他の学生の答案・サマリーについて事前の検討を指示することもある）、その答案・サマリーをもとに教員とすべての学生による（双方向・多方向での）自由で活発な議論が行われることを期待している。また授業後には、授業における議論等を踏まえて答案・サマリーを修正（再度作成）することを求めている。この授業後の答案・サマリーについてはコメントを付して（添削して）返却している。</p> <p>いずれの科目でも、教員と学生との双方向・多方向型の授業方法は、学生の考える力や議論する力を確実に高めているものと思われる。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>会社法Ⅰ・Ⅱでは、各週連続した2回の授業の最初の20分程度を使って前週の授業で指定した復習事項について口頭試問形式で解答させている。商行為法・手形法小切手法でも、授業の冒頭に前回の授業内容について学生の理解度を確認するための質問を適宜</p>

	<p>行っているほか、○×式による小テストを学期中に2回実施している。</p> <p>商法演習及び民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、毎回指定した事例問題について答案・サマリーを授業前と授業後に2回作成することを求め（上記イ参照）、これによりそれぞれの学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>いずれの科目の担当教員も、オフィスアワーを週1コマ指定しているが、それ以外の時間帯においても学生の質問には丁寧に対応している（メールによる予約を求める教員もある）。</p> <p>会社法Ⅰ・Ⅱでは講義レジメとは別に授業後に復習レジメを配布し、商行為法・手形法小切手法では各回のシラバス（詳細版）にさらに理解を深めるために学習するのが望ましい文献等を記載し（下記ケ参照）、また商法演習では参考資料（関連判例や類似の事例問題・解説等を掲載したもの）を配布するなどして、授業後の学習を支援している。</p> <p>商法演習及び民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、授業後に修正（再度作成）のうえ提出された答案・サマリーについてはコメントを付して返却している（上記イ参照）。</p>
オ 出席の確認	<p>いずれの科目でも、授業の冒頭に学生の出席を確認のうえ出席表に記入し、学期末の成績評価にあたってこれを利用している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>会社法Ⅰ・Ⅱ及び商行為法・手形法小切手法は、レクチャー中心の授業であるが、企業組織や企業取引の実際的動向に留意するとともに判例等の法的紛争の具体例を検討することにより、企業法務への興味・関心を喚起するように努めている。授業方法の具体的な工夫としては、会社法Ⅰ・Ⅱでは、講義レジメとは別に授業後に復習レジメを配布し、そこに指定した復習事項について翌週の授業の最初に口頭試問を実施している点（上記ウ参照）、商行為法・手形法小切手法では、シラバスを補充する各回のシラバス（詳細版）を開講前に一括して配布している点（下記ケ参照）を挙げることができる。</p> <p>商法演習及び民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、毎回指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作成させ、その答案・サマリーをもとに教員と学生が議論を行い、授業後には授業における議論等を踏まえて答案・サマリーを修正（再度作成）することを求めている点（上記イ参照）に特徴がある。TKCのディスカッション機能の利用を推奨することもある。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>商法分野の法律基本科目については、1年次後期から3年次後期までの積み上げ式の教育を実践しており（上記ア参照）、各科目の配当年次・学期の学生にふさわしい授業を目指している。</p> <p>会社法Ⅰ・Ⅱ及び商行為法・手形法小切手法では、商法を初めて学ぶ学生を含む1・2年次生も容易に対応することができるように、その基礎的・体系的知識を修得するうえで本質的な事項について、学界や実務界において争いがある重要な問題点を中心に講じている。なお、商行為法・手形法小切手法は、民法関係科目（とくに契約法Ⅰ～Ⅲ）の理解が不可欠であるため、2年次前期配当科目である。</p> <p>商法演習は、会社法Ⅰ・Ⅱ及び商行為法・手形法小切手法をすでに履修した2年次生を対象に、商法に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力（論述力を含む）を涵養することを目的としたものであり、事例問題の検討にあたっては当然にその基礎的・体系的知識が前提となる。民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、商法分野の総まとめとして、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を深く検討することにより、法科大学院修了者に値するレベルにまで到達させることがその目的であるため、商法に関する相当程度の知識・能力をすでに修得した3年次生を対象としている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定されたばかりであり、これを踏まえた授業計画・準備および実施は2013年度後期から行われる。</p> <p>もっとも、その「内容」に示されている知識・能力の多くについては、すでにこれを修得させるような授業を行ってきたといえる。会社法Ⅰ・Ⅱ及び商行為法・手形法小切手法では、商法（会社法、商行為法、手形法・小切手法）に関する基礎的・体系的知識、すなわち基礎的法的知識を修得させる。商法演習は、商法に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力（論述力を含む）を涵養することを目的としている。長文の事例問題を教員と学生が演習形式で検討することは、専門的法的知識を集積するだけでなく、法的分析・推論能力や法的議論・表現・説得能力の向上に資するものである。また、具体的な事例の検討を通じて、法情報調査力や創造的・批判的検討能力を高めることにもなる。民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を深く検討することにより、法科大学院修了者に値するレベルの専門的法的知識、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、法情報調査力、</p>



	<p>創造的・批判的検討能力に加え、総合的能力としての高い問題解決能力を修得させることを目指している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>会社法Ⅰ・Ⅱでは、授業の1週間前までにTKCにより講義レジメを配布し、これにより各回の予習内容および授業の到達目標を示している。商行為法・手形法小切手法では、シラバスを補充する各回のシラバス（詳細版）（①事例〔授業内容〕、②要点〔到達目標〕、③関係条文、④キーワード、⑤必ず予習すべき文献・判例、⑥参考資料〔さらに理解を深めるために学習するのが望ましい文献等〕が記載されている）を開講前に一括して配布し、授業の実施にあたってこれと連携した形で詳細な講義案を配布している。</p> <p>商法演習では開講前にシラバスを補充する授業計画書の配布により、また民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ（商法分野）では授業の2週間前までにTKCにより各回の予習内容及び授業の到達目標を示している。いずれの科目でも、毎回指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作成することを求め、その答案・サマリーをもとに議論を行うことになるため（上記イ参照）、提出されたすべての答案・サマリーを丁寧に読み、それぞれの学生の理解度（とくに理解が不十分な点）を確認している。併せて、議論のための参考資料を作成したうえで授業に臨むこともある。</p>

## ■民事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p><b>【講義科目】</b>（民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱ）</p> <p>民事訴訟法は円環構造を有するといわれ、全体構造ないし体系的構造を理解することが個別理解のためには必要不可欠である。このため、1年次を対象とする民事訴訟法Ⅰでは、基本事項の修得に重点を置いている。そして、2年次を対象とする民事訴訟法Ⅱでは、民事訴訟法Ⅰを基礎に、判例と学説との関係性を理解し、論理的思考力、創造的・批判的思考力の育成に重点をおきつつ、一步深めた理解を得させようとするものである。</p> <p><b>【演習科目】</b>（民事訴訟法演習、民事法総合演習Ⅰ（民事訴訟法分野）、民事法総合演習Ⅱ（民事訴訟法分野））</p> <p>全国の法科大学院で多く使用されている演習書をテキストにして、具体的な事案における設問（基本書では対応できない難問が多い）につき、指定した文献を手がかりにして、学生に自分の頭で考えて解答することを求めることによって、さらに論理的思考力や創造的・批判的思考力を発展させるとともに、問題発見能力、問題解決能力を育成するようにしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>民事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅱいずれも基本的に双方向の授業である。民事訴訟法Ⅰでは、双方向の授業を可能にするために、事前に設問教材を解くよう予習指示しており、教科書の疑問点や授業でとりあげてほしい問題についてリクエストするメールの提出を義務づけている。かかるメールの内容（受講生の理解度）を把握した上で授業を展開している。民事訴訟法Ⅱでは、議論内容に応じて多方向に展開するよう心がけている。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>演習科目は双方向の授業でなければならないのはいうまでもないが、3年前までは、学生の自主的な発言を重視して、あまり学生に当てなかったため、学生の発言は低調であった。しかし、それでは「議論する力」を養うことができないので、一昨年からどしどし当てるようにしている。議論が活発になされているとまではいえませんが、前よりはよくなっている。</p>

<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p><b>【講義科目】</b>          民事訴訟法Ⅰでは、毎回のメールによる理解度確認と授業での対話のほか、第4回、第10回終了時にレポート課題を与え、添削・採点して返却している。民事訴訟法Ⅱでは、毎回授業開始前20分を利用して、授業テーマの基本事項の理解度を確認する小テスト（記述式）を実施している。授業における対話問答も学生の理解度を確認するのに資する。</p> <p><b>【演習科目】</b>          テキストの設問に対する解答を全員に書かせて授業の2日前にメールで提出させ、その中からひとつ選び、授業の前日に匿名にして学生全員にTKCで公表し、授業では、その取り上げた解答の問題点（設問にしっかり答えているか、判例や学説の理解は正確か、論理的に思考しているか、等）を指摘させつつ、テキストの設問について議論させているので、その取り上げた解答を書いた学生の理解度は詳細に確認することになるが、学生がひっかけりそうなところ、よく理解できていないところはだいたい共通しているので、他の学生も、各自、自分の解答のどこがおかしかったかに気づくはずである。また、他の学生の理解度も解答を読むことによって確認するとともに、取り上げた解答と共通しない、重要な問題点がある場合は、こうこう書いた解答があったが、というかたちで授業でふれるようにしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p><b>【講義科目】</b>          民事訴訟法Ⅰでは、レポート課題答案を添削して返却している。民事訴訟法Ⅱでも、毎回の小テスト答案を添削して返却している。いずれにおいても、オフィスアワーを授業後のその教室に指定している。また、授業後、あるいは自学自修で生じた疑問について、メールによる質問を受け付けている。</p> <p><b>【演習科目】</b>          授業で取り上げる解答については、授業での議論を通じてかなり詳細な指摘をしている。他の解答については、自分の解答についてさらに自ら検討を加えたいと希望する学生に対しては、添削して返却している。また、授業後の質問については、授業終了後に教室で質問を受け付けるほか、メールでの質問も受け付けている。</p>

<p>オ 出席の確認</p>	<p><b>【講義科目】</b>          民事訴訟法Ⅰにおいては 座席表と学生名簿で確認している。また、民事訴訟法Ⅱにおいては、学生名簿と小テスト答案の提出状況で確認している。</p> <p><b>【演習科目】</b>          座席表で出席を確認している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的 ・具体的な工夫</p>	<p><b>【講義科目】</b>          民事訴訟法Ⅰにおいては、各回の達成目標を明示した設問教材を作成・配布している。また、司法研修所作成の民事第1審手続の解説ビデオを視聴する機会を設けている。メールリクエストの義務化により個別の理解度を把握して授業を進行させている。民事訴訟法Ⅱにおいては 授業前の小テストを授業の導入として利用しつつ、徹底的な双方向授業を実施している。</p> <p><b>【演習科目】</b>          前述のように、学生から提出された解答の中からひとつ選び、授業では、その取り上げた解答の問題点（設問にしっかり答えているか、判例や学説の理解は正確か、論理的に思考しているか等）を指摘させつつ、テキストの設問について議論させている。このように他人の書いた文章の誤りを発見することを通じて「考える力」が伸びるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p><b>【講義科目】</b>          民事訴訟法Ⅰにおいては、未修1年次であることを強く意識して、全15回で民訴法の基本的事項を網羅的に学習する機会を与えつつ、理解が困難な部分を事前に把握してその部分に重点をおいた授業の構成をしている。また、訴訟実務を意識して訴訟記録の読み解きの機会とビデオ視聴の機会を設けて、学生が抽象的な学習・理解に陥らないように配慮している。民事訴訟法Ⅱにおいては、民事訴訟法Ⅰの後継科目として、基本事項の確認をしながら、応用展開学習となるよう、判例と学説の関係性を議論したり、論理的思考力、創造的思考力を獲得・育成するための対話型授業となるよう工夫し、後継の発展科目である民事訴訟法演習に連携させている。</p> <p><b>【演習科目】</b>          テキストの設問は難問が並んでおり、2年次後期、3年次という対象学年にふさわしいレベルとなっている。</p>

ク 到達目標との関係	<p><b>【講義科目】</b></p> <p>本研究科において「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」が制定される前においても、日弁連法務研究財団が制定している「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を徹底的に織り込んだ授業となっており、それゆえ、上記の「内容」が制定された後も、その内容・水準には変更の必要がない。すなわち、民事訴訟法Ⅰは、民事訴訟法の基本的な知識を獲得させ、設例教材の検討を通じて、典型事例と限界事例における思考の基本を理解させる。授業での対話とレポート課題を通じて、法的議論・表現・説得能力の育成を行い、問いに答えることを徹底させることにより、コミュニケーション能力の涵養を意図している。また、民事訴訟法Ⅱでは、民事訴訟法Ⅰで獲得した基本的な知識を確実に定着させながら、判例の事案及び判旨の徹底的分析と批判学説との議論のあり方を学ぶ過程で、議論の論理構造を意識させ、学生に対し、創造的・批判的検討能力の育成を図っている。判例を理解することだけでなく、そのような理解を踏まえて、更に判旨の射程を限定したり、伸ばすことをなどを通じて、応用的思考の水準に至ることを企図している。また、短時間の多数回の小テストを通じて、集中的な思考と文書作成のトレーニングの機会ともしている。また、授業で取り上げないテーマについても、TKCによる予習指示、授業時のコメントを通じて、いかに今回の授業テーマに関連しているかを明示し、自修の範囲を拡張するように学生を支援している。</p> <p><b>【演習科目】</b></p> <p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は制定したばかりであり、それを踏まえた授業計画・準備及び実施は2013年度後期から行われる。ただ、その「内容」に示されている資質のいくつかはすでにこれまでもそれを修得させるような授業を行ってきたといえる。すなわち、具体的な事案における、基本書では対応できない対応できない設問につき、指定した文献を手がかりにして学生に自分の頭で考えて解答することを求めることによって、基礎的法的知識、法的分析・推論能力、問題解決能力を育成している。また、授業における議論によって創造的・批判的検討能力、法的議論・表現能力を育成している。</p> <p>もっとも、後者は、前述のように、まだ活発な議論がなされていないといえないので、育成しているとはいっても十分ではなく、今後、議論をもっと活発にすることによって、これらの能力をしっかりと育</p>
------------	---

	成する必要がある。
ケ その他	<p><b>【講義科目】</b>  学生に対し、シラバスとは別に、具体的な履修方法等を指示した「履修ガイド」を作成し、授業デザイン、履修スキルなどを具体的に提案し、学習の意義を共有できるように努力している。</p> <p><b>【演習科目】</b>  テキストの設問をそのままではなく、適宜、修正することによって教育効果を高めるとともに、学生が自ら考えるための手がかりとなる文献の選択が適切であるように努めている。</p>